

第七十五回 参議院商工委員会會議録第十四号

昭和五十年五月二十九日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

森下 泰君
佐藤 信二君

補欠選任

小笠 公昭君
矢野 登君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

林田悠紀夫君

委員

熊谷太三郎君
楠 正俊君
小柳 勇君
須藤 五郎君

國務大臣
通商産業大臣
河本 敏夫君

政府委員

通商産業政務次官	嶋崎 均君
通商産業省通商政策局長	江口 裕通君
資源エネルギー庁長官	増田 実君
資源エネルギー庁石油部長	左近友三郎君
中小企業庁長官	齋藤 太一君
中小企業庁計画部長	吉川 佐吉君
事務局側 常任委員会専門員	菊地 拓君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠選任の件

○石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動に伴い、現在、理事に一名の欠員が生じております。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に熊谷太三郎君を指名いたします。

す。

○委員長(林田悠紀夫君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

一昨年の石油危機以来、世界の石油情勢はきわめて不安定な様相を示しており、わが国民経済の円滑な運営を図るため、従前にも増して石油の安定供給の確保が重大かつ緊急の課題となっております。

この石油の安定供給の確保を図るためには、まずわが国企業による石油開発の推進を図り、これとともに石油備蓄の増強を行うことが必要であります。

政府といたしましては、創立以来七年余にわたり、海外における石油開発の推進母体として活動してまいりました石油開発公団の役割りの重要性にかんがみ、本年度におきまして石油開発公団の投資規模の大幅な拡大と石油開発関係業務の拡充を図ることとし、また、これに加えて、本年度からの九十日備蓄増強計画の実施に伴い、石油開発公団が新たに備蓄増強に必要な資金の出資及び融資の業務を行うこととした次第であります。

今回の石油開発公団法の一部を改正する法律案は、以上のような趣旨のもとに、石油開発公団の業務の拡充を図ることを目的とするものであります。その要旨は次のとおりであります。

第一に、海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利を、民間企業への譲渡を目的として取得する業務を追加することによりま

す。

これは、近年の世界的な石油利権競争の激化にかんがみ、交渉力、技術力、情報収集能力にすぐれ、知名度の高い石油開発公団が交渉の当事者となつて直接に権利を取得することにより、円滑な石油開発の推進を図ることを目的としたものであります。

第二に、産油国国営石油会社が行う探鉱、採取等に必要な資金を供給するための資金の貸し付け業務を追加することによりま。

これは、近年産油国が資源主権の見地から有望鉱区を自国のために留保し、国営石油会社の手で自主開発することが多くなっていることにかんがみ、石油の供給等を見返りとする産油国への直接融資を石油開発公団が行うことにより、石油の安定供給の確保を図ることを目的としたものであります。

第三に、わが国領海及び周辺大陸棚における探鉱を、石油開発公団の投資の対象とすることによりま。

これは、わが国周辺大陸棚が最も安定的な石油・可燃性天然ガスの供給源であることにかんがみ、その開発促進を図ることを目的としたものであります。

第四に、石油開発公団の業務の対象である「石油等」の範囲に、オイルサンド及びオイルシェールを含めしめることによりま。

これは、オイルサンド及びオイルシェールが石油をしのぐ埋蔵量を持つ石油系未利用資源として注目を浴びていることにかんがみ、わが国としても、このような資源の開発への参画を図ることを目的としたものであります。

第五に、共同備蓄会社の行う備蓄事業に必要な資金の出資及び貸し付けの業務を追加することによりま。

これは、資金面、用地面において困難が多い石油備蓄の増強について、石油企業との共同備蓄事業に対する助成を行うことにより、これを強力に推進することを目的としたものであります。

なお、このほか、以上申し上げました業務の拡充に伴い、石油開発公団法の目的の改正、役員増員等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案の提出理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(林田修紀夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。増田資源エネルギー庁長官。

○政府委員(増田実君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び改正の要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

石油開発公団は、昭和四十二年に設立されて以来、海外における石油・可燃性天然ガス資源の探鉱資金の投融資業務及び開発資金の債務保証業務等を通じて、わが国石油開発の推進のための中心的役割りを果たすとともに、昭和四十七年度からは、備蓄用原油の購入資金の融資を通じて、石油備蓄の増強を図るための助成を行ってまいりました。

政府といたしまして、このような石油開発公団の役割りにかんがみ、予算及び財政投融資を通じて、石油開発公団に対する助成の拡充に努めてまいりました。特に、本年度は、石油開発公団の探鉱投融資について一千億円の規模を予定しておりますが、これは、いわゆる石油危機の起こりました昭和四十八年の投融資実績が二百八十億円であったことを考え合わせると、実に三年の間に三倍以上に拡大したことを示しております。

しかし、石油開発公団が、わが国の石油等の安定供給の確保という使命を十分果たすためには、以上述べましたような資金面での助成の充実と並んで、その石油開発関係の業務の範囲につきまして、近年の石油をめぐる世界情勢に即応した所要の拡充を図ることがぜひとも必要であります。

す。さらに、緊急時の安定供給対策の柱である石油備蓄の増強につきましても、九十日の水準を達するための五カ年計画を本年度からスタートさせることとしておりますが、このため、従来からの備蓄用原油の購入資金の融資業務に加えて、備蓄増強のための一層の助成を行うことができるよう石油開発公団の業務を拡充する必要があります。

この法律案は、以上のような趣旨のもとに、石油開発公団の業務の拡充を図ることを目的とするものであります。以下、その主要な改正点につきましまして、若干の補足説明をさせていただきます。

第一に、海外における石油等の探鉱をする権利等取得する業務の追加であります。これは、石油開発公団によるいわゆる直接利権取得への道を開くことを目的としております。この場合、同公団は、その獲得した権利を一定期間内に民間の石油開発企業に譲り渡し、現実の探鉱や開発は、あくまでもこれら企業の手によって行うこととしております。

第二に、産油国国営石油会社に対する資金の貸し付け業務の追加であります。これは、近年、産油国がみずから探鉱や開発を行うことを望む傾向も見られますので、石油開発公団が資金面でこれに協力することにより、石油等の供給を確保できるようにするものであります。

第三に、本邦周辺の海域での探鉱を投融資対象とするのであります。これは、従来、領海外の大陸棚などにおける探鉱は石油開発公団の目的達成業務としてその投融資対象とされておりました反面、領海内での探鉱は、対象から外されておりましたという問題がありましたので、今回、これらを一括し、同公団の助成対象として明確に規定することとしたものであります。

第四に、オイルサンド及びオイルシェールを業務対象の範囲に加えることでもありますが、これは、最近の原油価格の高騰に伴い、これらの資源の開発が経済性を持つに至っておりますところから、わが国としてもその開発への参画を図ることが望ましく、石油開発公団の業務の対象に加えて、

その促進を図ることとしたものであります。

最後に、共同備蓄会社の行う事業に対する投融資業務の追加であります。これは、複数の石油企業との共同出資により設立される共同備蓄会社に對しまして、所要の出資と資金の貸し付けを行うことにより、その事業の推進を図ろうとするものであります。

以上、この法律案につきましまして、提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(林田修紀夫君) 次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の中小企業近代化促進法は、昭和三十八年の制定以来中小企業の近代化に大きな成果を上げてまいりました。しかしながら、最近の中小企業をめぐる内外の環境は大きく変化しております。

第一に、わが国経済が、高度成長から安定成長経済へ移ろうとしていることでもあります。

このため、組織化による経営規模の拡大、近代化設備の導入等の従来の近代化施策に加えて、技術の向上、新商品の開発に重点を置く施策が必要となつてきております。

特に、需給構造の変化に直面している産業にあっては、新商品の開発による新たな事業分野への展開が望まれるわけでもあります。

第二に、国民のニーズの多様化、福祉型社会への移行に伴い、中小企業に要請される課題が環境の保全、国民の健康の維持増進、資源の節約・再生利用、製品の安全対策等、きわめて多様化しつつあることでもあります。

以上のような中小企業をめぐる環境の変化に対応して、中小企業の今後の近代化の方向を明らかにし、これに即応する施策を強力に展開していくことは、現下の急務となっております。

このため必要な制度を整備することとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、近代化施策の対象となる業種の指定要件を拡大し、国民生活の安定向上の観点から、国民生活との関連性が高い物品または役務を供給する業種についても、その対象に加えることができるようにいたします。

第二は、中小企業近代化計画の計画事項として、新たに従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進等を加え、その充実を図ることといたします。

第三は、従来の個々の業種内での構造改善事業に加え、関連事業者との協調による構造改善事業についても助成を行うこととし、より総合的な構造改善を積極的に推進することといたします。

第四は、需給構造の変化に対処するため、新商品の開発等により従前の事業から新たな事業の分野へ進出しようとする新分野進出計画を承認する制度を設け、これを積極的に助成することといたします。

以上のほか、これらの新たな制度に伴う税制、金融上の助成措置に関する所要の規定の整備等を行うことといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(林田修紀夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。齋藤中小企業庁長官。

○政府委員(齋藤太一君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び改正の要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

中小企業近代化促進法は、その制定当時わが国産業の国際競争力の強化と産業構造の高度化を早急に推進することが重要な課題とされていた事情

に対応して、主として、経営規模の拡大、設備の近代化等により生産性の向上を図ることをねらいとしてきたものであります。

しかしながら、わが国経済がいわゆる安定成長経済、福祉型社会へと移行しようとしていることなど、最近における中小企業をめぐる環境が著しく変化しており、今後の中小企業近代化施策は、このような変化に適切に対応できる中小企業を育成すると同時に、国民生活の安定向上に寄与するものであると考えられます。

以上のような趣旨のもとに、必要な制度を整備するため、この法律案を提案した次第であります。以下、その主要な改正点について若干の補足説明をさせていただきます。

第一は、本法の近代化施策の対象業種が、従来国際競争力の強化、産業構造の高度化を図るべき業種に限定されていたのに対し、国民生活の安定向上に寄与する生活関連業種についても対象とすることとし、国民生活の充実、生活環境の整備等に寄与する中小企業の育成強化を図ることとあります。

第二は、現行中小企業近代化基本計画と同実施計画とを統合して機動的な近代化の実施を図るとともに、従来、計画の内容が生産部門に偏していたのに対し、新たに、従業員の福祉向上、消費者の利益増進、環境の保全に関する事項等を加え、中小企業に対する社会的、経済的要請に十分こたえ得るよう近代化を図っていくこととあります。

第三は、従来の構造改善制度が、個々の業種内での構造改善を図ってきたのに対し、最近における環境の変化にかんがみ、これらの業種と密接な関連を有する流通部門、原材料供給部門等の事業との連携を強化しつつ構造改善事業を総合的に推進することが必要であり、このため、これら関連事業者を含めた構造改善計画制度を整備し、必要な助成措置を講ずることとするものであります。

第四は、需給構造の変化等に対処し、今後中小企業の新規事業分野への進出を促進することが一層必要となるものと考えられますので、新商品の

開発等により、今後その成長が期待できる新規事業分野へ進出しようとする中小企業に対して、その試験研究の実施、成果の企業化等を税制、金融上助成するため新分野進出計画制度を創設することとあります。

以上、この法律案につきまして、提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(林田悠紀夫君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中尾辰義君 余り時間もありませんけれども、若干お伺いいたします。

この石油開発公団は四十二年の十月に設置をされました。それからもう約八年間を経過しておるわけですが、その間における業務の実績の概要をまず最初にお伺いをしまして、それから、今度の法改正はたまたま趣旨説明がございましたけれども、不安定な世界の石油情勢のもとで自主的な石油供給源を確保する、こういうことで石油開発公団の機能の強化、あわせて五十四年度までの九十日分の備蓄の達成というところが大きな柱になっておるわけですが、四十二年に石油公団のいわゆる三〇〇目標ですか、昭和六十年年度までに所要原油の三〇〇%をわが国の企業の手で自主開発をする。この目標が果たして今度の改正等によって達成ができるのか、きわめて困難なように思うわけですが、その辺の見通しもあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 石油開発公団が昭和四十二年の十月に発足いたしましたことからの実績についてまずお答え申し上げます。

石油開発公団が先ほど申し上げましたように四

十二年の十月から発足いたしましたして、四十九年度末までの実績を申し上げますと、公団の探鉱投資の累計、これは大陸だにに対する探鉱投資を含みますが、金額としては大体千六百五億円の投資費を実行いたしました。対象企業数は三十三社になっております。なお、五十年年度予算は、先ほど趣旨説明の中にございましたように、投資費規模が一千万というところになっております。それからもう一つの業務でございますが、開発資金に対する債務保証を行っておりますが、その実績は約千億円になっております。

それから、この石油開発公団が発足いたしましたときの目的といたしましては、わが国の自主開発を進めまして、わが国が輸入いたします石油の三割をこの自主開発対象にいたすことを目標として掲げておたわけでございますが、この実績について申し上げますと、昭和四十八年度までのわが国の総石油輸入量の中で、石油開発公団の対象及びそれ以外、たとえばアラビア石油によります輸入、これを合計いたしますと一億八千八百万キロリッターになっております。これは、四十八年度だけの輸入量の中で自主開発対象の石油というものを申し上げますと、比率にして八・五%でございます。その意味で、まだこの三割というものには達しておらないというのが現実でございます。

それから、今後の自主開発原油がどういうふうな状況から考えまして、非常に達成が困難だというふうに思います。

ただ、この自主開発原油につきましては、わが国の企業がみずから石油の開発に当たるといっても対象として考えていたわけでございますが、これ以外にたとえば、いわゆる新しく出てきております直接取引、私どもDDというふうに申しておりますが、この直接取引につきましては長期契約というものができれば、これも日本に対する一つ

の安定供給になると思っております。それ以外に政府間協定というものによりまして石油の長期引き取りの契約が政府間でできた場合、いわゆるGG取引と申しておりますが、これらも一つの安定供給の対象になるわけでございますが、これらを含めまして今後の日本の輸入石油を、いまの自主開発、それからDD、それからGGというこの三つを合計いたしまして相当な量、つまり三割以上に持っていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 それから、公団が発足されましたから今日までのかなりの開発会社ができまして、その数を年度別に、何年度に何社というふう

にひとつお答え願いたい。

それから、開発会社の中にいわゆる統括会社というものがあつておるのか、また統括会社というものはどういふ目的なのか、どういふわけであらうのか、その辺のところをお伺いします。

○政府委員(増田実君) まず最初に、石油開発公団が設立されました昭和四十二年以降開発会社が何社ぐらいできたかということについてお答え申し上げます。

現在、石油開発の企業数は、海外でやっておりますのと、それから本邦大陸だに達しておりますが、このうち、先ほど御質問にありました石油開発公団が設立された昭和四十二年以降に設立されました石油開発企業は五十一社でございます。それで、これにつきましては年次別にこの五十一社の設立の数について申し上げますと、昭和四十二年十月に発足いたしましたわけでございますが、十月から十二月はございませんで、四十三年から年別に申し上げますと、昭和四十三年に設立されました石油開発会社は三社でございます。それから四十四年が五社、四十五年が七社、四十六年が十社、それから四十七年が七社、四十八年が十一社、それから四十九年が七社、五十年が一社、以上合計いたしました五十一社になります。

それから次に、いわゆる統括会社でございますが、現在でございますのが全部で八社になっております。これらの会社の設立されました理由でございますが、従来石油開発会社がそれぞれの海外におきますプロジェクトを対象といたしまして、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニーということで、そのプロジェクトを対象といたしまして資金を集めて、技術者を集めて会社を設立して、そしてその特定のプロジェクトに当たるということであつたわけでございますが、このやり方に対して、なかなか資金を総合的に集めるということが限界があるということから、統括会社というものが新たにできまして、この統括会社で広く資金を集めて、その統括会社が各プロジェクト会社に出資をするあるいはプロジェクト会社を新しく設立してそれを育てていく、こういう形でこのような統括会社というものができたわけでございます。

一番初めにできましたのが昭和四十四年の三井石油開発でございますが、大体この八社は、いわゆる銀行あるいは商社を中心といたします系列会社その他関連会社が共同して出資いたしまして、そして資金を広く集めて石油開発を推進していきう、こういうことでできたような経緯でございます。

○中尾辰義君 それから、いま公団発足以来五十一社の開発会社ができた、こういうことですが、この五十一社の中でいま投資も受けながらいまだに成績の上がらない、実績のないような会社があるのくあるんですか。

○政府委員(増田実君) いまのお尋ねの、この五十一社の中に操業してないとか、あるいは失敗した会社があるのかということでございますが、いまの五十一社の中で三十三社が石油開発公団の融資あるいは出資の対象となっております。

これについて申し上げますと、現在開発中の会社が三社、開発準備中の会社が七社、それから探鉱中の会社が十六社、それからお尋ねの、失敗している会社というのが、いわゆる鉱区を放棄した

会社でございますが、この三十三社のうちの七社が不幸にして事業を始めましたが、失敗に終わりました。鉱区を放棄してある、こういうことでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、こういう失敗した七社、これにもかなりの投資が行ったわけですが、こういうのは債務はどうなるんです。国から投資を受けたけれども、遺憾ながら失敗をしたと、あとの国からの投資に対しては、これは債務はないわけですか、全然。

○政府委員(増田実君) 先ほど申し上げました、鉱区を放棄いたしましたして失敗をしたという七社につきまして、この投資の額が八十八億円になっております。それで、これの中には融資と出資と両方がございますから、出資をいたしました会社につきましては、公団が取得いたしました株券がこれは実質的価値がほとんどなくなつてしまつた、こういう形になっております。

それから、融資をいたしました会社につきましては、まだ集めました金、たとえば資本金その他が残っておりますので、これらにつきましては返済をしておりますが、ただ、相当な金を使つて後に失敗したわけでございまして、公団のいわゆる投資の残高、いまの出資と、それからいま御説明申し上げた融資で回収できないこれを合計いたしますと、七企業に対する残高は六十九億円になっております。

○中尾辰義君 ですから、そういうような残高はどうなるのかと私は聞いておる。

○政府委員(増田実君) これは石油開発企業が非常にリスクがある。まあリスクのあるこの事業のために石油開発公団が設立されたわけでございまして、いま先生からお尋ねのありましたこの六十九億円をどういうふうに処理するかということでございますが、これらにつきましては、いわゆる出資勘定は、これはある時期には失敗した出資勘定ということで、損金に計上するということになっております。

それから融資の額につきましては、残存資産と

いうものを十分調べまして、それに対する回収に努めますが、これにつきましても、回収不可能の分につきましては、これは損金として計上するということとこれを整理せざるを得ないわけでございます。

○中尾辰義君 まあ探鉱開発は、これはいろいろリスクが伴うことはある程度やむを得ない点もあるでしょうけれども、その辺のところやはり国民の金でありますから、周到な準備をしていくようにあなたの方で考えていらっしゃるでしょうけれども、特に要望しておきます。

それから、この統括会社はともかくといたしまして、このプロジェクトの会社にはいわばベーパーカンパニーというやうなもの、まあ利権獲得のためと言つたら語弊があるかもしれませんが、そういうやうな会社があるやうにも聞いておるわけですが、そういうやうな実情はどうなつておるのか、また、このプロジェクト会社の技術者、資金力、情報力等のこの会社の足腰が果たしてしっかりしているのかどうか。それから、そういうことと関連して、今後の開発体制のあり方について、投資の効率的な運用等も含めてお伺いしたい。

○政府委員(増田実君) 先ほど御説明申し上げましたように、海外において石油開発に従事しております会社が大体五十近くあるわけでございまして、現在そのうち十数社というものは、これはたとえて言いますと、ナイジェリア石油開発とかあるいはベنگガル石油開発等は、いわゆるオペレーターとしてプロジェクトのみずからの手で進めておりますが、それ以外に、いわゆるノンオペレーターと申しまして、実際の操業を、これは協力会社、たとえばアメリカのメジャースの開発会社と組んでやつていられる会社もございまして、これにつきまして、先生から御指摘がありましたように、いわゆるベーパー会社として眠っているわけではございませんので、この会社が協力会社と技術あるいは資金、いろいろの面につきまして、いろいろその開発計画に参画しながら行つておるといふことでございます。

ただ、わが国の石油開発企業というものは設立後まだ日が浅いわけでございまして、御指摘のように資金力、技術力あるいは経験、それから情報力等の面についてまだ十分でない点があるわけでございます。それで、今後海外の石油開発をさらに積極的に推進いたしますためには、昨年の総合エネルギー調査会の石油部会の中取りまとめにおいても指摘されておりますように、今後の方向といたしましては、資金調達力、それから技術力等のすぐれた中核企業というものを育成することが必要だと、ことにわが国におきます開発技術者、いわゆる石油の探鉱開発を行います技術者が非常に少ないわけでございます。これらの技術者を有効に活用するために、いま申し上げましたやうな中核会社を中心になつて、そして石油開発に当たるといふ体制が必要だと思つております。

いわゆるベーパーカンパニーということにつきましては、石油開発公団が出資、融資しております先ほど申し上げました三十三社につきましては、これはベーパーカンパニーのやうなものは全くございせん。ただ五十数社というやうな形でございまして、これらの中には非常にいいプロジェクトがあるということで設立したけれども、その後そのプロジェクトがいろいろな事情で消えてしまつて、そして、会社はできたけれども活動してないというのもございまして、先ほど申し上げましたように、公団投資の対象になつております三十三社につきましては、ベーパーカンパニーのやうなものは一切ございせん。

○中尾辰義君 それじゃ次に、石油開発技術センターの件につきましてお伺いしますが、石油の探鉱や開発の技術開発を行う機関といたしまして、石油開発技術センターが昭和四十七年七月に設置されたわけですが、この業務の範囲は、探鉱開発及び生産に関する技術の研究、石油技術者の養成、こういうことが掲げられておるわけですが、この技術センターの石油開発技術者が現在わずかに四十九名にすぎない、こういうように聞いておるわけですか。しかも、技術センターの五十年年度予算が公

国予算の〇・七％ぐらいしかない。それでエネルギー庁長官は衆議院の商工委員会、技術センターについては、五十年に石油資源株式会社、物理探査部の技術者を相当大幅に移して、ここを日本の石油開発技術の中心にしたいと、こういうような答弁があったわけですが、これは技術職員の増加のみならず、組織を拡充、強化することは考えておられないのかどうか、それが一つ。

それから、石油開発技術センターが現在石油開発公社の付属機関にすぎないということになっておるわけですが、フランスの研究体制なんかは、人材の養成、技術の向上等を目的として国立のフランス石油研究所が設立されておる、かなり成果も上げておるといふように聞いておるわけですが、もう少しこれを強化したらどうだろう。ですから、技術センターを公団から独立させて、保安技術講習所のように、通産省の付属機関とするような考えはないのかどうか、その二点をお伺いします。

○政府委員(増田実君) 技術センターにつきましては、これは石油開発の技術というものが今後の石油開発を行いますための最も重要な要素でございますので、この点から、先生から先ほどお話もございましたが、昭和四十七年度に石油開発の技術の水準を向上するための機関といたしまして、石油開発公社の付属機関という形で石油開発技術センターを設立いたしましたわけでございます。この石油開発技術センターの業務は、石油開発技術に関する研究開発と、それから石油開発技術者の養成を業務といたしておるわけでございます。この事業につきましては、その後逐年拡充をしてきておりますが、さらに昭和五十年におきましても、先ほどお話ございましたが、石油開発技術センターに石油資源開発株式会社、石油開発技術センターに石油資源開発株式会社のいわゆる物理探査に関する解析部門、これは石油資源開発株式会社の物理探査部に解析関係をやっております部門がございますが、これを石油開発技術センターに統合いたします、そしてその強化を図るといふことを現在五十年の事業として準備し、今年度中

にこれを実現するという計画になっております。石油開発技術の水準の向上とそれから技術者の養成というものは、先ほど申し上げましたように、今後の日本の石油開発というものを進めていくに当たりましては、最も重要な課題だといふふうに思っております。そういう意味でこの技術センターの拡充、強化というものを予算面、人員面で私どもは図っていくたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それからこの技術センターを、石油開発公社の現在付属機関でございますが、これを分離いたしたとえば国の機関とするということのお尋ねでございます。これにつきましては、先ほど御指摘のありましたフランスの国立石油研究所、これは略称でIFPといふふうに申して世界的に非常に有名な研究所でございます、これにつきましては、私ども非常にうらやましいといふふうに思っております。

これにつきましてはちょっと簡単に御説明いたしますと、これは一九四四年にフランス政府が一〇〇％出資で設立いたしました石油研究所でございます。この中にはいわゆる技術研究所がありましますと、さらにいわゆる石油工業大学といふものを置いております。ですからこの研究所の機構の中には、石油工業に關します大学が中に設置されておまして、しかもこの機構が非常に膨大でございます。この技術研究所だけでも千人、これは技術者それから管理者その他全部を含めましてですが千人を持っております。それ以外に先ほど申しました大学とか、あるいは情報資料を集中する部局といふものを持っております。これにつきましては、一つのフランス政府の石油開発に対する非常に強力な姿勢といふものもわかるわけでございますが、これに対する予算としては、石油製品に税金を課しまして、その収入をもつてやっておりますことでございます。現在のわが国におきましてこの技術センターといふものは、先ほど御説明いたしましたように、石油開発公社の付属機関として、規模はこれに比べてま

とに小さいわけでございますが、ただこれにつきましては、先ほど申し上げましたように、その機構の拡充、強化というものを図っていくたいと思っております。これをフランスの研究所のように独立する機関とするというものが果たしていいかどうかにつきましては、私どもは、現状では石油開発公社の付属機関としてこれを運営した方がいいといふふうに考えております。

と申しますのは、石油開発公社がいろいろ石油開発の事業を行っていて、実務もいろいろ担当してきておるわけでございますが、こういう石油開発の実務というものが非常に密接に関連するセンターでございますので、やはり石油開発公社の中に置きますことによつて、この技術の向上がむしろ期せられるのではないかとこのように思っております。ただ、理想といたしましては、先ほどのフランスの研究所のような、独立機関で非常に膨大な予算をもつて運営されるということが理想ではございますが、現段階では、やはり石油開発公社の付属機関として日常のいろいろな実務にタッチしながら技術の向上を図っていくのが一番いいんではないか、こういうふうに思っております。

○中尾辰義君 時間がありませんので、それから第十九条に、これは「海外及び本邦周辺の海域における石油等の探査に必要な資金を供給するための出資」云々と、こう出ておるわけですね。現行法では海外における石油等の探査に必要な資金云々と、こうなつておるわけ、今度は「本邦周辺の海域」、これがつけ加えられたわけでありまして、これをつけ加えた理由並びに「本邦周辺の海域」といふのは領海といふことになるのかと思ひますけれども、海洋法会議でいふ非常に、海の秩序をいかに守るかといふことで会議もあるわけでおるわけ、領海あるいは経済水域等が検討されておるわけ、将来経済水域が二百海里、あるいはまた領海が十二海里等になるような可能性も十分あるわけですが、その辺も含めまして、この解釈をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 石油開発公社の業務が十九条に掲げられておるわけでございますが、この十九条の規定につきましては、従来「海外における石油等の探査に必要な資金を供給する」ということになっておったわけでございますが、これを今回の改正案で、御審議をお願いいたしております改正内容といたしまして、「海外及び本邦周辺の海域」と、こういうことになっております。これにつきましては、わが国の周辺の大連が最も安定的な石油及び天然ガスの供給源でございますので、その開発を急速に進めていきたい、こういうことでございますが、ただ、これにつきましては、若干詳細にわたるわけでございますが、従来本邦の大連だなどいいますいわゆる領海外につきましては、従来も石油開発公社が投資の対象としておったわけでございます。

これにつきましてはいろいろ議論があつたわけでございますが、海外といふ中に、つまり領海を越えまして大連だの開發が入るから入らないかというところで、これにつきましては、ほかの法令の規定その他との関係がいろいろございましたので、私どもは、海外では当然領海外の大連だが入るといふ解釈であつたわけでございますが、内閣法制局と相談いたしましたので、そういう解釈は成立し、これをやることにいたしました。この法律について差し支えないけれども、むしろ法令上のいろいろの取り扱いとして、目的達成業務といふのが十九条の第一項第七号にございまして、目的達成業務といふものでやつたらいいのじゃないかというところで、こういうことの取り扱いをやつておつたわけでございます。

ですから、説明が若干入り組んで恐縮でございますが、従来は領海外の大連だにつきましては、目的達成業務といふことで石油開発公社の業務対象としておつたわけでございます。今回の改正をお願いいたしております趣旨は、この「本邦周辺の海域」といふことをはっきり書きまして、いまの領海外の大連だのほかに、いわゆる領海内における大連だの開發をも対象にいたしたい、こ

ういふ考えでございませう。これによりまして、領海の中にございます大陸だにございまして、非常に有望な地区がございますので、これを石油開発公団の投融資の対象にいたしたいということで今回の改正案をお願いしてあるわけでございませう。

この領海につきましては、現在、先ほど先生からお話ございましたように、海洋法会議でいろいろ討議が行われておりまして、領海を何海里にするかという問題及びいわゆるエコノミックゾーンと言っております経済水域の概念、あるいは大陸棚な条約との関係で、大陸だなどというものをどういうように規定するかということがいろいろ対象となっておりまして、このうち領海の問題につきましては、日本は現在三海里なわけでございませうが、世界の大勢といたしましては、これを十二海里にふやすということが非常に大きく、強く出ております。そうなりますと、従来私どもの方が考へております領海外というものが、三海里外であつたわけでございませうが、これがこの改正が行われますと、十二海里の中は石油開発公団の投融資の対象にならないということになりますので、この際、領海の中におきます大陸だの開發をも対象にできるように、しかも、その海洋法會議で結論が出まして領海の範圍その他が広がった場合、あるいはその前にこの領海を広げるといふこともあるわけでございませうが、そういうことを考慮いたしまして、こういうように本邦周辺の海域といふものを投融資の対象にいたしたい、こういうことでございませう。

○中尾辰義君 この問題は、詳しくいろいろとまた聞きたい点もあつたけれども、時間がないので、大臣に最後に二、三お伺いしましょう。

石油事情の見通しにつきまして、衆議院では大臣の答弁は、昨年混乱をきわめておつた世界の石油事情も、方向がほぼ見当がついてまいりました、こういうような答弁でありましたけれども、いまの大臣の提案理由を見ましても、「昨年の石油危機以来、世界の石油情勢はきわめて不安定な様相

を示しており、「云々と、提案理由にもこう書いてあるので、石油事情に対してどういふような認識をしていらつしやるのか、見当がついたという点、どういふ認識でどういふ発言をされたのか、その辺をひとつお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) わが国にとりまして石油に關連いたしまして一番大きな課題は、いかにして安定的に石油の供給を受けるかという問題が一つ、それからさらに、安定した価格でこれを確保することができるか、この二つの問題が当面する大きな課題だと思ひます。一定の必要とする量の確保につきましては、現在需給關係が非常に緩んでおりまして、必要とする石油は世界のどこからでも十分確保できる、しかも日本が欲すれば長期契約も可能である、こういうふうな安定的に供給できるような体制に落ちつきつあるわけでございませう。

それから、第二の石油価格の問題でありますけれども、九月までは一応現行水準の維持ということもOPECでは決めておりますが、最近さらに十月以降の価格をどうするかということについていろいろ検討しているようでございませうが、来月にはガボンでOPECの閣僚會議でございませう。そこで当然議題になると思ひますが、それとも並行いたしまして、産油国と消費国との對話を続けていこうという、こういう大きな動きがございませう。

これは、一つは消費国の必要とする油の安定的な供給と、それからできるだけ価格を安定させよう、そういうことのための對話を継続していこう、こういうような趣旨でございまして、そのために、かねて課題になっておりました第一次産品の取り扱いをどうするかということについて、相当前向きな合意が得られつつあるようでございませう。そういう意味から私は、石油値上げの動きはありますけれども、産油国、消費国との對話を通じて、いまは需給關係が大変緩んでおるわけでありまして、そうむちゃくちゃな値上げにならないうちに、できれば現行水準の据え置きまたはむ

しろ引き下げの傾向にひとつ何とか持つていくことができないか、こういう意味での對話が望ましい、こういうふうな考えでおるわけでございませうが、その二つの点につきまして、まずいま現在さほど心配した情勢ではない、つまり供給と価格、この二つの点でさほど心配した情勢ではない、こういう意味で石油事情はほぼ落ちついてきた、落ちつきつある、こういうことを言つたわけでございませう。

○中尾辰義君 短期的な見通しはそうかもしれませんが、ひとつ将来のことも考へていかなければならぬが、そこでお伺いしたいのは、例の石油危機の際に、あつて石油外交といふんですか、資源外交といふんですか、わが国の政府がやつたわけですね。その中に三木総理や当時の中曾根通産大臣あるいは小坂さん、三人の特使がアラブ諸国に、中東諸国に行かれました、三千数百億円にのぼる資金供与を約束したことが新聞にも大々的に報道されたわけですが、その後そういうような約束事がどういふように進捗しておるのか、その辺をまずお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 一昨年の年末に三木特使、昨年の一月に中曾根當時の通産大臣、あるいは政府の小坂特使と相次いで中近東を訪ねまして、いろいろな経済協力について話し合つたわけでございませうが、その間話を決めました経済協力のうち、政府として進めなければならぬ約束のもの、これは大体順調にいつておると思ひます。民間のものに關連いたしましては、いろいろ問題がありまして、順調にいつておると言えない状態でございますが、これでは困りますので、先般の總理の施政方針演説におきまして、経済協力のあり方を根本的に量、質、方法、この三つの点においてひとつ再検討するように、こういう指示がございまして、政府及び民間を含めまして経済協力をさらに推進するためにはどうすればいいかということについて、いま積極的に検討しておるところでございます。なお必要とあらば、政府委員のほうから個々の具体的な経済協力の内容

について御説明をいたさせます。

○中尾辰義君 少し具体的に言うてもらふねと、聞いておるほうもわからぬですからね。

○政府委員(江口格通君) ただいま大臣がお話しになりましたように、三特使によりまして、一昨年の暮れ以来八カ国の歴訪が行われたわけでございませう。その大部分が産油国でございませう。当時話し合いの対象になりました借款供与の総額は、約二十四億ドルという数字になっております。七千億を少し上回る数字でございませう。その中身につきましては、経済技術協力協定の締結あるいは借款の供与、それからプロジェクトあるいは商品の援助、それから技術協力案件の推進といふふうにかなり多岐にわたつておるわけでございませうが、具体的に申し上げますと、このうちで協定の締結が行われましたのは、昨年の八月にイラクとの間で技術協力協定が締結されております。それから同じく本年の三月には、サウジアラビアとの経済技術協力協定というものが締結されております。それからさらに、先ほど申しました商品援助あるいはプロジェクト援助という点につきましては、エジプトとの間で総額二億四千万ドルの援助の供与が行われております。その大部分がすでに実行段階に入っております。中で一番大きいのは、スエズ運河の開閉問題であります。それからその他大型プロジェクト、あるいは技術協力といふような問題がございませうが、これも政府ベースのもの、これは順調に推移しておる、かように思つております。

そこで、若干問題があるという大臣のお話でございまして大型プロジェクトの問題でございませうが、具体的にはイランあるいはサウジ、さらにはイラクといふようなところにかなり大きなプロジェクトがございませう。この進捗状況につきましては、何分、一つの単位当たりの規模が非常に大きくなつております。いずれも、大きなものは千億あるいは数千億というふうなものもございませう。したがって、一つの企業のベースではなかなか乗りにくい、あるいは乗つたといつたしまし

ても、なかなか決断のしにくいというものが非常に多いわけでございます。

それからさらに、技術的に申ししても、その見積もりをいたすだけでも十億、二十億というような金がかかりますので、それではなかなかそれが落ちない。落ちない場合には、企業に対する負担が非常に大きいというような問題もございまして、

それから、何分昨年以來、いわゆる世界的なインフレ基調でございまして、非常に諸物価の値上がりが大きいわけでございまして、なかなか見積もりが決断がつかない、それからさらに、その大部分が、現地工事費がかなりウエートを占めております。産油国の方も御承知のように、最近のインフレが非常に高いわけでございますので、そういうことではなかなか決断がつかないというところがございまして、

それからさらに、その次のファクターといいたしましては、技術水準が低い、あるいはインフラも不整備、そういうような相手国の事情もございまして、

そんなことで、若干行き悩んでおるものもございまして、概して申しますと、大体企業の体制が整ってまいりまして、政府も支援してまいっておりますので、除々に進展しておるという状況であるかと存じます。

○中尾辰義君　ですから、その大型プロジェクトの内容はどういうことなのか、その辺、もうちょっと詳しく話してくれませんか。

それから、いろいろ事情はございまして、資材が上がったとか、あるいは技術者が少ないとか。しかし、この外交問題は何かと信用が第一でありますし、たまたま石油がほしいためにセスチュアのなことをやっただけじゃないか、こういうような不信を持たれたんでは非常にまずいと思います。そういうことで、多少困難なところがあったとしても、大臣、これをやっておかないと、いま石油がだぶつておる、いまは安定している、そうおっしゃってても、また中東問題がどういふふうになるかわかりませんことですから、その点はいか

がですか、お伺いします。

○政府委員(江口裕通君)　プロジェクトはいろいろの例がございまして、その中の代表的なもので若干御説明を申し上げたいと思います。

具体的にいま大規模な案件で懸案のものは、イラン、イラク、それからサウジに若干ございまして、この中で、先ほど協定のございましたイラクにつきましましては、一応、十億ドルの借款及び延べ払いによる輸送資金の授与ということがコミットされておりますが、対象は、主として六プロジェクトを對象としております。この中身は化学肥料、それからLPG、石油精製、それからセメント、石油化学、アルミというような、大体六プロジェクトを当初予定しておりましたが、このうちセメント、アルミ——セメントにつきましてはよその国に入札が入りまして、それからアルミにつきましましては、一応当方手一ぱいということで企業が辞退いたしました。現在懸案のものは残るところの肥料、LPG、石油精製、こういう三つのプロジェクトになっております。このうちで特にいま進んでおりますのは肥料プロジェクトでございます。肥料プロジェクトは総額で約二千億を上回る数字のものでございまして、約百万トンのベースのものでございまして、いま非常に大詰め段階になっておるわけでございます。

問題点といたしましては、先ほどちょっと申しましたように、経済事情の変動がございまして、たとえば石油危機でございまして、異常なインフレの高進のような場合には、契約条項をもう一度レビューする、見直す、そうして話し合いをするというように向こうが応じてくれるかどうかというような話し合いを、いま詰めておるところでございまして、そういうような問題で、これは大体九分通りいっておりますけれども、最後の一押しが必要である、こんな状態でございます。

それからさらに大規模なものになりますと、石油化学のプラントがございまして、これはエチレン規模で二十万トン以下のかかなり大きなものでございまして、恐らく相当な金額になるかと思いま

す。現在日本の関係十数社がございまして、これが一体となりまして計画をつくっておる、そうして向こうと話をしておるということでございまして、これはそういう意味で向こうと話し合いながら進めておる、こんなような状態でございます。

それから、新聞紙上で若干問題になりますイランでございますが、イランにつきましましては、石油精製の関係、あるいは石油化学のプロジェクトという問題がございまして、しかしながらイランの場合には、さらに、その石油化学の前に話し合っておりました、いわゆるバンダルシャブル・プロジェクトというものがございまして、これがなかなか難航いたしまして、金額が非常に張ってきまして、おるといふようなことで、これにいまもつぱら全力を集中しておるということでございまして、先方もこの間の事情については十分承知していただいておりますので、方向といたしましては、先方のオファアについて、石油精製、それから第二の石油化学についても進めたいと思っておりますけれども、まず、とにかく第一を片づけてからやる、こんなような考え方をいたしておるわけでございます。

それからサウジにつきましましては、今度例の五カ年計画、千五百億ドルの五カ年計画が発表をされました。それとの関連におきまして、わが国に対しても四プロジェクトを中心としていろいろなオファアがございまして、そういう問題については、これから先方とよく話し合って進めていく、こういう段階かと思っております。

○中尾辰義君　あなた、もうそこでべらべら言ったって聞き取れぬから、ひとつ資料を出してくださいよ、いまおっしゃったようなことを、進捗状況を。プロジェクトはどういうふうになっておるか、その中身はどうだとか、あるいは参加企業はどういう企業、会社が参加しておるか、それをひとつ資料を出してください。

○政府委員(江口裕通君)　わかりました。

○中尾辰義君　それから最後に、これでもう終わりますけれども、この石油外交の面につきましまして、

前の通産大臣初め非常に今日まで努力されたわけですが、河本通産大臣は忙しいでしようけれども、まだ中東諸国にも行っていらつしやらないようだし、実は私も大臣の御意向等も聞こうかと思っておったんですが、この前、二十七日に閣議後の記者会見で、七月中に中東諸国を訪問すると、こういうことが明らかにされたようであります。それでこの訪問先、目的等を具体的にお話を承りたい、このように思っています。これは五月二十七日の日報新聞にも出ております。いかがでしょうか。

○國務大臣(河本敏夫君)　先ほど政府委員からも具体的いろいろお話をしましたが、中近東諸国との間には懸案の経済協力問題が非常にたくさんございまして、さらに、その前に基本的な課題といたしまして、今後中東諸国からいかに石油を——量及び価格の面におきまして、安定的に供給を受けるか、こういう課題もございまして、いろいろ問題が山積をいたしておりますので、中近東の重立った国を訪問して、今後の貿易、経済協力の拡大等、懸案の諸問題について話し合いをした、こういう意向を持っておるわけでございますが、それじゃいつ行くかということ等につきましては、まだ未定でございまして、目下調整中でございます。

○中尾辰義君　それで、行くことは間違いないですか。たとえば新聞にこう出しておるんですが、あなた、記者会見でいろいろとおっしゃって、当委員会においてそういう答弁では困るんですよ。記者の方にはサービスよくべらべらしゃべって、所管のこの委員会では余り、そういうことではこれはちょっと理解に苦しむんです。こう出ているよ。七月にも中東訪問、「通産相表明」、「こんどの河本通産相の訪問ではまず日本とサウジアラビア両国の経済技術協力協定に基づく第一回合同委員会を開く」ともに、①サウジアラビアでの商船大学設立問題のわが国の協力による、イランでの職業訓練学校設立構想——などについて各国首脳と話し合うものとみられている。、こういうふうなことが出ております。大体あなたの腹の中に

はあるんだろうと思いますが、いつごろ、訪問先はどこで、どういふような目的で、なるべくひとつで済ましたら詳しくお話し願いたいと思うんです。

○国務大臣(河本敏夫君) 国会終了後、できるだけ早い機会に先方の都合等も聞きまして、先ほど申し上げましたように、三、四の国を訪問いたしまして、当面の経済協力、今後の貿易の拡大、そういうことについて話し合つていきたい、こういうふうな考えておられます。実はできるだけ早くということは考えておりますが、具体的にそれじゃ国をどこにしようか、あるいは当面の話し合いの課題を何にするかという等につきましてはまだ未定でございます。その新聞記事の中には私の言わないことが大分入っております、そういうことを全部言つたわけじゃありませんので、いま申し上げました程度のことを言つたわけでございます。あとはいろいろ想像記事等も入っております。かと思ひます。

○対馬孝且君 最初、石油公団法一部改正に関する問題と間接的に関係のある、灯油価格の引き上げの問題に關しまして二、三の際お伺いをしたいと思ひます。

それは、北海道では、消費者団体並びに生活協同組合あるいは主婦連などが中心になりまして、すでに先方の通産局長、北海道知事に対して元売価格の指導撤廃に関する要請行動が行われております。きょうも実はここに北海道生協連の代表団が、一時に長官にぜひお会いをしたいということ、で、きのう申し入れをしてあるのでありますが、北海道ではまた再び三たびこの灯油が値上がりをする、こういう問題についてきわめて非常に重大な関心を払っているわけでありまして。

そこで私は、この際まずお伺いをしたいことは、北海道新聞を初め毎日、朝日など一連の新聞にも出ておるのでありますが、これを見ますと、政府は、元売価格の指導撤廃をいたしてまいりたい、したがって、その方針を近く決定して対処したい、こういうことが堂々と新聞報道に

相なっているわけでありまして。それだけに、先ほど言ったように、北海道にとってはこれは米と同じように、この灯油問題というのはもう切実な道民の生活問題でありますから、去年も私、四回商工委員会でも質問いたしております。したがって時の中曾根通産大臣にも申し上げておりましたが、ともあれ、価格をひとつ据え置くというふうな基本姿勢の中で通産省としては取り組んでまいりたい、行政指導をいたしてまいりたいということ、を再三強調されておられますが、本日にこの元売価格を指導撤廃するのかどうか、この点まず最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 家庭用灯油の問題につきましては、灯油というものが石油製品の中でも直接民生に関係いたします点から、この価格の動向については、私も最も慎重に対処しておるつもりでございます。家庭用灯油につきましては、これは対馬先生御存じのように、去年の六月一日に元売仕切り価格の引き上げを行つたわけでございます。従来、従来は元売仕切り価格に比して一万二千四百円に値上げをとおめするように行政指導を行つたわけでございます。この一万二千四百円と申しますのは、従来が一万二千九百円でありましたのに、一万二千四百円の範囲内で値上げをとめようということにございまして、この結果、現在の元売指導価格というものが二万五千三百円ということになっております。

ただ、これはもう少し詳しく申し上げますと、従来の価格に対して幾らまで上げていいということにございまして、各社平均で二万五千三百円ということになるわけにございまして。これによりまして、一応四十九年度の需要期におきまして需給の緩和もあつたわけにございまして、価格につきましても、また供給の確保につきましても、ほぼ良好な結果を得てきたわけにございまして。

ところが、四十九年度の需要期が終了いたしましたので、今度の需要期、つまりことしの冬でございまして、この家庭用灯油につきましても供給の確保、それから価格の安定を図るということについてい

かにすべきかということが現在の課題となっております。それで、私どもの方におきましては、現在の指導価格というものをそのまま維持するということではいろいろな問題が生じてきておりますので、これにつきましても現在の指導価格につきましても撤廃するか、あるいは価格の引き上げをやるかということで、現在この見直しをやっております。目的は、先ほど言いましたように、本年度の需要期に備へまして灯油の供給を確保する、また価格の安定を期する、こういうことでございます。

新聞にいろいろ出ておりますような検討を行つておるわけにございしますが、しかし、いざれにいたしましても家庭用灯油が、先ほど先生がおっしゃられましたように、国民生活に及ぼす影響がきわめて大きいわけにございしますので、私もいたしましては、ことしの冬の需要期に向けては、まず十分な在庫量を確保して、そうして供給の確保をする、また、価格が不当に引き上げが行われることのないようにする、それから、一部に買い占め、売り惜しみその他が行われることのないようにする、こういうふうなことで、今後この灯油につきましても、ただいま先生の言われました趣旨でこの確保と、それから価格の安定というものを図る方策を現在検討いたしておるということにございまして、これにつきましてもできるだけ早く結論を出しまして、今需要期の供給の確保を圖つていきたいというのが私の考えでございます。

○対馬孝且君 ひとつ大臣に基本的な考え方をお伺いしたいのですが、いま長官の答弁では、慎重に検討いたしてまいりたい、供給確保のために検討するといふお答えなんです、大臣、どうなんですか、指導価格を撤廃するのじゃないのか、撤廃した場合については、家庭用灯油に価格がね返ってくるのが明らかであります。値上げになります。この点について大臣としてこの前の中曾根通産大臣の当時の考え方からいいますならば、北海道のこの灯油、東北六県の灯油という問題は重大な生活の問題だから、ともあれ、ひとつ

極力特別行政指導をいたして、とにかく需給を安定をしていきたい、この基本方針を貫く、こう言っているわけですが、いま聞きますと、どうも検討する、近く結論を出したいと言つておられます、大臣のひとつ所見についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在灯油の価格は非常に低く抑えられております関係上、工業用にずいぶん流れまして、このままではことしの冬の安定供給というものは大変むずかしいと、こういう状態になっております。そういうことがありますので、ことしの冬の灯油の必要量を確保していくというところから指導価格の撤廃をして、そして価格を逆ざやにならぬようにということで、いま検討しておるところにございまして、もし指導価格を撤廃することによりまして、価格に大幅な変動があるとか、あるいは値上がりがあるということがあるれば、また再びその時点で当然考え直さなければならぬ、こう思つておりますが、いざれにいたしましては、指導価格の撤廃、こういう線に沿いましめていま検討をしておるところでございます。

○対馬孝且君 これ、通産省は慎重に検討していると言ひながら、この前も、昨年もうそうすけれども、特別行政指導いたしますというところは努力をされたようすけれども、標準価格の段階では、標準価格を出します、出しますと言つて、四回です、これ。昨年だけで四回私は質問しているんだ。近く標準価格を出しますと言ひながら、最後、結果的には出さずに特別行政指導ということになったわけでしょう、北海道の場合は。そこで、私ははつきり申し上げるんですが、現実これ、日石です、私は情報収集して結果を見ますと、もうすでに日石の広報課で出しているんです。指導価格を撤廃をした場合に、約六千七百円の大体小売価格にはね上がりをする、そして一リッター七円で計算をいたしました、十八リッター百二十六円という数字をもう日石の広報課が出しているじゃありませんか、これ。恐らく通産

省のエネルギー庁長官並びに石油部長がこれを知らぬと私は言わせません。現実にはすでに日石が公然と広報で発表しているんですよ。指導価格は撤廃をされて、大体リッター当たり七円の価格になると、その場合、十八リッター百二十六円、そして指導価格の二万五千三百円が六千七百円に大体上昇する、こういう計算で、この問題はすでに北海道の町でPRされているではありませんか。そしていま大臣に聞くと、長官も、いや、検討しています、慎重にいたしておきます。また委員会が終わったら、すぐ指導価格は撤廃をいたしました。次に値段ははね上がりまして、こういうふうに、大体去年もやり口がそうなんだよ。私は言いたくないけれども、やっぱりそこらあたりが、通産省というのは企業べったりだというのは、そういうことに言いたくなるわけだ。きょうも、いま生協連初め主婦連が来ますけれども、私は非常に重大な関心を持たざるを得ないわけですよ。もうすでにそういうことを堂々と北海道の小売業者がPRしているんだから、あなた、そんなこと言っちゃって。

もっと申し上げますと、北海道の消費者協会、これは道庁がつくっている、道側が指導している消費者協会、これによりまして、この値上げ幅は政府は大体三千円から四千円、キロリットル当たり考えられている、これまではつきりしているんです。これによると、北海道の場合は、大体一世帯一冬に使うのは平均でもって、北海道消費者協会が出されたのは千八百三リッターです。ドラムかんにして九本から十本、多いところで十五本使います。一冬十万円ということですよ。昨年の二万五千三百円をリッターに展開すると、前の石油部長が言ったように、まさしく六百三円というところになっている。当時の価格というのは、長官もう御存じのとおりですよ。ところが、現実には六百三円その指導価格、言うならばこの行政指導価格というものがことしの四月の段階でどうなっているかといったら、はつきり申し上げますよ、これは一番新しい北海道消費者協会が発表い

いたしました灯油価格調査表であります。これは道庁のあれであります。これでいきますと、本州価格より大体三十五円から四十円高くなっているじゃありませんか。六百三十五円、六百四十円というのが四月現在における北海道の灯油の実勢価格であります。はつきり申し上げまして、本州は五百九十円から五百八十五円、やっぱり相変わらず北海道の灯油価格というのは、これだけの格差がついているんですよ。そこへもってきて指導価格は撤廃をする。さっきの日石がPRしているように、すでに北海道の値上げがはつきりしている。こうなってくると、いま大臣が言っておるように、もしそういうことが起きれば適正な指導をいたしますという大臣の答弁なんです。これははつきり火を見るよりも明らかな事実がもう目の前に出てきているんじゃないですか、この時点では。

したがって、私は第一点お伺いしたいことは、慎重に検討していると言ったが、この段階ではやっぱり元売価格二万五千三百円は凍結すべきである、これが第一点であります。

第二点の問題は、北海道に関するこの前からの経過もありますから、こういった北海道の実勢価格の状態というものを判断した場合に、特に北海道に関する特別行政指導対策というものをとってもらいたい。とる意思があるかどうか。この二つの問題であります。この点まずお伺いします。

○政府委員(左近友三郎君) 事実関係のことで少し申し上げさせていただきます。日石がそのようなものを出したかどうかについては、私の方も詳細には関知しておりませんが、ただ、いま先生がお話しになりました数字が事実をこまに上げるべきかどうかについては、大変私自身も疑問に思っております。したがって、その点については十分検討をいたしまして、そういうものを出してそれまで上げようということをするという点については、十分注意をしたいというふうに考えております。

なお、北海道の価格につきましては、当方でモ

ニターを集めまして調べております価格につきましては、現在のところ北海道については全国の価格と大差がない。たとえば十二月、一月、二月というふうな時点では、むしろ北海道の方が安くなっております。事実がございまして、これは実は昨年、対馬先生からも御指示がございまして、北海道の通産局あるいは道庁その他もろもろの者の努力によってこういう形になったというふうに考えております。ただ、四月以降につきましては、全国といいますが、こちらの、内地の方の需要期が終わりましたので、若干形勢が変わっております。と存じますが、その点についてはわれわれも十分調査をいたしまして、現在の時点で、そういう北海道の方が過大な値上がりにならないように指導はいたしたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 これはやっぱり数字をもって私ははつきりしたいと思うんです。いま石油部長が答えておるのですが、これは消費者協会の四十九年三月のあれですよ。価格のあれが、前年度対比を三・七%、本州価格にして四十九年の場合は三月の時点では二十五円の本州との格差なんです。二十五円。これは四月三十日現在のデータです。そこで、五十年の三月、率直に申し上げます。本州との価格差が三十七円。三十七円びしやと出てるんです。これ、それから、これは低い方の価格で、仮に通産省が言うような価格で見ても、いったとしても二十九円五十銭、これは札幌の場合です。それから、私が申し上げた三十七円というのは札幌内の場合です。現に北海道では、大臣は北海道のこと知らぬから申し上げたいんですが、いまなお石油ストーブをたいているんです。異常気温です。北海道は六月いっぱい灯油をたいているんだから、現実には、東京のようなこんなわけにはいかないんです。

そこで、私ははつきりここで申し上げ、確認しておきたいことは、指導価格については検討しているというが、二万五千三百円という元売価格というものはやっぱり凍結をすべきではないか。先ほど大臣は中尾さんの質問に、衆議院で答弁したように、供給安定の問題にからんで、安定度という問題の認識については、少なくとも供給はば安定をさせると。それから、供給の問題を盛んに強調されておりますけれども、現実の段階で北海道の室蘭にある原油タンカー、苫小牧の原油タンカーはだぶついているじゃありませんか。これは現実にも北海道の道消費者協会、道庁が言っているんですよ。港に揚がった原油が満タンでもって入り切らぬと言っているじゃありませんか。こういうことが現実にあるのに、一方で業界の言うことばかり聞いてね。

私は、はつきりこの間も調べただけでも、いまだかつて通産省自身がみずから試算をした行政指導価格というのは出したことないんです。標準価格が、私は、はつきりわかりました。率直に申し上げるけれども、いままでのやり方は、業界が出したデータでもって、大体この辺が手ごろだと言ったデータでもって、標準価格なんですよ。通産省自身が実際の数字をもっと出したためには、これは一回もないんだ、はつきり申し上げて。これは私は業界の名前言ってもいいですよ、業界が言っているでしょう、現実には通産省独自の試算がないではありませんか、われわれはカルテル協定でもいぶん怒られましたが、通産省は、それならばほんとに確固たる試算をした数字が一体あるのか、結果的には業界が出した数字をこう並べて見て、大体この辺が手ごろだろうと、私に言わせれば、適当なところで標準価格を出してきたというのがいまままでの実態ではないですか。

私は、もうちょっとやっぱり国民生活のことを考えて——この間物価特別委員会が福田副総理は、私に対してこう言っているんですよ。この灯油問題にまつわるこういった一連の北海道価格差の問題については、これから絶対にはっきりと、対馬参議院議員御心配なくひとつ御理解をいただきたいと思います。物価大臣がそういう答弁しているじゃありませんか、あなた。ここへ来て通産大臣に聞い

たら、いや、供給の問題で片一方では上げなきゃならぬと、片一方では一五%の賃金を抑えて物価を安定をいたしてまいりますと。物価大臣の私に對する答弁は、いや對馬參議院議員、そうおっしゃるけれども、北海道の価格差はだんだん縮まっていますから御心配なく、とにかく来年はほとんど解消になりますよと、私にこう言っているんです。何かどつち聞いたらいいのかわからぬ、全く三木内閣の不統一なんというのは、この辺から出てくるんじゃないですか。国民は信頼していませんよ、そんなことを言つた。物価担当大臣はそう言つて、通産大臣は供給の加減で検討しなければならぬと言つた。この辺やっぱ率直に申し上げますけれども、確固たる信念を持つた答弁をしてください。

それから指導価格は、やっぱりね返ることははっきりしたんだから、日石さんがそう言っているんだから、日石さんが現に書類で出しているんですよ、PR紙で。日石PR紙の社内報でもって明確に出しているんだ、これは。指導価格を撤廃したら上がるということがはっきりしているとしたら指導価格を抑えるべきじゃないか、福田大臣の言つとおり。それから北海道に対しては、今日の実際価格が値上がり徴候を示している、今日先ほど左近部長の言ふこと結構ですよ。そういう意味では特別行政指導価格も一回出先の通産省なり道庁にしてみたい。これは当然やるかやらぬか、もう一回確かめたいと思います。この二点をもう一回お伺いします。

○政府委員(増田実君) この灯油の価格につきましては、従来、この参議院の商工委員会でも馬先生から何回もこれについての御要望、御要請その他ありまして、私どもは灯油の問題につきましては、従来のやり方その他も十分御説明したつもりでございますが、ちょっと若干くどくなりますが、私どもの考え方を申し上げたいと思つて、

と申しますのは、灯油につきましては、これは先ほど言いましたように、直接民生に影響を与える品種でございます。また、先生から御指摘あり

ましたように、北海道では非常に大量消費するわけでありまして、これは私も北海道に一年おりましたから、暖房というものがいかに貴重であるかというところにつきましては、またこれが生活費の中で非常に大きなウェイトを占めるというところは、私も身にしてみても十分知つておるわけでございます。ただ、私はこの際、この前もこの委員会ではいろいろ申し上げましたが、灯油については通産省としてはできるだけ低い価格でやる、しかしながら、それにもまして非常に重要なのは、供給を確保するということが大事だということをここで申し上げたわけでございます。

この灯油の価格につきましては、これは對馬先生十分御存じなことでございますが、従来普通であります、灯油というものはいわゆる軽油あるいはA重油に比べて高い。これは品質もいわけです、それから高いものでございまして、私どもが行政指導いたしました——石油危機の昭和四十八年の冬からいろいろ行政指導を行ったわけでございますが、それ以前の従来の価格というものはA重油、軽油よりも当然高くなつておるわけでございます。それが石油のね上がりというものを物価対策という関係で、いわゆる行政指導というものをほかの価格を外しても続けてきたわけでございます。ですから、去年の八月十六日にはかの製品の価格は全部外したわけでございますが、灯油についてはこれは行政指導価格を従来のまま、六月の価格をそのまま冬を維持したわけでございます。その結果、現在灯油の価格が二万五千三百円、卸売、元売価格になつておるわけでございますが、たとえば軽油につきましては、これは二月で二万九千四百円平均になつております。A重油につきましても、二万八千六百円から八百円になつておるわけでございます。そういうことで、価格からいいますと非常に不自然な形に現在なつておるわけでございます。この不自然な形で価格を抑えるという政策を続けると、これがね返つて供給の不足を生むということに、これは業界に対して全部出荷命令するわけにいきませんから、やはり

どうしても灯油の得率が減つたり、あるいは灯油を軽油、A重油にまぜて使えばその方の量がふえるわけでございます。いろいろな方法が事実上できるわけでございます。それで私どもが非常に心配いたしますのは、ことしの冬に、もしその灯油の供給が不足する、そして、ことに北海道あるいは東北の皆さん方に灯油の品不足を来す、すれば、これは私どもの責任は非常に重大である、こういうふうな思つたわけなんです。

ところが、これにつきましては、やはり価格の問題を直さなければならぬという問題に突き当たつておるわけでございます。私どもは何も石油業界の利益とか何とかを考へてこういう問題を考へているわけじゃないと考へて、石油、ことに灯油の供給を確保するというところに、通産省が責任を負つておる。それにはいかなる方策をやるべきかということをやつておるわけでございます。先ほどの日石が七千円とか何とか上がるというの、私は言語道断だと思つてます。しかしながら、これについては現在の二万五千三百円をそのまま維持して、そして、ことしの冬に一般消費者の方々に全然品不足なしでやり得るかどうかというところにつきましては、私どもは非常にその点を心配しておるわけでございます。現実に三月末の灯油のいわゆる在庫数量というものが去年よりも少ないわけでございます。ことしの冬に向かいます九月に、私どもは供給計画で五百九十一万キロリッターの在庫を確保したいと思つております。去年は幸いにしまして五百八十九万キロリッターまでの在庫がござまして、それで冬の供給におきまして消費者の皆さん方に心配ないよう、それからまた理論計算ですと、先ほど先生からも御指摘がありましたんですが、二万五千三百円にしまして、従来の中間マージンをそのままだいたしますと、標準価格が六百三十三円という計算になるわけでございます。標準価格を通産省が計算して、そして、その後の中間マージンのいわゆる人件費値上りその他を入れますと、六百三十三円という標準価格の計算になつておつたわけ

です。

この委員会でも對馬先生からも、またほかの委員の方々も灯油価格をできるだけ下げる、そして、六百三十三円というのは高過ぎるんじゃないかという御指摘があつたわけでございます。そのときに私どもは、標準価格につきましては理論計算をいたしますと六百三十三円になる。ところが、現実には相当増産させましたものでございまして、むしろそれより下がるんじゃないかということで、私どもは標準価格を決める、決めると言ひながらこれを決めなかつたのは、むしろ決めるよりも供給が相対的に多いという現状からいへば、いわゆる店頭価格というものが六百三十三円を切り得るということで標準価格を決めなかつたわけなんです。これは、先ほど先生から、標準価格を決める決める、と委員会で私どもが言つておきながら、決めなかつたのはどういふわけかという御指摘がありましたので、これについてお答えしたわけでございます。その結果でございますが、御存じのように、全国平均は六百円を切るということで、灯油が相当だぶつくと。これは一部天候の暖かい、いろいろな影響もあつたわけですが、そういうことで標準価格を決めなかつたことによりまして、私はむしろ、供給を増加させておる現実に理論値よりも低い価格で一般消費者の方々に灯油を供給できた、こういうふうな思つておるわけでございます。それから、北海道の問題につきましては、特に北海道は大量消費をし、生活に対しては先生がおっしゃられますように米と並ぶ生活必需品でございます。この点につきましては、私どもはいろいろな面でも北海道価格については、これは当委員会でも對馬先生あるいはその他の方々からの御質問に對していろいろお約束もいたしておりましたんですが、これにつきましてはあらゆる努力を重ねたつもりでございます。それで、北海道に對する元売の出荷価格が内地に比べて高い、仕切り価格につきましては本州並み以下に下げるよ

うに四十九年、昨年の十一月精製各社に対して要請いたしました、これを実行させてもらったわけでございます。そして、それに基づきまして末端の価格につきましても引き下げの努力をするように各販売業者の方々に通産局が特に行政指導いたしましたわけでございます。これにつきましまして、北海道庁もいろいろの協力をしていただいたわけでございますが、私は、その結果従来の北海道と全国平均との間の格差は縮まったものと、こういうふうに思っております。もちろん、私どもの努力につきまして、まだ十分でないという御指摘を受けるかもしれませんが、私どももいたしましては、北海道の石油の重要性、それから、一般に石油製品の中でも灯油の重要性について十分認識しながら行政をいたしたつもりでございます。

それで最後に、これに関しましてちょっと申し上げたいのは、やはりいまの二万五千三百円というものを行政指導でこのまま維持するということによって、結果的には供給の不安定を来すという結果が出るというのを私ども一番恐れました、これを解決すべくこの対策を考えておるわけでございます。

それから、指導価格を外すということが行われまして、外して後はただそのままほっておくというつもりは全くございません。その後の価格の値上がり状況、不当な値上がりをしたかどうか、これを逐一調べまして、十分な監視をしますとともに、また、必要であれば強力な行政指導に戻すということを行いたいと思っておりますが、やはり供給の確保を行いますためには、現在の二万五千三百円をいじらざるを得ないということにつきまして御理解をお願いいたします、こういうふうに思うわけでございます。

○森下昭司君 閣下

いま長々と長官の答弁を聞いておったのでありますが、やや腑に落ちませんので、しばらく、ちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。

その第一は、いま対馬委員が御指摘になりました

たように、一方において灯油価格問題について指導価格の撤廃を言いつつ、最近石連の中に、石油業法の第十条と第十五条の発動を求める声がある。これは灯油問題とは全く逆のことを要求しておるわけでありまして、一方、不況カルテルの結成ということが叫ばれておりますが、不況カルテルの結成によるのか、あるいはまた第十条、第十五条の発動によつてというようなことが真剣に検討されていくのであります。全くいま長官の説明と逆のことになるわけでありまして、時間がありませんので詳しいことは申し上げません。

ただ、昨年指導価格制が廃止になりまして自由価格制になりましたが、その結果、いまA重油と軽油の問題を取り上げられましたが、他C重油などは、石油販売会社の思惑どおり値上げが実施されてない、つまり大口需要家が値上げにに応じてない、でありますから、石油会社の思惑の六〇〇程度しか値上げが実施をされてないというものが現状ではないかと思ふのであります。そのことによつても大幅な赤字が存在をしております。その点については、今度は逆に十五年度の標準価格を決定しては、今度しては逆にならぬと申し上げて、赤字を克服する。一方において、灯油は指導価格政策を撤廃して、そして大衆に肩がわりをして会社の赤字を克服していこうとする。こういう一貫性のない行政はよもや通産省おとりにならないのではないかと思ふのであります。十條、十五條の問題についての見解をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(増田実君) いま石油業界が、非常に原油価格が値上がりして、そのために製品の販売が逆さになつておると。新聞に載つておりますように、非常に各社、これは民族系のみならず外資系も赤字決算になつておるといふことでございますが、これにつきましては、いま先生からお尋ねのその石油業法第十条、第十五条を発動するといふことについて石油業界がいろいろ言つておることについてどういふふうに通産省は考えておるかといふことでございますが、第十条は、これは

石油の供給計画でございます。供給計画は四月に決めたばかりでございますので、これはその後の事情が変われば供給計画が変更いたしますが、現在、定められたばかりでございますのでこれに基づいて発表いたしましたわけでございます。

それから、十五條がいわゆるその「販売価格の標準額」でございます。石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある場合に「その標準価格を決めることができる」といふことになつております。それで業界の一部に、標準価格制度というものをこの十五條を適用して定めることについでに議論が行われていることは私も承知しておりますが、私どもは標準価格を決めるということとは現在のところは考えておりません。ただ、石油業界が非常に現在赤字で、そのためにエネルギーの基幹である石油産業といふものが体質的に非常に危機に陥つておるといふことは、これは現実でございます。

○森下昭司君 最後は大臣にひとつ念を押しておきますが、これは重要な問題でありまして、たとえは問題になつております石油公団法の改正問題で共同備蓄会社をつくらうと、九十日備蓄の目標達成の、現在の六十日から三十日ふやすのであります。その三十日ふやす用地施設などを含めて、四分の一しか共同備蓄会社が責任を持たない。残り四分の三は各石油会社がそれぞれにわゆる備蓄の責任を負うといふようなことになつておりますと、当然石油会社が赤字の上にそれだけの負担はできかねるというふうなこともなにかねないわけなんです。したがって、私はいま長官の御説明がおりますれば、結局石連は、不況カルテルの認可を公取に申請する以外にこの窮状を乗り切れないといふような考え方が強くなると思ふのであります。その場合でも石油業法の第十五条を発動しないといふことをこの場で明言できるかどうか、大臣にひとつ。——これは政治的判断です、しつかり答えてください。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほど長官がいろいろ答弁をいたしました。日本の基幹産業でありま

す鉄鋼と並んで石油が非常に重大な役割をしておるわけでありまして、この石油が経営的に非常に弱体になつておる、この三月期も非常に大幅な赤字が出ておる、大変な苦境に立つておる。それから、さらに現状が続きますと、この九月、来年の三月はどうなるかわからない、こういう異常な事態に直面しているわけでありまして、私どもは、日本の石油産業がつぶれるといふことになるとこれは大変なことになるので、どうすればこの体質を強化して産業の一番の大事な源である石油エネルギーを確保できるか、そのためには日本の石油産業といふものをどう体質を強化したらいいか、こういうことにつきましていろいろ検討をしておるわけでございます。

いま御指摘の問題は、石油政策の一環としての備蓄との関連におきまして、価格政策をどうするかという御質問でございますが、現時点におきましては、不況カルテル等を許すといふふうなことは考えておりません。まあ将来、いま申し上げましたように、一体どうしたらいいのかということについては……

○森下昭司君 十五條をどうするか。
○國務大臣(河本敏夫君) 現在十五條を発動するといふふうなことは考えてはおりませんが、将来の問題といたしまして、先ほど申し上げましたように、基本的に日本の石油産業全体をどうしたらいいのか、こういうことは当然早急に検討しなければならぬ問題だと考えております。

○對馬孝且君 大臣にもう一回基本的な考え方を伺ひしておきたいのであります。私は後から質問しようと思つておりましたが、関連いたしておりますから申し上げますが、先ほど言つたように、石油開発公団法の一部改正にしたつて、結論的には国の財源を使うわけでしょう。公団を強化しようと言つたつて、これは民間企業にたつて、これは後から質問しようと思つておりましたが、大臣の談話が新聞に出た。これははつきりしておきますけれども、この財源だつて、公債を発行する

とか国債を発行するとか、あるいは共同備蓄のための石炭特別会計から金を支出するとか、こういう言うならば国の、国民の税金をやつぱり石油開発のために使っているわけですよ。

もつと私は言いますけれども、これは後から質問したいと思つておるんですが、現実には中国側の間に石油の輸入の開発が将来展望としてはなされるだろう。ところが中国の、中華人民共和国の石油価格というのは非常に価格的には安い、原油は安い、こういう展望だつてこれはあるわけですよ。したがつて、私はいまの場合、この指導価格を撤廃をしたいというのは、先ほど言うようにすでに業界がPRをして、そして値段をつり上げるというのを明らかにしてないから、政府がこの指導価格を撤廃をするというところに国民としてはやつぱり問題があるんじゃないかと、ことを言いたいわけですよ。すでに業界がそういうPRをしたやつていいわけだ。そこへ政府が何か裏打ちしたように指導価格を撤廃していくということになれば、もうはつきり値段がつり上がる、価格を上げるといふ仕組みの中で組まれているという、こういうことを常識的に考えるのは当然じゃないですか、国民の判断としては。

私は、あえてここで言いたいのは、先ほど長官が言っているんだが、この指導価格を撤廃をして、もし異常な価格になった場合には、とにかく行政指導をもう一回し直してやりますと、こう大臣も言っているんだが、私はこの点やつぱりいまの場合、もうちょっと——率直に申し上げますよ、私は、もう一回公聴会とかという形であらゆる国民各層の声を聞いたり、あるいは業界の声をとりまゝとて聞いたりして、そういう段階を経てやつぱり指導価格を撤廃するかどうかということについて一つの考え方をとつてもらいたい、これが第一点であります。

それから第二点の問題は、左近石油部長、長官が言っているように、確かに十二月の一段階では本州価格との格差が縮まったことは事実であります。ところが、長官、これは部長もそうですが、

四月はまだ入っていないでしょう。そちらに入っていますか。

○政府委員(増田実君) 三月までです。

○対馬孝且君 三月まででしょう。ところが、四月の段階では実は上がつていっているのです。先ほど私が申し上げた三十七円という本州との格差がついてきています。ですから、こういう問題があるの、北海道に於いて去年も特別行政指導を行つていただいて、通産省はそれなりに努力をしていて価格が下がつたことは事実であります。これは十二月の段階、一月の段階を見ておりますよ。しかし、四月以降の段階ではまだ本州との差がついてきています。そこに指導価格を撤廃をしていけば、またそれに便乗して業界がやることは事実でしょう。便乗値上げが行われているわけだ、去年の実績でも、北海道ではそれは部長だつてこの前認めたじゃないですか。ところが、いま日石がすでにこういうPRをしているという現状の中にあつては、私は検討してからというふうなまどろっこしいことを言わぬで、直ちに先出の北海道の通産局長と北海道庁に対して、こういう指導価格をめぐる動きの中で、仮にいま業界に便乗的な値上げの動きがあれば、私はこれは特別指導をしてもらいたい。この点について、ひとつ直ちにどうももらいたい。これはできないというなら、私は聞き直りますよ。これは第二点ですよ。

それから第三点目の問題では、私は率直に申し上げて、去年も申し上げたのですが、工業用灯油とか重油との兼ね合いを盛んに強調されるのですが、大臣、これは、家庭用灯油は安くなつていいじゃないですか、その点では。先ほど言つたように、米と同じなんだから、食糧と同じなんだから、これは問題は政策ですよ。政策的には工業用灯油と家庭用灯油と価格差があつてしかるべきだと思ふんです。それは、政府が明年の段階では一けたの物価安定をすると言つておるのだから、九・九%の物価安定をするために、石油が上がりまして、鉄鋼が上がりまして——これだつておかしいんですよ。

この前の物価特別委員会では、福田副総理が言つておることは、いま経済企画庁でアンケートをとつたら、七〇%値上げをしたいというアンケートが出ておると私は質問しているのです。こういう動きに対しては福田副総理としてはどういう行政指導を持っているのかというのを質問したら、これは、この間の本会議でも言つておるやうに、とにかく大企業、値上げ申請については抑えます、抑えなければ明年の一けた、九・九%の物価安定はいたしませんと、こう言つておるわけですよ。そういうことからいって判断をしたとしても、私は、やつぱりその石油の値上げを、指導価格を撤廃して認めていく。きょうの新聞によれば、また鉄鋼が上がる。こういうやり方では問題があるんだから、私はその点の措置を講じてもらいたい、こういう点を言つておるわけですよ。この点どうですか。

○政府委員(増田実君) 灯油の価格につきましては、先ほどおる申し上げましたんですが、ただ北海道につきまして、四月に内地とそれから北海道との価格の差が出てきておるといふことは、私、直ちに調べまして、もしそのような状況が今後とも続くといふことであれば、これは直ちに直すようにいたします。

それから灯油の問題につきましては、これは私どもは、先ほどの繰り返しになりますが、灯油がいかに重要であり、また、灯油の価格というものが国民の生活費に響く、ことに北海道、東北では非常に響くといふことは、これは十分頭に置きながらこの問題に対処いたしておるつもりでございます。単なる石油会社の赤字解消策として灯油を値上げをする、こういう気持ちでこれに対処しておるわけではございません。ただ、いかにも灯油の現在の価格は、やはりほかの価格に比べて不自然に低く抑えられている。こういう価格につきまして、多数の品種があり、そうして関連生産が行われております産業で一つだけを抑えるということにつきましては、これはいろいろな無理が出てくるといふことで、この問題を解決し、しかも、そ

の灯油につきましては、これは先ほど申し上げましたように、十分今後も監視していく、ただ、現在の二万五千三百円の指導価格につきましては、これをやはり外すという形にせざるを得ないといふことを申し上げた次第でございます。

○対馬孝且君 指導価格については外さざるを得ないといふような考え方については、これは納得できません。私はそういう意味では、ひとつ再度大臣にお伺いいたしますが、この指導価格を撤廃するかどうかということについては、各層のやつぱり十分な意見を聞いて、慎重な態度をとつてもらいたい、これが一つ。それから、北海道に関する四月以降の実勢価格は、本州と価格差が高まっているといふことについては、長官が特別指導するといふことですから、これは結構です。この点一つだけ、いまの指導価格の問題については、そういう各層の意見を聞いて、慎重なひとつ態度をとつてもらいたいといふことについて、大臣の考え方を伺います。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど来、私からも長官からも申し上げておるとおりでございますが、現在の二万五千三百円という指導価格は逆さやになつております関係上、今後の灯油の需給を考えますと、この冬の必要量を確保することはいまのままではなかなかむずかしい。どうしてもこの冬を乗り切るためには、指導価格を廃止して、そして一定量を確保するといふことが必要であるといふ考えのもとに、いまいろいろ作業を進めておるわけでございます。これを近く実行いたしました結果、そのために価格に非常に大きな変動を生ずる、それで皆さんに御迷惑がかかる、こういうことであれば、当然その時点におきまして、再び指導価格制に返るかどうかというふうなことについて再検討いたしまして、大きな御迷惑のかわからぬように十分配慮してやつてまいりたいと思ふます。

○対馬孝且君 この考え方だけは、やつぱり大臣の答弁では理解ができませんので、これは保留にして、ひとつ慎重な検討をされることを要望して

おきます。これだけに時間をとるわけにいきませんから、その点だけひとつ要望申し上げておきたい、こう思います。

それでは次に、本題の石油開発公団法の一部改正に関する問題につきまして、これからお伺いをしたいと思ひます。

多様にわたっておりまして、時間もありませんから、簡潔にひとつお答え願ひたいと思ひます。

まず、先ほど質問の中で中尾先生の方から出された問題とも若干関連がありますが、角度を変えて、エネルギーの需給の問題につきまして、わが国の国民経済の最も重要なエネルギーのあり方の具体的な構想の取りまとめという意味で出されているのが、政府のエネルギー白書であります。これは第一回がオイルショック前に発表されたわけでありまして、私の記憶では、第二回のエネルギー白書というものが発表されていないんではないか。したがって、これを国民の立場から考えますと、重大なエネルギーの問題を扱われているわけですから、この総合エネルギー政策の基本的な姿勢をどう考えているのか、これをまずお伺ひします。

○政府委員(増田実君) まず、エネルギー政策の総合的な考え方ということについてお答え申し上げます。

この石油危機というものの以前とそれから以後におきましては、わが国のエネルギー政策につきましても質的な転換が出てきておるわけでございます。従来は石油が世界的に非常に豊富でありまして、また、低廉であったわけでございます。むしろエネルギーといいたしましては、石油への依存度を毎年大幅に高めるということが結果として出てきたわけでございますが、これが石油危機を経まして石油が非常に高価格になり、またその供給について、これは中近東で戦争が起こった場合には、その供給が非常に不安定になるというような問題が出てきておるわけでございます。そういう意味で、石油をめぐります、石油を中心といたしますエネルギーの総合的な基本政策につきま

て、新しい政策が立てられなければならない事態に來ておるわけでございます。

これにつきまして簡単に基本方向だけ申し上げますと、まず第一には、今後このエネルギーの確保、特に石油につきましては、消費国、産油国等すべての関係国との協調を図りながら、つまり、国際協調のもとにこの安定的供給を確保していきたい、いくということが第一でございます。

それから第二は、わが国のエネルギーの大宗を占めております石油に關しましては、その安定供給を確保いたしますために、各種の施策を行わなければならぬ、このためには石油の供給地域の分散化、それから産油国との間の直接取引、それから、現在御審議を賜っております石油開発につきまして、海外石油開発の積極的な推進、それからまた他方、緊急時に対処するための備蓄対策の強化というものを図っていくなければならぬ、これが二番目でございます。

それから第三番目は、国産エネルギーであります水力、それから地熱、あるいは国内石炭というものにつきまして、その確保に努めるということでございます。それらについて個々の政策は現在いろいろ検討いたしております。それからまた、いわゆる取り扱いといたしましては、準国産エネルギーであります原子力の開発を積極的に推進し、それによつて輸入石油の依存度というものを低めていかなければならぬ。また、新エネルギーの研究開発を進めていかなければならないという点でございます。

それから第四には、需要面につきましても、新しいエネルギー環境に対処いたしましてエネルギーの節約を図る、これはいわゆる資源、エネルギーの節約というものを国民一人一人が図りますとともに、また、長期的観点からいわゆる省エネルギー型産業構造への転換を行わなければならない、こういうことでございます。

以上申し上げましたようなのが、大体その新しい事態に対処いたしましての総合的なエネルギー政策の基本方向でございます。

白書のことについてはまた――いま御返事……○対馬孝且君 いましてください。

○政府委員(増田実君) それじゃ――いま申し上げましたのが基本政策でございますが、先生から、エネルギー白書が一昨年出たおるのに対して、その後出ていない、これについての考え方がどうかということでございますので、これについてお答え申し上げます。

エネルギー白書と普通言われておりますものが、正式の名前は「日本のエネルギー問題」ということで、これは資源エネルギー庁が一昨年の七月に発出したしまして、発足後直ちに作業いたしまして、四十八年の九月二十五日、ちょうど石油の危機の始まります直前に「日本のエネルギー問題」という名前で作成いたしましたわけでございます。

それでこのエネルギーについて、いろいろ問題点があるということを指摘いたしたわけでございますが、これは白書ということでは銘打つてございませぬし、また、定期的に出すということではなくて、そのときの時点の問題点というものを抽出しまして、現状の分析をいたしまして、最後に、こういういろいろな問題点がある、ついでには、その「エネルギー政策の具体化を進めることが今後の課題である。」ということと結んでおるわけでございます。政策でなくて、一応その現状分析ということとで、そのときの問題点を出したわけでございます。

その後石油危機が起こりまして、むしろ先ほど先生がおっしゃられましたように、新しい事態に対処いたしまして、エネルギーの政策を立て直しというのが必要になったわけでございます。そういう意味で、私もこれは現状分析だけではなくて、やはり新しいエネルギーの政策を打ち立てなければならぬ、これに基づきまして、去年は政策につきまして各種の検討を行ったわけでございます。その結果、これは先生御存じのように、総合エネルギー調査会の総合部会で、これは昨年七月二十五日でございますが、「中間取りまとめ」ということで発表いたしましたのが、この石油危機

後の日本に対するエネルギーの供給が、長期的にどこまでが限界であるか、昭和五十五年と昭和六十年を示しまして、ここまでは――以上のエネルギーの供給は非常にむづかしい、また、それに達するのには非常に努力が要するというところで、その努力のためにいかなる政策をとるべきかもここに掲げまして、それで発表いたしましたわけですが、それからまた、各エネルギーにつきましては、これはその二日前ですが、七月二十三日にはやはり総合エネルギー調査会の石油部会で、いわゆる石油の政策の「中間取りまとめ」というのを発表いたしましたわけでございます。それ以外にたとえば原子力につきましても、総合エネルギー調査会の原子力部会の「中間報告」という形で原子力発電及び原子力産業の今後のあり方、政策の方向というものを出したわけでございます。それから石炭鉱業につきましては、これは総合エネルギー調査会でなくて、石炭鉱業審議会の総合部会で、新しい事態に処しての石炭の見方というものを抽出しまして、そして石炭鉱業審議会と、新しい事態に対処いたします石炭政策の見直しというものを引き続きやっておりますわけでございます。なお、電気事業につきましても、電気事業審議会の需給部会で八月二十二日に中間報告を出しまして、長期の電力事情の見直し、それからそれに対する政策というものを出したわけでございます。

ということはいろいろ申し上げましたのは、つまり、エネルギーの問題につきましては現状分析というだけではなくて、石油危機以後はやはりエネルギー政策はいかに持つていくかということとがむしろ課題になっておるわけでございます。このいわゆる白書と申しますものも、今後政策が要するというところでとめておるわけですが、それを受けて、いまのように昨年の夏を中心といたしまして各種の政策を打ち出して、これを各新聞紙上でも発表されて、政策につきまして広く一般の意見も聞いておるわけでございます。それから、それに引き続きまして現在やっておりますのは、昭和五十五年、六十年に於ける

エネルギーの供給がどうなるか、つまり、去年やりましたのは供給についてだけの分析であつたわけですが、それをさらに広げまして、需給表というものをつくるといふことで、総合エネルギー調査会の需給部会で、昭和六十年度までの日本の総合エネルギーの需給がいかになつていくかといふものを現在作業をしております。それに基きまして各種の政策といふものを打ち出していき。また現在、内閣総理大臣を中心といたしまして、各閣僚が出席されます総合エネルギー対策閣僚会議というものが開かれておりまして、総理以下が、今後のエネルギーの総合対策をいかに持つていくべきかといふことに取り組んでおるといふのが現状でございます。

そういうことで、私も現段階ではこういう形の白書でなくて、むしろ総合政策を打ち出してきたい。ただ、その総合政策を打ち出すに当たりますでは、もちろん現状分析、現状の問題点といふものも当然これは一緒に持つていきたいと思つておりますが、いまるる申し上げましたように、政策を現在作業いたしておる段階でございます。そういうただ問題点だけを分析いたした段階の白書を發表いたすという計画は、現在のところは持つておりません。

○対馬孝且君 総合エネルギーに対する基本的な考え方ということが、一応いま答弁ありましたが、そこで原油にしようとお伺いしたいんですが、四十九年度の原油輸入量は、国内の不況の反映もあるでしょうけれども、二億七千九百万キロリットルに大体どまっているという。この昨年の七月に出されました総合エネルギー調査会の総合部会の取りまとめではそういう発表をされておる。そこで、今後の石油輸入量の見通しの問題なんです、これはぜひお伺いしますが、五十五年度は大体四億ないし四億五千キロリットル、それから六十年は大体五億ないし六億という数字を見込んでおるといふ一つの考え方がありますが、しかし、今日の民族系原油開発産油国との関係などを総合的に判断をした場合に、一体安

易にそういう見通しを立てることが出来るのか、私はこういう一抹の、逆にシビアに考えているわけですが、そういう問題について、ひとつ今後の石油見通しについてどういう趨勢をたどるかということについて、どう考えているか、これをお伺いします。

○政府委員(増田実君) 先ほど対馬先生に御答弁申し上げましたように、現在、最近の情勢変化を踏まえまして、総合エネルギー調査会の需給部会が中心になりまして、昭和五十五年度それから六十年度におきますわが国のエネルギーの需給がどうなるか、この中に石油が幾らになり、石炭が幾らになるかといふことで、現在検討をいたしております。大体七月ごろには一応の見通しが明らかになる予定でございます。

それから、先ほど先生から御指摘ありました五十五年度、四億ないし四億五千万、あるいは六十年、五億ないし六億キロリットルという数字は、これは先ほど御説明いたしましたように、昨年の七月にわが国に対するエネルギーの供給の状況がどうかといふことで、大体この五十五年度、六十年度は去年七月の時点で、非常な政策努力と、それからその成功も見込んでこころいまで供給できるのではないかといいことで発表いたしました数字でございますが、今度やつておりますのは、日本の需要がどれくらい伸びていって、それに対して石油の供給がどれくらいになるかといふことで計算いたしておるわけでございます。これ、いま先ほどの数字に比べましては当然低い数字が出てくるわけでございます。

それで、現在石油供給計画に基づきまして、一応昭和五十四年度までの原油の輸入量といふものを計算いたしておりますが、これは生だき用の原油を含んでおりませんが、それより若干ふえますが、一応原油輸入量といたしまして発表いたしておりますのは三億二千万キロリットル、これはほかの各種のものをふやしまして、おそらく三億五千万前後になると思つておりますから、その翌年の昭和五十五年度がこの四億五千万という数字にはな

かなかならないわけでございます。そういう意味で、ことしあるいは昨年度の相当な景気の停滞といふものがございましたので、これに見合つて今後の需要を計算し、今後の石油の供給数量といふものを、先ほど申し上げましたように大体七月ごろには発表できるようにいたしたい、こういうふうにお考えしております。

○対馬孝且君 それでは七月に、その問題は資料でひとつ明確に出していただきたいと、それをはつきりしておきます。

そこで、自主開発の問題でちょっとお伺いしたいのですが、昨年七月に出されました総合エネルギー調査会の中間報告では、石油の安定確保についてはこれまでの自主開発の原油、これは原油比率は三〇％という目標を掲げて、国際石油資本系の石油協力開発原油及び産油国との直接取引といわれるDD取引ですね、こういう石油といふのは、私の感じでは入手方式の多様化をうたつていた感じがしないではないか。したがって、政府はどこまで責任を持つて自主開発を一体行ふのか、この基本姿勢についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○政府委員(増田実君) 先ほど中尾先生にも御答弁申し上げましたように、四十八年度は自主開発の比率が八・五％といふことで、四十二年に総合エネルギー調査会で三割の自主開発、これに基づきまして石油開発公団が設立されたわけでございますが、その後七年たちまして、この三割の目標に対して非常に率が低いわけでございます。今後これを三割に持つていくといふのは、私どもが一応目標としてはそのまま維持しておるわけでございますが、ただ現実から申しますと、自主開発原油が三割に達することは非常に困難であるし、また、これの達成はなかなか期待できないといふのが現状だと思つております。ただ、これにできるだけ近づける努力をいたします。

それから、先ほど中尾先生に御答弁申し上げましたように、今後の石油の安定的な供給の確保を図りますために、この自主開発原油以外に、い

わゆる長期の直接取引原油あるいは政府間協定原油、こういうものを全部加えまして、そして、できるだけその率を多くいたしまして供給の安定化を図つていきたい、こういうことで考えております。そういう意味で、三割の目標につきましては、非常に困難であるといふことを率直に申し上げなければならぬ状況でございます。

○対馬孝且君 そこで私は、一昨年のオイルショックの際に、アラビア石油、わが国の原油の持ち込み量を、メジャー以下の削減したことには御承知のように記憶に新しいことですね。そこで、このアラビア石油のケースなどを判断をいたしてまいりますと、わが国の場合は、いま答弁ありましたが、改めてやはり、自主開発とは一体何かといふことを具体的に国民の実感で考えていく必要があるんじゃないか。そうなりますと、やっぱり産油国が経営参加をしない場合でも、産油国と石油会社との新規開発契約では、生産段階に加入しておつた場合に、産油国側が大幅な権限を持つといふことになるんじゃないか。そういったしますと、わが国の輸入割当がきつめて低くなつてくるんじゃないか。しかも一方では、原油の九〇％以上を輸入に頼つておるわが国としては、現在のような流動的な石油情勢の中で、つまり、政府としてこの石油資源開発政策の基本的な態度といふものをどこまで自信を持って進めていくのか、この点をちょっと確信のあるお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(増田実君) ただいま対馬先生から御指摘ありましたように、この自主開発した原油につきましても、これは産油国の政策その他によりまして、その全量を自由に引き取れるわけではございません。また、石油開発につきましても、従来に比べまして困難な状況がいろいろ生じてきております。しかしながら、そういう状況がございしますが、私どもが石油開発を日本の石油政策の一つの大きな柱として推進しなければならぬと考えておりますのは、一つには、今後の石油の供給源の分散化といふものを考えておるわけござい

ます。そういう意味で、石油開発をできるだけ世界的に分散して行いたいということで、東南アジア諸地域、あるいは中南米その他における石油開発というものを進めていきたいというふうに考えております。

それから、確かに産油国が経営権を全部支配する、あるいは六〇％支配しましたときに、この原油の処分というものについてはいろいろな制約が加わるわけでございますが、しかし、日本が石油の開発に加わりまして、その国との間のいろいろな友好を深めていく、あるいはその関係を密接にしていくということとは、やはりそれなりにいろいろ産油国との間の効果があるわけでございまして、現在でも各産油国から、いわゆる請負という形で開発に協力してくれという要望がいろいろ出てきております。これらにつきましても、私も私どもはこれらに参加して、そして産油国との間の経済協力を進め、また、世界における石油の生産をふやすという点について協力していきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○対馬孝且君 大臣に、政治判断の問題ですからちょっとお伺いしたいのでありますが、先ほど私、灯油のときも若干触れましたが、いま通産省として、先ほど言ったような原油確保という観点、自主開発という観点から考えました場合、中華人民共和国との間の原油協定ということが安定化をする一つのあれになるのではないかと、私はそう考えるわけであります。したがって、長期的な政府間協定についての話し合いを進めているやに聞いておりますけれども、もしこれが実現をすれば、わが国の原油輸入のチャンネルというのかなり多角化して進むことができるのではないかと、もつと言いますと、アラブの石油戦略に対する一つのこれからの交渉力の強化にも役立つということになるのではないかと、こういう判断をするわけであります。したがって、政治的な問題でありますから、政府として、中国側との経済技術協力を含めまして、積極的に五年後にひとつ年間五千万トン以上の中国との原油協約を結ぶ、こういったような政治

姿勢に立つていられるのかどうか、それともそういう考え方をもちかどうかということを含めて、ひとつ政治的判断として大臣にお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほど申し上げましたように、わが国の石油戦略の第一の問題は、安定供給ということでありまして、安定供給ということになりますと、これはどうしても輸入ソースを分散しなければならぬ、こういう問題が起るべくして同時に、日本の力による開発という問題が起きてくるわけであります。その点に関連をいたしまして、中国の油をどう考えるかということでございますけれども、現在中国の油は、ことし約八百万トン輸入する予定になっております。昨年は四百万トンでありましたから、ほぼ倍になるわけでございますが、いろいろの情報を総合いたしますと、中国の埋蔵量は非常に多い、それから同時に、今後の生産量も相当大幅に伸びる、こういうことが期待できるわけであります。

ただ問題は、中国の油は品質上ちょっと問題がありまして、幾らでも買えるという性質のものではありません。特にインドネシアの油と競合するという性質のものでございます。そういうことがありますので、日本としても輸入し得る限度があるわけであります。大体中国、インドネシアのような油は、日本の場合、ほぼ全使用の大体二割見当が輸入の対象になる、こういうことだと思っております。ただしこれとて、いろいろ日本の精製施設というものも改良していけばいいわけでありますけれども、いずれにいたしましても当面はそういう問題がありまして、おのずから買入れの限度というものがそういうことから限定される。品質の問題とインドネシアの油と競合するという問題、そういうことから無制限には伸ばし得ない。ただししかし、貿易の拡大という意味から言いますと、非常に好ましいことでございまして、今後どれだけ中国との油の取引を伸ばし得るかにつきましましては、いま通産省挙げて懸命に取り組んでおるところでございます。まだ結論は出ておりませんが、

前向きに取り組んでおるわけでございます。

○対馬孝且君 それでは、石油公団の機能強化の問題につきましまして長官にちょっとお伺いいたします。

いまさら申し上げるまでもないのでありますが、石油政策の最も基本的な課題は、先ほどの法案の提案理由の中にもございまして、石油安定供給の確保であり、最近における海外の石油情勢の変化を考慮すれば、石油資源の何となくも探鉱開発ということ、私も炭鉱でありますからわかりますけれども、重要性が非常に大きいわけであります。したがって、わが国の石油開発の総投資額は昨年の場合は大体二千億程度、先ほどちょっと中尾さんとの関連の答弁もございましたけれども、メジャーの一つであるエクソンの一兆八千億のわずかに十分の一にすぎないんじゃないか。したがって、これが百二十社に分かれて利権をあさっているという、さきわめて醜い争いが行われて、諸外国からも資源買ひあさりの非難を受けているというのが今日の現況ではないかと、率直に指摘をしなければなりません。

したがって、こうした情勢に対応して探鉱開発を効果的にどう進めるかということについて、今回の改正案によりまして、公団の業務を若干拡充されることになるわけでありますが、この改正にとどめず、海外の石油資源探鉱開発の資金投資を一元的に実施をする、まあ一元化をしていく、一本に集約体系をとっていくという、そういう機能を付与することも含めて検討して、石油公団が真に海外石油開発の中核体となつてその推進母体になっていく、こういうような体制整備を図る必要があるのではないかと、もちろん、まあそういう考え方もちょっと強調されたようであります。提案している法案の公団のあり方の強化という面からいくと、その点はちょっと法案の条文を見る限りでは、そういう体制までの公団の強化ということになつていないんじゃないか、こういう感じがするんですが、この点どう考えているのかちょっと伺います。

○政府委員(増田実君) いま御指摘のありましたように、現在の日本の海外における石油の開発の体制というもの、非常に小さな、しかも数の多い会社によって行われている、この点についてもつと見直しが必要じゃないか、中核的な石油開発の会社をつくって、それがこれを強力に推進する必要があるんじゃないかという御指摘でございます。

これにつきましては、昨年の、先ほどちょっと申し上げました石油に關します総合エネルギー調査会の石油部会の中間取りまとめ案におきましても、現在の開発体制につきましまして、これをもつと強力に推進するための方途を見出すべきであるということが出ております。従来、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニーという形でそれぞれの利権ごとにそれに合いました会社が設立されておったわけでございまして、その後、いわゆる統括会社というものができまして、これが中心になつて資金を強力に集めるという形になつてきたわけでございまして。しかしながら、ただいま先生からもお話がありましたように、その中核的な会社があつて、ここが資金力もあるいは技術力も、それから経験も持つて、そしてそれが開発に力強く乗り出していくということにはまだなつておらないというのが現状でございます。そういう意味におきまして、これらをそういう方向で今後の石油開発の体制の強化を図っていくということが、私も通産省の方の石油開発体制の今後の一つの課題だと思っております。

ただ、今回石油開発公団法の改正でお願いいたしておりますのは、いままで石油開発公団ができてから約七年たつております。それから各種の石油開発の実情というもの、いろいろの経験によつてネットワークというものが現出されたわけでございまして、それら現行法で処理しきれない点を業務の追加としてお願いいたしておるわけでございまして、これによつて、石油開発の推進母体と言われております石油開発公団の業務を、現状に合致して強化していきたいということでお願いしておるわけでございます。これと同時に、先ほど

申し上げました石油開発体制の強化というものを、これはやはり私も努力し、また業界の協力によって、そこに一步でも近づけていくということをやっているというふうな思っております。

○対馬孝且君 先ほど中尾委員の質問に對しましてお答えがあった問題でありますけれども、日韓大陸間の開発問題に關連いたしまして、違つた意味で質問したのであります。日韓大陸間協定で示されている共同開発区域、これは韓半島南端からかなり離れておるわけでありまして、ここに韓国の開発権を認めることが果たして妥当なのかどうかという問題、そうして、もしも日本がこれを認めるとすれば、この海域は大陸なからの自然延長ということに区域が發展していくわけですから、この場合やはり問題になることは、中国の主張に對してどう受けとめているか、どうしたていくかということが非常な問題ではないかと見るわけです。先ほど質問ございましたが、この点どういふふうに見ているかということをお伺いします。

○政府委員(増田実君) 韓国南部とそれから日本との間の共同開発地域につきましては、この地域がいわゆる中間線から日本寄りになっておるわけでございますが、ただ、地形的に言いますと、韓国の理論では自分の方の大陸だの延長線上であるということ、これは数年前に自国の大陸だなどという事で、すでに鉱業権を数社に与えてしまったという事実が出たわけでございます。

これに對して、当然日本側から嚴重に抗議をいたしました。これについて日韓關係の一つの重要な解決すべき問題ということで残されたわけでございますが、ただ、この地域が石油の相当量の埋蔵の可能性があるとということで、これにつきまして兩國で紛争を続けたままでは、そのまゝこの地域は放置されるということで、一応法律上の權利關係というものをたな上げにいたしまして、そしてこれを兩國間の協定で、共同開発ということと同額の資金を出し、それで生産されましたものを

お互いに半分ずつ分け合う、こういう日韓の共同開発というもので現実に解決すること、この紛争を処理いたそうということで、この協定ができた上であつたわけでございます。これにつきまして、もちろん現在いろいろ議論が行われておりますが、これにつきましては、石油の開発を早くしなければならぬと、その重要性から、両者が、妥協と申しますか、協力の事業をやるといふことで現実に解決するといふ形になっておるわけでございます。

それから、先生からお話ございました中国との關係でございますが、中国との關係につきましては、これは中国側につきましては、日本側がこの問題につきましていつても話し合つて、そうしてこの問題を円満に解決したいといふことで、中国側にも連絡しておる状況でございますので、これにつきましては、日本と中国政府との間で今後円満な話し合いが行われるといふことを前提にいたしてこの問題を解決したい、こういうふううに考えておるわけでございます。

○対馬孝且君 そこで、先ほどの石油備蓄との兼ね合いでちよつとお伺いしたいのであります。石油の備蓄を九十日にふやすという計画で、衆議院の段階で備蓄法案が出されるわけでありまして、いずれ参議院に來ると思ひますけれども、現在、六十日から三十日分をふやして九十日備蓄を実現するといふことを言つておるわけですが、結果的には、新たに二千万平方メートルの土地代を含め一兆五千億の資金が必要であると言はれておるわけですね。また現在、水島のコンビナート事件からずつと見まして、タンクの事件が相次いで起きています。一体九十日ふやして、今日の世の中は、やっぱり公害問題で住民のコンセンサスを得ることが第一条件だと言つておるときに、通産省は九十日分にふやしてタンクをどんどん拡大していくと言つたので、それが一体地域住民に受け入れられるかというやうな、そういう条件の中に置かれておるのかどうかという問題です。また、

そういう用地が一体確保できるのかどうか、こういう考へ方についてどう考えているのかというところをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 石油の備蓄につきましては、これはこの前の石油危機の経験その他から見ましても、また、日本の石油依存率その他から考えましても、やはり少なくとも九十日を備蓄しなければならぬといふふうな私も考えておるわけでございますが、ただ、これを備蓄するに当たりますと、ただいまのお話ございましたように、備蓄基地といふものをどこに設けるか、また、これに對する安全問題をいかにするかということがきつめて重大な問題でございます。ことに、昨年の暮れに非常に不幸な事件であります水島の事故が起きました。こういうやうな事故が再び繰り返された場合には、これは備蓄といふものは成り立たないわけでございますので、私どもの方としては、ましては、この安全性についても十分なるあらゆる措置を行つて、その上で備蓄を行いたい、こういうふううに考えております。

このために、今回の予算につきましても、この安全調査の費用を各府県に調査費として出しております。また、私どもの方でも、各種の安全に關する調査をいたしております。ですから、その石油備蓄基地といふものの建設に当たりましては、保安、安全問題、それから災害対策その他を十分な措置を行いました上で行つていきたい、こういうふううに考えております。また、これにつきましては、もちろんその地域の住民の十分な御理解を得て、そして推進したいといふことで考えておる次第でございます。

○対馬孝且君 まあひとつ時間に関心する意味で、最後に一つだけそれでは申し上げます。

新聞報道によりますと、通産大臣の談話がここに載つておるんですが、これによりますと、備蓄のための財源確保の問題で、消費税を増設したり、公債検討もしているといふやうな見出しで、利子補給だけでも五百億円を超すといふやうなことで、これは五月五日付の工業新聞に出てい

るわけです。まあ時間がありませんから、中身はもう省略させていただきます。

そこで私は、ここで備蓄をするための財源策についてお伺いしたいんですが、これを言いますと、石油消費税の創設をするとか、備蓄公債の新設をするとか、あるいはガソリン税の増税、そのほかに一番私は問題だと思ひますのは、石炭・石油特別会計の見直し等が考えられておるという言ひが言はれておるわけでありまして、先ほど総合エネルギーの基本政策で長官に質問したように、六月末に石炭の答申を得て、ひとつ石炭を見直していききたい、そういうエネルギーの中で石炭の位置づけをしようといふ言ひが言はれておるわけですが、片つ方では石炭・石油特別会計からこの財源を充てると、これでは私はちやらんぼらんじやないかと思ふんだ、言つておる言ひが言はれておる。いまこそ石炭対策については見直します、ことしはもう全く石炭見直しの勝負の年でありまして、こういつてすでに法案が通産省の段階では準備をされている。こういう中で、これはむしろ財源を強化しなければならぬですよ、石炭の対策のためには、しかも、第三セクターといふやうな方式が言はれておるけれども、これはいいとか悪いとか、これは別の機会に論議しますけれどもね。

そういうときに、何かここで、石炭と石油特別会計だけじゃなくて、石油消費税、かれガソリン税の創設、そのほかに公債の発行なんて、まるで国民の全部、何か何までも物価値上げの折、ダブルパンチで、片方でびんたをはたかといふやうな、こういうたつたやうな大體物の考へ方が、これは私に言はれれば発想が狂つておるんじゃないか。ここらあたりをひとつ大臣の基本的な、新聞に出ておるとおりの考へ方なのかどうか、それとも本當にこの総合エネルギーの中で石炭を見直すといふならば、石炭・石油特別会計から財源を持つていくといふ間違つたやうな考へ方を持たないで、当然この備蓄のための特別財源といふものは、客觀的に見てやつぱりどういふことが一体あるべきなの

か、この点を大臣、政治判断の問題ですから、大臣にひとつ伺いたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 五月初めに私がそういう談話をしたという事は、これは何かの間違ひだと思ひます。そういう発言をしたことはありません。ただし、これはどうしても進めていきたと考へております。そのためには、ことしの分は、御案内のような財源措置を講じておりますが、来年度以降は相当金が要りますので、やはりこの財源にはいろいろ検討していかねばならぬ、こういうことは当然起つてくるわけでございます。まあ財源をどうするかということについては、これからの大きな課題だと思ひます。いろいろ検討をしておるところでございます。具体的にいま申し上げるような段階ではございません。

○對馬孝且君 そこで、それではひとつはつきり申し上げたいのは、石炭・石油特別会計から持つてくるという考え方はございませぬ。これは石炭を強化しようという見直し強化で、財源がむしろ予算上拡大しなげやならない情勢にあるんですから、この点だけはつきりしておきたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 石炭の問題は、現在のエネルギー事情から、私ども非常に重大に考へております。来月、多分答申をいただけると思ひますが、その答申を受けまして、しっかりと石炭政策を樹立したい、こういう考へのもとにいま準備を進めておるわけでございます。したがいまして、どういふ形になりましようとも、石炭の財源は減らすことはございませぬ。むしろふやす方向で考へておるわけでございまして、備蓄政策のために石炭にしが寄ると、そういうことは考へておりませぬ。

○對馬孝且君 それじゃ、以上をもつて質問を終わります。

○委員長(林田悠紀夫君) 他に御発言もなければ、午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十九分開会

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き石油開発公団法の改正で修正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○安武洋子君 今度の石油開発公団法の改正で備蓄に対する投融資が入っておりますので、まず最初に、備蓄問題に関連して御質問いたします。

まず第一点は、備蓄目標を六十日から九十日にしたその理由をお聞きします。それで、河本大臣は、九十日の備蓄はわが国の基本政策、こういうふうな御答弁をなさっていらっしゃいます。

それから、昨日発表されましたIEAの閣僚会議のコミニケでも、七月一日までに九十日分に引き上げる決定をすることを確認して、各国がこれに合意をしたというふうに発表されておりますけれども、一体この六十日から九十日にしたその根拠は何なのか、この二点をお伺いいたします。

○政府委員(増田実君) わが国の備蓄政策につきましては、本年度を初年度といたしまして、昭和五十四年度に九十日を目的という目標を掲げたわけでございますが、この九十日の根拠は何かという安武先生からのお尋ねでございます。

これにつきましては、一昨年の石油危機の経験から、その当時は五十九日、約六十日の備蓄があったわけでございますが、こういうような事態に對処いたしますには九十日では不十分であるというところを、前回の石油危機の経験によって私ども知ったわけでございます。この備蓄につきましては大体欧州諸国、これはフランスとかイギリスとか、その他の国々が大体九十日から百十日の備蓄を持つておるわけでございまして、やはり先進の西欧諸国の基準から言いますと、少なくとも九十日分を確保することが必要である、こういうことで、私どもも最低限西欧諸国並みの水準に引き上げた

い、こういうことでございます。

それから、先生からお尋ねがありましたIEAとの関係でございますが、いわゆる……

○安武洋子君 いえ、それは聞いておりませんです。私が聞きましてしたのは、九十日備蓄の理由と根拠です。

○政府委員(増田実君) それじゃ、いま申し上げましたようなことで九十日備蓄の目標を掲げた次第でございます。

○安武洋子君 いまのお答えでは、西欧並みの水準に引き上げたいのと、それから、一昨年の石油危機を経験したから、九十日分を持つていないと国民生活に影響が出るというふうなことのお答えですけれども、それでは九十日備蓄の合理的な根拠にはならないと思うんです。

重ねて大臣にお伺いいたしますけれども、なぜ九十日備蓄がわが国の基本政策なのか。

○國務大臣(河本敏夫君) 科学的に九十日ということを立てることは大変むずかしいわけでありますけれども、先ほど長官が言いましたように、大体ヨーロッパも全部九十日またはそれ以上持つてゐる。わが国はそれよりも事情が悪い、ヨーロッパよりも石油事情が悪い、そういうことから、過去の苦い経験等もありますので、この際何とか西欧並みの九十日に引き上げて、そして石油面での心配を少しでもなくしたい、こういうことで、一応九十日という目標を掲げたわけでござい

ます。

○安武洋子君 いまのお答えでも私は、合理的な根拠とは言えないと思ふんです。資源エネルギー庁発行の資料「石油開発公団法の改正について」、これによりますと、備蓄の目的として国民経済上の安全の確保、それから世界有数の消費国としての責務、こういうことが述べられておるわけ

です。三月二十六日の衆議院の私の野間議員の質問に對して増田長官は、この先進諸国の大半の基準である九十日にしたとか、それは非常に合理的な根拠があるというふうには思つていないとか、御自分でこういうふうな御答弁なんですけれども、

いまお伺いしていても私は、合理的な根拠があるというふうには思えないわけです。合理的な根拠がない備蓄計画がなぜ国民の安全の確保になるのか、その理由をお伺いいたします。

○委員長(林田悠紀夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(林田悠紀夫君) 速記を起こして。

○政府委員(増田実君) いま先生から三月二十六日の衆議院商工委員会、私の答弁につきまして、それが非常に合理的な根拠があるということではないと、私が野間議員に對して御答弁いたしましたについて御指摘があったわけでござい

ますが、九十日というものの根拠ということにつきましては、先ほど申し述べましたように、前回の石油危機の経験を生かしまして、少なくとも九十日が必要である。

これについてももう少し私が御説明申し上げますと、前回の石油危機におきましては、十月現在の備蓄量は五十九日であつたわけですが、これが翌年の二月になりました。大体四十九日に減つたわけでございます。それで、備蓄につきましては、四十九日分あれば相当一月半以上あるという形になるわけでござい

ますが、前回のその時点の経験から言いますと、これが四十五日あるいは四十日を切りますと、たとえば石油の流通経路の問題あるいは生産、いろいろな原油をまぜて生産をいたすわけですが、そこ

にいろいろな故障が生ずるというわけで、六十日持つておりましたも、実際に食いつぶしのできるのは二十日分ぐらいということ

が判明いたしましたわけでござい

ます。その意味で、六十日分の備蓄というものは、エネルギーの大半を石油に依存しておりますわが国にとりましては非常に少ない量で、これをふやしたいということ

で、たとえば九十日になりますと、六十日のときに使えますのが二十日分と、倍以上、つまり三十日

が加わるわけでござい

ます。それから、大体この前のスエズの動乱と申しま

すか、その前の前の中東戦争のときの経験で、欧

州諸国がそれぞれ備蓄を行

ひまして、このときに

OECDその他で一応の基準ができたわけですが、このときに欧州諸国は、九十日を持っていくというところでやめたわけでございます。これによりまして、すでに前回の、一昨年の石油危機以前に欧州諸国は九十日あるはそれ以上というものの備蓄をいたしたわけでございます。そういう意味で、九十日というものが一応世界の常識となっておるわけでございます。

それで、衆議院商工委員会の答弁でも、私は、ただ合理的な根拠がないということだけで御説明申し上げたわけじゃないと、一応常識的な目標としては九十日だと思えますということも野間議員に申し上げておるわけでございます。そういうことで、九十日ということが一応世界の常識になっておる。ただ、九十日あればどんな危機でも大丈夫かということになれば、これは九十日は九十日の分しかございませんから、そこで非常に合理的ではございませんというのを申し上げたんで、九十日そのものが合理的でない目標であるというふうに答弁申し上げたわけではないので、その点だけ若干ごんごんしましたが、御説明申し上げた次第でございます。

○安武洋子君 いまお聞きしておりましたら、多ければ多いほどいいんだというふうなこともないかねないわけですか、これはまた後で質問するとして、世界有数の石油消費国としての責務、こういうことがうたわれているわけですが、これは具体的などこに対してどういう責務をどういう方法で果たすのか、どういうことを指しているのか、このことをお伺いしたいんです。

○政府委員(増田実君) 消費国が今度IEP、緊急融通計画というものにそれぞれ加盟しておるわけですが、これは御存じのようにフランスは入っておりませんが、それ以外の世界の消費国は全部加盟しておるわけですが、ここでいわゆる緊急時におきまして融通するシステムができたわけですから、ここまでは消費国が大体同じ備蓄を持つということでも、もし石油の供給がとまりましたときに、これは具体的に最初は七割という

ことが基準になっておりますが、七割以上削減になりまして、各国が節約をするともに自分の備蓄を食いつぶしていく、こういう形になっておるわけでございます。そういう意味で、世界の石油の消費国というものが相当な備蓄を持っておらなければ、自分だけが備蓄を非常に少なくして、そしてほかから融通を受けるということとは、これは私どもはそういうことはできない、こういうふうにして思っておるわけでございます。

○安武洋子君 いまの長官のお答えは、言葉をかえて要約しますと、世界有数の石油消費国としての責務、こういうのは結局はIEA加盟国に対する責務、これは石油の融通制度で果たしていく、こういうことになると思うのです。これ以外に私は説明のしようがないんじゃないかと思えますけれども、間違いないと思いませんか。

○政府委員(増田実君) これ以外ないということになりますと、私は、日本がやはり相当な石油の備蓄を持まして、そして、もし石油の供給が不円滑になりましたときに、それに耐え得る体質を持っています。これによりまして、たとえば日本は、東南アジア諸国に対していろいろな原料を供給しておるわけでございますから、石油が少しでも供給がとまった場合に、日本の経済というのが直ちに破綻を来して、そしてその、日本を頼りにして、日本の半製品その他を使っておりますいろいろな国々に対して原料供給ができないということは、これはやはり世界の中における日本としての責務が果たせられないという点があるわけでございます。ですからIEPの融通機構におきましても、この一定の備蓄というものは持つべきでございます。また、日本が世界における地位から言いますと、一定の備蓄というものを備えなければならぬ、こういうふうに思われるわけでございます。

○安武洋子君 いまのことは原則的な問題じゃない、それは付随的な問題だろうと思うのです。今度このコミニケの中で緊急融通制度、これが確立されたことはお互いに認め合っておりますね。

この効果を確保するために備蓄を九十日分に引き上げる、こういうふうにしてIEAの中でお互いに確認し合っている。そうして石油融通制度を確立していくんだということが言われておりますから、これがあくまでも基本にならうかと、私はこういうふうに思われるわけですが。

それから次に、IEAとIEPの性格についてお伺いしたいと思うのでございます。石油危機以降いろいろな経過があったわけですが、そしてIEPの作成、IEAのOECD内での設立、こういうことになってきたわけなんですけれども、IEAとかIEPとかこういうものの作成、設立、この経過を説明していただきたいと思えます。

○政府委員(増田実君) このIEPの作成、IEAの設立の経緯についてお答え申し上げますが、これは一昨年の十月に石油価格の大幅な値上げ、あるいは第四次中東戦争を契機といたしまして、OPECによりまして生産削減、それから石油の禁輸、作給削減というものがあつたわけでございます。これらによりまして、石油輸入に依存している石油消費国経済は非常に混乱に陥つたわけでございます。このような事態に対しまして、先進工業国は、このアメリカのキッシンジャー国務長官の呼びかけで昨年の二月、ワシントンにおいて主要消費国が集まりまして、その対策を協議いたしましたわけでございます。これがいわゆるワシントンにおける石油消費国会議でございます。昨年の二月十一日から十四日まで開かれたわけでございます。

この会議におきまして、いろいろエネルギー問題の今後の解決というものが討議されたわけでございますが、このためには、一つには消費国間における協調と申しますが、エネルギー節約とか、あるいはエネルギー源の開発というものを行わなければならない。これらのやり方につきまして、この消費国会議の後、そのフォローアップ機構といたしまして、いわゆるECG、これはエネルギー調整グループというものが、ワシントンの消費国会議の参加国によって設立されたわけでございます。

す。ただ、これにはフランスは参加いたしておりません。消費国会議の方はフランスは出たわけですが、この後のECGの方にはフランスは参加しておらないということでございます。

このECGにおきまして、昨年の秋まで各作業グループが各種の討議をいたしまして、その報告のもとに、いわゆる消費国間の協調体制といたしましてIEP、国際エネルギー計画というものができたわけでございますが、この計画の中の内容といたしましては、緊急時における石油の融通の問題、それから平時における節約の推進、その他開発に関する長期協力ということ、あるいは産油国と消費国との協力体制というような各種の項目が出ておりました。この協定案が作成された、これがIEPでございます。それから昨年の十一月十五日に、IEPに基づきましてOECDの中に国際エネルギー機関、これがIEAと名づけられておるものでございますが、これが設置されまして、そうして、ECGに参加した各国がそれぞれこれに参加したということでございます。

大体以上でございます。

IEAというのが国際エネルギー機関でございます。それでIEPはそのもとになっております国際エネルギー計画と申しますが、この消費国間の協力体制を協定いたしましたのでございます。

○安武洋子君 いまのIEAとかIEPの設立、作成でございますが、こういう経過をいまお伺いしたわけですが、これはアメリカの指導のもとに、アメリカの石油戦略に基づいてこういう計画が進められ、そしてIEA、IEPが設立されたかと思えます。こういうことが明らかだと思えますけれども、そのようにお認めになるでしょうか。

○政府委員(増田実君) いま先生がおっしゃられましたように、IEAはアメリカが非常に消費国間の団結というものを説きまして、そのアメリカがこの設立を非常に推進したということはおっしゃられるとおりでございますが、ただ、このIEPの内容につきましては、これは先ほど御説明

いたしましたように、昨年の二月にワシントンで石油消費国会議が行われました後、各国がブラッセルに場所を変えまして、ワシントンの消費国会議に参加いたしました各国の代表がみんなて討議して、そうしてつくり上げたわけでございます。

ですから、その意味では、これのイニシアチブをとってこういう消費国の団結というものをつくり出すという事は、確かにアメリカのイニシアチブによって行われ、また、キッシンジャー國務長官が非常にそれを強く主張したということはそのとおりでございますが、しかし、このIEPあるいはIEAにつきましては、その後何回もECGの会議が行われまして、各国の意見というものも持ち寄りまして、そうしてできたわけでございます。ですから、その意味ではこのIEP協定につきましては、この内容には日本の意見も相当入っておりますわけでございまして、何もアメリカが決めたものにみんな従って、そのとおりのものが実施されているということではございません。

○安武洋子君 これは消費国の団結を呼びかけてアメリカがイニシアチブをとったというふうなことになるんですけども、IEPの性格、それからIEAの性格についてキッシンジャーが演説をしているんですね。

これはシカゴにおけるキッシンジャーの演説という事で、去年の十一月十四日シカゴで行われておりますけれども、その中で、IEPは、「全面的もしくは部分的禁輸が生じた場合に与えられる共同の行動に対し、くわしい青写真を与えるものです。IEPは産油国に対する挑戦ではなく、防衛的取極です。」と言いがら、「しかし、IEPは外圧に対して弱立場にとどまることなく自らの将来を形成しようとする消費国の決意」と言い、そして、このことを「産油国は知るべきである、こういうふうな演説しているんです。しかも「IEAとIEPは、私たちの努力の最初の成果」だ、こういうふうな評価しながら、これは「基礎にすぎないから、青写真を実行に移さねばならぬ」ということ、IEP、IEAの性格が産

油国に対して力の威圧を与えるものであることを、産油国はそれを知るべきだ、こう力説をしているわけですね。私は、これはやはりアメリカの石油戦略に基づいてこういうものがつくられたという裏づけになるうと思ひますし、しかもなお産油国との対決、これをアメリカが基本にしているという事は枚挙にいとまがないわけですね。

アメリカのキッシンジャー長官のこれは二月三日のナショナルプレスクラブの演説、やはりやっているわけですね。これは「エネルギー協力のための戦略」というふうなことで演説をしておりますけれども、この中に、「われわれとわれわれのパートナーは過去一年間IEAにおいて三つの局面における戦略を追求してきました。第一の局面は緊急事態に対する防衛です。われわれは石油またはオイル・ダラーを政治的武器として使用することを思い止まらせるための準備ができていなくてはなりません、これが失敗した場合には、実行可能で最も有利な防衛体制のうちわれわれをおいておかねばなりません。このため、われわれは新たな禁輸に対処するためのエネルギー融通計画を設立し、またわれわれの金融制度が攪乱されるのを防ぐための新しい仕組みを創設しました。この段階におけるわれわれの共通の戦略は、完成への軌道にうまく乗っかっています。」

それから、「第二の局面は、OPECの石油に対する市場条件を変えることです。われわれが輸入石油の消費を削減し、代替資源を開発するために断固たる行動をとれば、価格に対する圧力は増大するでしょう。この目的を達成するための手段は今IEAないし会議で検討されております。われわれは三月の末までにこれらに関して重要な合意に達することを期待しています。」これがキッシンジャーの演説の内容なんですね。まだ幾らもあるわけですが、このキッシンジャーが意図を明白にしているわけですね。これでも通産省の方では、アメリカ主導のしかも産油国との対決を目指している、こういうことをお認めになりませんかしょうか。

○政府委員(増田実君) 昨年の十一月十四日のキッシンジャー演説というのは、非常にきつい口調で言われてます。また、その前後に、世界エネルギー会議におけるフォード大統領の演説もまた相当強い口調で、これが相当産油国側においてもいろいろの議論が巻き起こったということはそのとおりでございますが、ただ、私が申し上げたいのは、国際エネルギー計画というものは、これは確かにアメリカのイニシアチブと申しますか、アメリカの熱意でワシントン消費国会議が発端となつてできたわけでございますが、ただ、この内容につきましては、先ほども申し上げましたように、場所をブラッセルに変えまして、そして参加各国がそれぞれ意見を出しまして、その上でできたわけでございます。

ですから、これのでき上がったものについて、またキッシンジャー國務長官がいろいろ強い口調でこれに対する解説をしているわけですが、ただ、これに加わりました、たとえば日本とか、あるいはイギリスとかドイツという国々は、産油国との間のいわゆる対話、協調というものの必要性、つまり、IEPというものが産油国との対抗のためにするものではないということを十分意見を出しておるわけでございます。また、でき上がりもそういう形になっておりまして、これは先生御存じだと思ひますが、前文にも、「消費国、産油国間でのより良い理解を得る機会を促進するため、他の形での協力とともに、目的をもった対話を通じて、産油国及び発展途上国を含む他の石油消費国との協調関係を増進することを希望し、云々」ということで、ここにも産油国と消費国との間のよりよい理解、対話というものをうたつておるわけでございます。ですから、先ほど先生がおっしゃられたいろいろな演説のトーンとは、調子とは、各国がみんなてつくり上げました国際エネルギー計画とは、これは、この計画の方は産油国との関係その他のいろいろ考へてつくつております。

ただやはり、もし石油というものが供給がとめられる、あるいは大幅に削減されるといふ場合に

は、消費国は、その経済のみならず国民生活が非常に大きな打撃を受けるわけでございますから、消費国の立場としては、やはりある意味の自衛の手段を講じなければならぬという立場にあるわけでございます。そういうことで、これは攻撃的というよりもそういう事態が生じた場合の自衛手段をここに取り決めた、こういうふうな私どもは解釈しておるわけでございます。

○安武洋子君 キッシンジャー長官は、確かに対話の必要性という事は強調しているかという事、しかし、どういう立場で強調しているかという事が私は大変大事だろと思うのです。これはキッシンジャー自身の演説ですけれども、十一月の十四日シカゴで、「消費国間協力の必要性」ということで彼自身が演説をしております。これは、「対話の必要性には同意しますが、それはより強固な消費国間の団結の構築をともなうものでなければならず、私たちのアプローチの中心は消費国間の協調でなければなりません。」という事で、消費国間の協調というものは、これは産油国に対決する姿勢の中で打ち出されているわけですね。

さらにキッシンジャー長官は、「石油価格の引下げは消費国と産油国との対話によるだけではたされないとしよう。石油価格の引下げの客観的条件が整った時のみに下落するのであり、それ以前には下がらないでしよう。」こう言っているんです。「彼らは私たちの社会と経済への損害に対する抗議にも納得しません。」こういうふうな言つて、その理由としてあげておられますのが二点あります。「彼らを守るような行動をあまりとつてこなかったからです。」そして、「西洋社会は、産油国を仲間とせず、時には押取したからです。」こういうことを自身は言つております。しかし、西洋社会は産油国を仲間とせず、時には押取をしてきたと言ひながら、この姿勢を改めるといふことはどこにも言つてないと思ひます。そういう立場で対話を強調するということ、私は、これは本當の対話ではないというふうに思ふわけですね。それから、ことしの三月六日のOPECの首脳

會議の宣言でも、相手側はどういうふうに見えているか。これは、「各国の天然資源の所有、開発及び価格の設定に關しての譲渡できない主権の權利をあらためて宣言し、これらの基本的權利、從つて各国の主権に挑戦するような考え又は企てはすべてこれを排除する。」それからまた、「OPEC加盟国が先進國經濟の崩壊を意圖している」とまでする威嚇、宣伝キャンペーン及び諸々の措置を非難する。また、「対立を目指す消費國のグループ化ならびに、OPEC加盟國に対するこのようなグループによる經濟的または軍事的侵略の目的をもつていかなる計画や戰略も非難する。」こういうふうにして述べております。アメリカを中心とする消費國の結束、これによる産油國との対決、これを首脳會議は厳しく批判をしているわけなんです。これでも通産省は産油國との対決を目指すものであるということをお認めにならないのでしょうか。

○政府委員(増田実君) 通産省と申しますより日本政府の考え方としては、石油あるいはエネルギーの問題につきましては、國際協調のもとにこの問題を解決していきたいという基本的な姿勢は維持しておるわけでございます。そういう意味で、産油國と消費國との間が、對話を通じてこのエネルギー問題の解決に持っていきたいというふうな考えをおるわけなんです。これにつきましてアメリカが相当強い姿勢を示し、特に昨年の十一月前後にはいろいろな演説におきまして、キッシンジャー國務長官が非常に強い口調で演説をしたというところは、私ももちろんその情報に対して日本との立場との差を感じておるわけでございます。そういうことで、日本は一貫して産油國との間の對話というものが必要であるという立場を持っておるわけでございますが、先ほど先生がおっしゃられましたように、ただキッシンジャー外交に日本が追隨して同じ立場をとるわけではございません。

○政府委員(増田実君) アメリカが産油國を仲間にしなかつたとか、あるいは擯棄をしたということについては、これはいろいろの解釈になりますから、私もいまのような考え方、そのまゝ……

○安武洋子君 いいえ、キッシンジャーの演説です。自分で言っているわけなんです。キッシンジャーが自分で言っているわけなんです、これは。

○政府委員(増田実君) どうも失礼しました。最近のキッシンジャー國務長官の考え方というのが、やはり産油國、消費國との間の會議を一日も早く開いて、そしてそこで重要なエネルギーの問題を討議しよう、こういうことになつてきておるわけでございますから、それに応じて、いろいろな対産油國との間の關係というものが改善されていくものと私も考えているわけなんです。

○安武洋子君 それでは、その具体的な保証としてお伺いいたしますけれども、じゃ、石油準備會議で問題になるであろうインデクセーションですね、これ、どういう態度をとっていくとお思ひですか。

○政府委員(増田実君) インデクセーションという制度が石油の価格としていかにどうかについて、これは日本自身もいろいろ考えるべきだと思います。ですから、インデクセーションというものが今後の石油の価格というものを決めていくものかどうかが、それからまた、石油に適用されたインデクセーションというものをほかの一次産品に全部適用するのはいかにどうか、これらについていろいろこれは議論があるわけでございます。ですからその意味で、このインデクセーションについていろいろ産油國の考え——産油國が一番考えておられますのは、自分たちが貴重な資源を売つてそれで取得した外貨というものが減価するんじゃないかと、これについて何らかの補償、何らかの減価に対する措置というものを考えてもらいたい。その一つとしてインデクセーションというものが出てきておるわけですが、そのインデクセーションがいいのか、あるいはほかの考え方が

せんので、消費國各国がみんな共同してそしてつくり上げた文章でございますので、これとそれからアメリカの政策とは別であると思ひます。それからまた、最近に至りますと、最近ではキッシンジャー演説、それから、パリにおけるIEAの閣僚理事會におけるアメリカの態度その他を見ますと、この昨年の十一月の演説のときの口調とは打つて変わつておりました、産油國との間の對話というものを非常に強くキッシンジャー國務長官も説いておるというように情勢が變化いたしておるわけでございます。

○安武洋子君 大臣帰られましたので——お答えが保留になつてゐるんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほどの六十日備蓄を九十日にふやすという問題でございますが、科學的根拠を數字を挙げて明確に説明をするということとは、これはむづかしいわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、わが國は石油の面で全部輸入に頼つておる、こういう状態でございますので、少なくともヨーロッパ並みの水準は欲しい。同時にまた、IEAの會議等におきましても、やはりこの九十日備蓄という線で動いておる、こういうこと等もありまして、九十日備蓄ということを一応の目標に掲げておるわけでございますが、私は、日本にとりましては、開発も重要であり、節約も重要であります、同時に、備蓄はそれ以上に重要である、こういうふうなことを石油政策の大きな柱として進めていきたい、こういうふうな考えをおります。

○安武洋子君 大臣帰られましたので——お答えが保留になつてゐるんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほどの六十日備蓄を九十日にふやすという問題でございますが、科學的根拠を數字を挙げて明確に説明をするということとは、これはむづかしいわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、わが國は石油の面で全部輸入に頼つておる、こういう状態でございますので、少なくともヨーロッパ並みの水準は欲しい。同時にまた、IEAの會議等におきましても、やはりこの九十日備蓄という線で動いておる、こういうこと等もありまして、九十日備蓄ということを一応の目標に掲げておるわけでございますが、私は、日本にとりましては、開発も重要であり、節約も重要であります、同時に、備蓄はそれ以上に重要である、こういうふうなことを石油政策の大きな柱として進めていきたい、こういうふうな考えをおります。

いいのか、これらを含めまして、いまの産油國が一番問題としています内容につきまして、消費國と産油國がそれぞれお互い對話を行うということが必要だと思ひます。

ですから、そういう意味で、先生がいまお尋ねになりましたインデクセーションについて産油國が非常に強く言っている、それに対してアメリカがどう変わるのかということについては、ちょっといまの段階で、アメリカも賛成するでしょうというふうには私はお答えはできないわけですが、ただこの問題、つまり取得しました外貨が減価するのについてどうしようにしたいかという、このことをやはり消費國と産油國が十分話し合うべきだ、こういうふうな思ひます。また、アメリカが産油國、消費國の對話の再開を述べておるのは、こういう問題についても当然話し合う用意があるということでおるものと解しております。

○安武洋子君 官澤外相がOPECの基金制度を提案されて、キッシンジャーがそれを支持するということ、十億ドルの農業基金を提供するというふうなことを言つておられますけれども、この中で、貧困諸國が身勝手なことを言つたら、獨善的な宣傳を続ける限り貧困諸國は救済に何ら手を打たれないであらう、こう述べておられます。そして、対決と協力の同時進行はあり得ないと、貧困諸國をこのたびでも脅迫しているわけですね。ですから、せんだつてのバリ會議、パリ國際エネルギー準備會議の失敗ですね、このときもアメリカはどういう態度をとつたか、これは御存じだらうと思ひます。ですから、私は、いまアメリカがこういう態度を変えたんだと、十一月段階の態度とはいまはずいぶん変わつてゐるんだと、私、そういう御認識は間違ひだらうと思ひます。基本的にはアメリカはその姿勢を変えていない、こういうことだらうと思ひます。で、一体通産省としては、OPECの首脳會議の宣言、これをどう評価なさつてゐるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 三月に行われましたOP

○政府委員(増田実君) インデクセーションという制度が石油の価格としていかにどうかについて、これは日本自身もいろいろ考えるべきだと思います。ですから、インデクセーションというものが今後の石油の価格というものを決めていくものかどうかが、それからまた、石油に適用されたインデクセーションというものをほかの一次産品に全部適用するのはいかにどうか、これらについていろいろこれは議論があるわけでございます。ですからその意味で、このインデクセーションについていろいろ産油國の考え——産油國が一番考えておられますのは、自分たちが貴重な資源を売つてそれで取得した外貨というものが減価するんじゃないかと、これについて何らかの補償、何らかの減価に対する措置というものを考えてもらいたい。その一つとしてインデクセーションというものが出てきておるわけですが、そのインデクセーションがいいのか、あるいはほかの考え方が

○政府委員(増田実君) インデクセーションという制度が石油の価格としていかにどうかについて、これは日本自身もいろいろ考えるべきだと思います。ですから、インデクセーションというものが今後の石油の価格というものを決めていくものかどうかが、それからまた、石油に適用されたインデクセーションというものをほかの一次産品に全部適用するのはいかにどうか、これらについていろいろこれは議論があるわけでございます。ですからその意味で、このインデクセーションについていろいろ産油國の考え——産油國が一番考えておられますのは、自分たちが貴重な資源を売つてそれで取得した外貨というものが減価するんじゃないかと、これについて何らかの補償、何らかの減価に対する措置というものを考えてもらいたい。その一つとしてインデクセーションというものが出てきておるわけですが、そのインデクセーションがいいのか、あるいはほかの考え方が

○政府委員(増田実君) インデクセーションという制度が石油の価格としていかにどうかについて、これは日本自身もいろいろ考えるべきだと思います。ですから、インデクセーションというものが今後の石油の価格というものを決めていくものかどうかが、それからまた、石油に適用されたインデクセーションというものをほかの一次産品に全部適用するのはいかにどうか、これらについていろいろこれは議論があるわけでございます。ですからその意味で、このインデクセーションについていろいろ産油國の考え——産油國が一番考えておられますのは、自分たちが貴重な資源を売つてそれで取得した外貨というものが減価するんじゃないかと、これについて何らかの補償、何らかの減価に対する措置というものを考えてもらいたい。その一つとしてインデクセーションというものが出てきておるわけですが、そのインデクセーションがいいのか、あるいはほかの考え方が

○政府委員(増田実君) 中東における平和というものが維持され、また、中東におけるいわゆる工業発展というものが進む、それに対して日本がいろいろな意味で協力をするということによりまして、いまのような、再び中東に戦争が起こり、またそこが紛争の地となるというものにつきまして、日本としてもいろいろな努力すべき点があると思います。いわゆる経済協力につきましても、これを積極的に行うというのも、その問題解決に非常に役に立つというふうに考えておるわけでございます。

○安武洋子君 一昨年も石油危機が起こったわけですが、いろいろな事情がありますけれども、基本的な問題としては、これは産油国の資源ナショナリズムの高揚による自国資源の処分権の確立、こういうことになったと思うんですけれども、通産省はいかがお考えでございませうか。

○政府委員(増田実君) 自己の土地から産出した資源について、いわゆるその資源国の恒久主権があるということにつきましては、私もそのとおりであると思います。ですからその意味では、資源保有国のいわゆる権利というものには尊重しなければならぬと思います。ただ、率直に言わしていただきますと、それを政治的な武器として使うのが果たしてその資源主権の一つの行使であるかどうか、これについてはいろいろ議論があると思います。ことに石油とかあるいは食糧というものをとめて、そして政治的解決の手段として使うのがいいかどうか、これについてはやはり議論のあるところであると思います。ただ、従来とやはり世界の情勢が変わりまして、資源主権というものは尊重しなければならぬという点については、私もそれは全くそのとおりだと思っておるわけでございます。

○安武洋子君 そうしますと、石油の安定供給を図る道は私は、これは供給、生産の削減を前提とした備蓄計画、これは推進する、こういうことではなくって、産油国の資源主権を最大限に認めるといふ方向で努力する、それが私は一番必要なこ

とだ、こういうふうに思うんですけれども、これは御同意いただけますか。

○政府委員(増田実君) 産油国の資源主権を尊重すべきである、また、いろいろな意味で産油国と対話を行い、あるいはそれに対して協力をするということが将来の石油危機の再発を防ぐための手段であるということ、私はそのとおりだと思えます。しかしながら、それにもかかわらず、やはり石油の供給削減というものの可能性は、これは全く否定はできないというところに問題があると思います。そういうような事態をできるだけ避けるようにあらゆる努力をすべきだということは、そのとおりでございませう。

○安武洋子君 IEAで計画しているような消費節約や融通制度ですね、それから産油国に対する値下げ圧力、こういうのは産油国への対決を私は強めるものじゃないかというふうに思うわけですが。たとえば、ここに例を挙げますけれども、サウジアラビアのヤマニ石油相ですね、これは米

企業協会主催の石油戦略に関する研究会、こういう席上でソービル米連邦エネルギー局長の質問に対して答えているわけですが、ここでは、サウジアラビアは、人為的な不足状態をつくり出すために石油を減産する意図はない、こういうふう述べているんです。それとともに、サウジアラビア並びにイランは、もしやろうと思えば、値段を下げるかわりに大幅な生産削減をすることはできる、こういうふう語っております。そして、これは解説を読んだ新聞が載せているわけですが、これも「ヤマニ石油相の意図は、米国やほかの消費国がたとえ消費抑制に乗り出しても、すぐ生産を制限したりするつもりはないが、もしそれが原油価格引き下げを目標としたものであり、実際にそのような圧力が出てきた場合には、対抗手段として思い切った削減をする用意があることを明らかにしたものとみられる。」と、こういうふうになっているわけですね。

さらに、四月一日の読売の記事なんですけれども、「IEAは産油国刺激」という見出しです。こ

れは外務省の招待で来日中の石油問題の専門家フアッド・W・イタム氏、こういう方です。レバノンの「ミドルイースト・エコノミック・サーベイ」の編集長です。この方は産油国側の専門家として有名な方ですけれども、この方とハンス・K・シュナイダー博士、これは西独のケルン大学エネルギー経済研究所長です。この方が「産油国・消費国の協力の道を探る」、こういうふうにして演説をされておりますけれども、この中でイタム氏が「消費国の間では産油国との対立を激化させる兆しがあり、米国の主導のIEAでとくに顕著だ。」、こういうふうに述べているわけですね。

私がいま申し上げましたこれは例なんですけれども、これではIEAの融通制度と深いかわりを持つております備蓄計画というのは、生産削減の呼び水になる。きわめて危険なものではないかと思うわけです。このことについてどうお考えか、お伺いします。

○政府委員(増田実君) 緊急融通制度というのは、これは自衛の手段でございまして、もし将来、石油の供給の大幅削減が行われたときに、やはりそのときにあらゆる意味での混乱を招く、消費国としては、その自衛のための一応の措置をしておくということではございませう。これが産油国との対決ということではございませう。

それから、いまIEAで節約ということがいろいろ行われておるわけですが、これにつきましても、産油国側も節約については賛成だということではございませう。この石油というものが人類の貴重なしかも有限な資源でございまして、そこで節約をするということが、産油国に対して敵対の措置だというふうには産油国も解しておらないわけではございませう。

それから、先ほどMERSの編集長の発言というのがございまして、これはいろいろな発言というのがございまして、しかしながら、現在までの国際エネルギー計画あるいはIEAの行き方というたしましては、産油国と対決するということは、これはこの構成国全部で今後のやり方を決めてお

るわけですが、それに対してはできるだけ産油国との間の対話、協調に持っていこうというのが現在の体制でございまして、先ほど申し上げましたように、キンシンジャー国務長官も、従来は、消費国の団結がなければ産油国との間の対話というものには無意味ではないかということをいろいろ主張しておったわけではございますが、やはり産油国との対話、協調というものが必要だということ、最近の演説その他にもあらわれているという状況の変化というものは、私は、先ほど先生から非常に甘いと言われましたが、やはりアメリカもそういう方向を変えつつあるということでは認められるのではないかと、こういうふうに思うわけではございませう。

○安武洋子君 一定の変化というのはあらわしておられますけれども、それはバリの国際エネルギー予備会議の失敗、あれを見ていただいてもわかるように、その当時はアメリカは消費国の協調体制が整っていない、こういうことで批判的な態度をとったということ、それから、産油国の強い希望である一次産品を加えるということにこれは真つ向から反対しているわけですね。で、いままは態度を少し変えたかということ、こういう消費国の協調体制が整ったという、そういう産油国に対する姿勢が整ったからという対話の姿勢を打ち出してきているということ、私は先ほどから申し上げているように、基本的には姿勢を変えていないということだろうと思うわけですね。

私はここで、資源主権の問題についてお伺いしたいと思うわけですね。

この政府の資源主権無視、私はこう思うわけですが、これも、こういう姿勢というのは、国連における資源の恒久主権に対する決議の態度にもはつきりあらわれているんじゃないかと思うんです。過去、国連における決議にどういう態度をとってきたのか、こういうことを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 国連におきまして、この資源主権の問題というのが何回も取り上げられま

して、特に画期的なものは一九六二年の決議でございますが、このときに資源主権というものを非常にはっきり出しておるわけでございます。このときは、この六二年の決議につきましては日本も賛成であったわけです。ただその後、決議を保留したりいろいろの立場をとっているわけですが、一番問題になりますのは資源主権というものの、資源の恒久主権というものは日本はこれを認めております。そういう意味で六二年の決議も賛成したわけでございますが、しかし、そのさらに資源主権の行使といたしまして、いわゆる国有化あるいは一〇〇パーセンションという問題があるわけですが、そのときに補償の問題が入るわけです。その補償の問題につきましては、ここでもいろいろ争いがあつた場合に、まず国内法でその資源国の国内法でこれを取り扱う。これはいいわけですが、それが解決しない場合は、国際的な問題としてやはり国際法で取り扱うべきではないかというところが日本の立場であつたわけです。

ところが、その後の決議その他におきまして、この問題が無視されているということで、日本の従来の主張と違つたところにある日本が保留したりその他の態度に出たわけでございます。ですから私は、いま申し上げましたのは資源主権尊重。そして、資源を持つてゐる国が自己の資源を自己の国の経済の開発、それから国民の福利増進のために使うというこの資源主権、恒久主権の思想については日本は一貫して賛成しておるわけでございます。ただ、先ほど言いましたようにいろいろ手続的な問題で、そういうことにつきまして日本の立場をはっきりさせるために保留したという点があつたということでございます。

○安武洋子君 保留その他でなしに棄権、それから反対ですね。ただ一度だけ、これは大変不十分なものですけども、賛成ということだろうと思ひますけれども。

それから、資源主権に関連して公団の機能についてお伺いしたいと思ひます。

今回の改正で、産油国の国営会社に対する資金

の貸し付け業務、これが追加されておりますんではないかと、これは融資買油、それから融資で鉱区権利を獲得する、こういうことを指しているのかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(増田実君) 産油国がみずから手での石油の探鉱・開発をするというのが、新しい傾向として出てきておるわけです。これは資源主権の思想から言つても当然出てくる帰結でございます。国内において特に有望な鉱区を自己の手に保有したしまして、そして政府機関あるいは政府みずからこれを開発するということが行われているわけでございます。

ただこの資源国も、これを開発するにつきましてはいろいろな意味でやはり外国の援助というものを求めているわけでございます。一つには技術の援助、もう一つは資金的な援助を求めているわけでございます。そういう意味で、その資源国の石油会社が国にそういう意味の援助を求めましたときに、これがやれるようにということと、今四十九条の改正ということで御審議をお願いいたしておるわけでございます。具体的に言いますと、いま申し上げましたようなときに日本から資金を供給する、そして資源国の方、いわゆる産油国の方はその見返りとして将来出た石油を日本に売つてやると。こういうことで、いわゆる融資買油の契約というものが最近の新しい資源開発として出てきておるわけです。

それで、これにつきましていま先生が、資源主権尊重の観点から言つて融資買油というのは、やはり日本がその油を取る点で問題があるのではないかと、この御指摘でございますが……

○安武洋子君 まだそこまで私質問しておりますんけれども、じゃ、どうぞ続けてください。

○政府委員(増田実君) この石油につきまして、いわゆる産油国が探鉱・開発、それからその処分、というものを資源主権の行使として行つたわけでございます。その一態様として資金を貸してくれた国に對しまして、将来、自分の処分権のある石油を供給を約束する、こういう形でございまして、

ですから、その意味では資源主権との抵触はないと私も考へております。

○安武洋子君 法律に明記してございますか。

○政府委員(増田実君) この産油国がみずから石油を掘る。そのときに日本から資金の援助をもらう、あるいは技術の援助をもらう、それで油は見返りに出さないと、これはあり得ると思ひます。これは先ほど申し上げましたように、出ました油の処分権というのは産油国がみずから握つておるわけでございますから、油を出す、出さないというのは向こうが決めるわけです。ただ、石油開発公団法に基づきまして、石油開発公団が融資の業務を行いますときに、油が見返りにならないというケースに融資できるかどうか、これが法律的にどうなつておるかというお尋ねだと思いますが、第十九条の「業務の範囲」に、「公団は、第一の条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。」ということになっておまして、公団法の第一の条におきましては、「石油開発公団は」「石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進し、石油等の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。」ということになっております。その意味で、見返りに石油の約束のないものにつきましては、石油開発公団の投資の対象にならない。

その場合はこれは輸送でやるとか、あるいは経済協力基金でやるということになります。石油開発公団は、やはりわが国におきまして石油の安定的確保に役立つということから融資を行う、こういうことになっております。

○安武洋子君 じゃ、それでしたら完全なひもつき融資ではないんですか。

○政府委員(増田実君) ひもつき融資と申しますか、将来の約束を伴つた融資ということでござい

ます。

○安武洋子君 言葉をかえてもひもつき融資といふことだろふと思ひますけれども、やはり発展途上国にある産油国、こういう国の発展を本心に心から私は願ふなら融資買油、こういう形、それから融資で鉱区権利を獲得するといふ形でなくて、

融資は融資、それから売買は売買、こういうことが相手の資源主権を本当に尊重する立場だと思ひます。やはり相手の国に對等、平等、互恵、相手国の主権を尊重しなければならぬと思ひます。ですから、この点いかがでしようか。

○政府委員(増田実君) これは産油国も石油を開発して、そしてそれによつて相当の量の石油が出ましますと、全部自分の国で消費する場合は別といたしまして、これを對外的に売るといふ場合には、やはり安定した販売先を確保するといふことが必要でございます。そういう意味で、先生からひもつき融資とおっしゃられましたんですが、将来の製品というものの安定した販売先を確保するといふことは、私は産油国、資源国にとつても決して不利、あるいは踏みつけになるものであるといふふうには解しておりません。

○安武洋子君 どこと売買しようと、産油国自身が決めることであらう。必ずしも融資を受けたところにそういうふうには売買しなければならぬといふのは、これは何とおっしゃるうとも私はひもつきだろふと思ひます。この点で昨年の第六回国連資源特別総会における宣言ですね、その宣言の中でも、資源を守るために各国は資源を効果的に利用し、各国の現状にふさわしい方法で利用する権利がある、第二番目には、発展途上国への資金贈与については有利な条件を保障すること、こういう決議をしてゐるわけです。この方向がやはり国際的な流れだろふといふふうに私は思ひます。それだけにいま融資買油ですね、これはひもつき融資だといふふうに私は申し上げてゐるわけ

ですけれども、やはり分離をして行つていただきたい、こういうふうに通産省に要求いたしますが、これはいかがでしようか。

かし、それにはやはり技術とかあるいは資金的な援助が要る。そして今度は、できた製品については、むしろ一定の安定した販路というものを確保するというところで石油を売ろうというときに、これが資源主権の侵犯になるかどうかということと、どうもはなはだ恐縮ですが、私は先生と考え方を異にするわけでございます。産油国が自分のところで産出した石油をいかに処分するか、その処分権は産油国にあるわけでございます。それで、その産油国が産出した油の一部を日本に分けてやろうというのは、これはやはり資源主権の行使ではないか、こういうふうに思っています。ですからその意味で、先生がおっしゃられるように、将来の石油を買うことを約束するということが資源主権の侵犯になるというふうには、私はどうしても納得できないわけでございます。

ただ、向こうが金だけほしい、それから将来の油は、これはまたそのときに応じて自由にしたいということであれば、これは石油開発公団の対象でなくて、先ほど申し上げましたように輸銀あるいは基金がこれを対象としてその融資を行うという方法が開かれておるわけでございます。やはり石油開発公団は、日本のエネルギーの大宗であります石油というものが安定的に確保できる、そして、それによって国民生活というものを繁榮させていくというために設立されたわけでございますから、そういう意味では、やはり日本の立場で日本の石油を確保するというところでこれを運営していくかざるを得ない、こういうふうに思うわけでございます。

○安武洋子君 ひもつき融資で石油を確保するための石油開発公団なら、私は要らないと思います。OPECの首脳会議の宣言の中でも、発展途上国の低開発性を特徴づける不均衡というものは、主として外国の搾取によって引き起こされ、促進されたものであるというふうに言っているわけです。開発のための適当な国際的な協力がなかったために、年来一層ひどくなってきたものである、宣言でこう言われているわけですね。私はやはり、こ

の石油開発公団法というのは、備蓄の面でもそれから融資買油、こういうふうな面でも、いま宣言を読み上げましたけれども、いまだ外国の搾取によって引き起こされてきた、国際的な協力が得られなかった、こう言っているわけですね。こういう方向にこたえるのではなくて、一層資源略奪的な方向を目指しているんじゃないか、こういうふうに思うわけです。この点については先ほどから御意見が合わないわけですね、私は、通産省としてはこういう点を一層考え直していただきたい、この石油開発公団についても再度検討願いたい。ほかにも問題があるわけですね、これはまた後に譲りまして、きょうの私の質問はこれで終わらしていただきます。

○藤井恒男君 最初に、大臣とそれから長官に基本的な点について伺いたいと思うんですが、石油開発政策、それから石油開発公団の基本的なあり方について最初伺いたいと思います。

わが国における石油政策の最も基本的な課題は、言うまでもなく石油の安定的な供給の確保にあるわけで、そのためには、海外石油資源の探鉱並びにその開発は最も重要な手段であると思うのでございます。現在、わが国の海外石油資源の探鉱・開発は、昭和四十二年に設立された石油開発公団の投融資などを中心に、いわゆる民間主導型で行われているわけですが、残念ながら、この自主開発原油比率の数字を見る限り、四十八年度がわずかに八・五％、四十九年度の見込みでも一〇・三％にすぎず、昭和六十年一〇・三％の目標にはきわめて遠いという感じがいたします。

しかも最近においては、サウジアラビアなどの産油国の事業参加の拡大に伴ってわが国の可処分原油が減少して、また、新規地域の開発条件も悪化するなど、石油資源の探鉱・開発は非常にタイトになっておると思います。さらには、石油資源の探鉱・開発における政府間交渉の比重も増加しておりますし、探鉱・開発に関する資金及びリスクが非常に大型化しておる。今後一層こういった

タイトな面が強化されていくと予想されるわけですね。

こうした情勢の中で、今後、わが国は積極的に海外石油資源の開発を進めていかなければならぬわけですが、政府はどのような石油開発を、特にこのようなバックグラウンドの中で展開していくとしておるのか。また、そうした際に、この石油開発公団というもののポジションをどのように考えておるのか。あるいは政策としてどのような位置づけをしていくこととなさっておるのか。これはきわめて基本的な問題でございまして、大臣並びに長官に最初にこの点について考え方を伺いたいと思います。

○政府委員(増田実君) 最近の石油開発の環境変化の中で、政府がどのように石油開発を展開しようとしているか、また、石油開発公団についてどのような位置づけをするかということにつきましては、簡単に答え申し上げたいと思います。

私も申し上げたいのは、石油の自主開発につきましては、確かに開発条件、いろいろな意味で非常にむずかしくなっておりますが、依然として、相対的には、安定的な石油の供給源を確保するためにこの自主開発が必要である、こういうふうに思っております。また、この石油の自主開発は、石油の供給源の分散化のための有力な手段であるということ、今後、できるだけ石油の供給源を分散化、多様化したいと考えておりますが、その手段として、石油の開発を進めていくことが必要です。また、石油供給の増大に貢献するということが、石油の大消費国としてのわが国の一つの国際的な責務であると考えます。そういう意味で、日本が石油開発を強力に推進するということがやはり国際的な責務であるというふうに考えております。また、この石油開発事業を行いますことによりまして、産油国との関係を緊密化するという有効なる手段でもございまして、これらの理由に基づきまして、確かに、先生が御指摘ありましたように、いろいろの環境の変化から非常に開発というものがむずかしい段階に

なっておりますが、これを積極的に推進すべきものと考えております。

それから、石油開発公団でございまして、石油開発公団は昭和四十二年に設立されまして、自主原油を、わが国の総輸入量の三分の一を持つということを目標といたしましてできたわけでございますが、この達成が、先ほどおっしゃられましたようにまだ石油開発公団が投融資しないのを含めまして一割にしか達していないという状況でございます。ただししながら、この石油開発公団は、資金それから技術の面においても、日本の海外石油開発の中核的な推進母体としての役割りを果たしております。そういう意味で、先ほど言いましたような石油開発の重要性の中にありまして、石油開発公団というものがさらにその重要性を増してくるというふうに考えております。

今回、石油開発公団法の一部改正で御審議いただいておりますのも、こういういろいろな新しい石油の情勢の変化に即応いたしまして公団の機能拡充をいたしたい、こういうふうに思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) 大体は長官が申し述べたとおりでございまして、要約をいたしますと、日本の石油政策の基本は、いかにして日本の必要とする石油を安定的に確保するかということ、それをさらにいかに安く入手するかということの二点だと思っております。その二点を実現するために、石油開発公団というものをフルに活用していきたい、かように考えるものでございます。

○藤井恒男君 いまお話のありました点で、長官の言われた石油の自主開発の必要性の中の供給源の分散化、多様化ということとは、これはいわゆるソースの多様化を言っておるのですか、それともエネルギーそれ自体、一次エネルギー、二次エネルギー等の、あるいは代替エネルギー等に多角化していくということを指しておられるのかいずれですか。

○政府委員(増田実君) いま私が申し上げたのは、石油の供給源を多角化したしたい、こういう

ことでございます。現在日本が輸入しております原油のはば八割は中東になっておるわけでございますが、これができるだけ幅広く供給源をふやしていきたい。これを具体的に申しますと、東南アジアの諸国あるいは中国、それから中南米からも入れて、供給源をできるだけ多角化した方がいいと思っております。

ただ、総合エネルギー政策といたしましては、これはまあ先ほどの多角化の中に入っておりますが、総合エネルギーの対策といたしましては、石油の依存度が日本はいかに高過ぎるわけでございますので、これをやはり低めるといふのが総合エネルギー対策の一つの重要な柱になっておる、こういうふうに思っております。

○藤井恒男君 大臣、いまの御答弁の中で、あるいは午前中の討議の中でも大臣しばしばお言葉で出されておるわけですが、この法案改正に当たって最もポイントになるのが、ことにオイルショック以降の問題として供給量の確保ですね。安定供給量の確保。それは量的な拡大ということにも言えるかと思うわけですが、同時に、大臣のおっしゃる低価格、価格面の施策というものが必要だということをおっしゃっておるわけですか。

きわめて平俗的に見れば、いま石油問題ということになると、勢い量ということに視点が移がちであって、今度の法改正の中でも、われわれはもっぱら量という面に目が覆われがちで、大臣はそこの中で取り立てて価格ということをしるしをおっしゃるわけですか。現実には価格が、要するに碎いて言えば、安い石油をたくさん入れるということだろと思うわけですが、価格問題に具体的にどのような形で入り得る、あるいは入る施策を考えておられるか、この点概括的に結構ですが、お聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) 価格問題を日本に有利にするためには、やはり日本の立場というものは強くなければならぬと思うわけでございます。そのために、先ほど来長官が申述べておりますように、全エネルギーに占める石油の使用量

のパーセンテージというものを、シェアというものをできるだけ低くしていくということ、これがまあ一番でございますが、同時に、そのためには節約あるいは省エネルギーということも必要になってくるわけでございますけれども、あわせて私は備蓄を九十日にするということが、これは非常に日本の立場を交渉上有利にする。同時に、消費国全体が九十日以上を確保しておくということとは、非常に立場が全体として強くなるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただし、強くなるばかりでは、OPECの諸国も立場が非常に強くなっておるから、なかなかスムーズに事は運びませんので、やはりOPEC諸国の希望するような、第一次産品等を議題とする消費国それから産油国あわせて同じテーブルにつくというこの問題でございますが、石油のほかはこの第一次産品問題を同時に取り上げる、こういう希望を満たす話し合いを続けていく、こういうことも必要かと思っております。

さらにまた、自主的な原油を日本がある程度確保しておくとか、三割という目標はなかなかむずかしいようでございまして、なお、努力いかんによってはある程度のシェアをふやすこともできるであらう。いろいろなことを私はあわせて立場を強くしながら話し合ひも続けていく。自主原油もふやしていく、こういういろいろなことをやっていく必要があるのではないかと思っています。現在日本の経済の受けておるショックというものは、一挙に価格が四倍になったというところが非常に大きな原因になっておる、こういうことを私は考えますと、やはり価格問題は必要量を確保するという問題と同じように重要に考えていかなければならぬ、こう思っております。

○藤井恒男君 長官にお伺いいたしますが、昨年の七月に総合エネルギー調査会がまとめた「中間とりまとめ」というものがあるわけですが、私も読ましていただきました。この「中間取りまとめ」は一昨年十月の中東紛争を契機とするいわゆるオイル

ショックに対処して、自後における石油政策の方向を初めて打ち出したものであらうと思うわけですが、海外石油資源の探鉱開発を行って、自主開発比率を高めておくことが非常に重要であるということをおっしゃる中で、もしばしば述べておるわけ

私がお聞きしたいのは、このオイルショック以降、自主開発比率を高めておかなければならないということとは、まあ多くの行間を用いて述べられておるわけだけれども、そのための中核的存在である海外石油開発のための石油開発公団のあり方については何も触れておらないわけですか。自主開発というものは非常に重要だぞ、それを高めていかなければならぬのだよというところは述べておるのだけれど、わが国としてその開発のための中核的存在を石油開発公団に求めておるわけだけれど、その開発公団のあり方については触れておらないというのは、私はいささか片手落ちじゃないだろうかという気がするのです。

出たしまったものに対して、いまさらとやかく言ったてしやうがないのだけれど、当然長官もこれらの討議には加わったと思っておりますので、その経緯、並びにもし石油開発公団のことにそのとき触れるいとまがなかったのであるなら、こういつた環境変化に徴して、石油開発公団のあり方というものを一度総合エネルギー調査会の部会などに諮問してみることが必要じゃないだろうかという気もするわけですか。その辺についての経緯とお考えをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(増田実君) いま藤井先生から御指摘ありましたように、昨年七月に総合エネルギー調査会の石油部会の中間取りまとめ案が出たわけでございますが、その中で石油開発公団のあり方につきましましては非常に簡単にしか触れておりませんので、確かに先生がおっしゃられるように、この石油開発公団が石油開発の推進母体ということであるなら、これについて、いかにこの自主開発を進めるに当たって石油開発公団が役割りを果たすかということをお述べすべきであつた、こういう点

につきましては、私ももちろん石油開発公団に対する触れ方が少し少なかったのじゃないかというふうに思っております。

ここで触れましたのは、石油の開発についてその重要性を述べ、それから現在の石油開発体制、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニーという方式についての反省というものが出ておりました、これができるだけ強力なものにしていきたい。それから、できれば資金力、技術力、それから経験力を兼ね備えた中核的な石油開発会社というものをつくるべきではないか、そのために石油開発公団が制度的な面でひとつ応援すべきだということ、確かに先生の御指摘のように、石油開発公団のあり方その他につきましましての触れ方が非常に少ないわけでございます。当時いろいろな意味で流動的な状況であつたもので、この中間取りまとめ案も若干不完全な形で出ておるわけでございます。

ただ、これにつきましては、午前中も申し上げましたように、日本の総合的なエネルギー政策というものを打ち立てるために現在、昭和六十年――十年後のエネルギーの需給がいかになるかという一応の予測表というものをつくりました、そして、それに至るための施策というものがいかにあるべきかということでも今後総合エネルギー対策を打ち出したい、こういうふうに思っております。そのときに、この石油開発公団のあり方その他も十分検討するということをやっていただきたいと思っております。そういうことで、また、この総合エネルギー調査会の場を活用いたしまして、個々の委員の先生方の意見を聞きながら、石油開発公団の今後の新しい事態に対応した持った行き方というものを検討したい、こういうふうに思っております。

○藤井恒男君 この「中間取りまとめ」で述べておることは、石油開発公団というものを現在の姿に置いた状態でより資金力、あるいはより技術力を高めるための中核的存在の意義をますます発展させるという意味のものであつて、後はどう

と私は触れたいと思うけど、その石油開発公団それ自体のポジションについても触れてみるべきじゃないだろうか。それは、外国のこの種のあり方とわが国との相違などにも徴して検討の要がある。ただ、現在の公団をそのままの姿に置いてそこに資金力を付与したり、あるいは、現在技術者が全体の職員の三〇％に満たないというような弱体な技術力を強めるのだというだけのものじゃないんじゃないか、質的な問題が私は必要であらうと思うわけです。これはまた後ほど時間があればちょっと申してみたいと思うわけです。

そこで、もう一つお聞きしたいのですが、石油開発公団の業務内容についてでございますが、たとえば金属鉱業事業団のそれと比較しても、公団の開発体制がいかに民間任せであるかがわかるわけです。これは元来石油公団というのは、民間に対する資金のバイブ役としてあるものだと言つてしまえばそれまでのことなんです。私はそれではないという前提に立つて質問しておるわけなんですけど、一例として海外の地質構造調査をとってみても、それを事業団が行う場合には、その事業費に対して三分の二の国庫補助が行われるのに対して、公団の場合には補助がない、あるいは海外地質構造調査が公団の場合、業務として行えるにもかかわらず現在のところ行われていない、実質的な調査というものは。

海外地質構造調査業務は、六十八国会の石油開発公団法の一部改正の折に当時の鉱山石炭局長も、物理探鉱を公団がやれるようにするの探鉱開発事業をより的確に行うためであるというふうな答弁もなされておるわけです。本来この基礎的調査というものは、石油そのものの発見というよりも有望地域の限定という目的で行われるものであって、したがって、企業活動の前段階的調査としての性格を持つものであると私は認識しておるわけです。とするなら、公団は、現在民間に行っている海外地質構造調査の資料の収集業務にとどまらず、今回の法改正によって利権を取得することができるようになるのでありますから、あわせ

てその海外地質構造調査も公団自身がこれをやるという方向にならないものかどうか、そのことが公団の現在持たされておる立場からできないのか、それとも手間暇がないからやらないのか、その辺のところを聞かしていただきたいと思うんです。

○政府委員(増田実君) 公団が海外の地質構造調査を行うことにつきましては、ただいま先生からお話ございましたように、昭和四十七年に行いました法改正によりまして新たな業務として追加いたしましたわけでございます。それで、昭和四十八年度にはそれに関する予算もついたわけでございます。ところが、これにつきまして、その後海外の事情というのが急速に変わってきておりまして、地質構造調査を公団が単独ですることについて、なかなかその相手国が了承をしないというような事態に逢着したわけでございます。

そういうことで、従来公団が単独で地質構造調査をするという項目で予算が組まれておったわけでございますが、五十年からこれは相手国と一緒に共同事業として調査をするというふうに切りかえまして、そしていま先生がおっしゃられましたように、公団がみずから海外に出まして、そして地質構造調査を行うということを今後は共同調査という形でやらしていきたいと思つております。この点、せっかく前回改正をいただきましたので、そして予算もついたにもかかわらず、幾つかの地質構造調査をやろうとして相手国政府と折衝いたしたわけですが、どうも自分の国に公団が単独で入ってきて、そして石油資源があるかどうか一方的に調べられるのは困る、ただ、日本といろいろ石油の問題で協力し合いたいので、自分たちの技術者と一緒に共同してやるのならそれは受け入れる用意があるということ、そういう形に変えまして五十年からそういう共同の地質構造調査ということをやりたい、こういうふうに考えております。

○藤井恒男君 わが国の海外石油資源開発体制を、先ほどもちょっと私触れたんですが、諸外国

のそれと比較すると非常に態様が違う。たとえば同じ自由主義経済をとるフランス、イタリアなどの例をとってみても、どちらかといえば国家主導型で行われておる、西ドイツの場合はやや趣が違つたように見受けられるわけですが、こういった国家主導型で行われているところは、顯著に相当程度の効果を上げておるわけです。わが国は目標値を三割というふうに置いておるが、現在まだ一割そこそこ、とうてい希望する六十年程度ですか、に三割というところまではとてまじやないかおぼつかないという状況にあるわけですが、こういった点どういうふうにお考えか。

フランスのERA P、御存じのように、これをとつてみても政府が一〇〇％出資しておる。同時に、単なる民間企業に対する投融資のバイブ役じゃなくて、みずから石油などの生産、そして貯蔵、輸送あるいは処理、さらには関連事業、一切ですね、事業範囲として海外開発から始まる石油鉱区を多数の子会社を通じて、先ほどのお話ですと、みずから大学まで持つてやっておるというふうな状況にあるわけなんです。これらとわが国の公団という状況を比較したときに、はたしてどちらが有利であるのか、まあ現状のそれはそれとして、長官の立場として率直にその辺の感触を聞かしてもらいたい。

私は、いまのような公団のあり方というのはいささか中途半端であるというふうに思つておる。これがオイルショック以前の、しかももう十年も十五年も前の状態であるならいざ知らず、今日置かれておる立場、それから先々を見越したときに、果たしてこういった体制でいいのかどうか、外国のそれらと比較してお考えを聞かしてほしいと思つております。

○政府委員(増田実君) いま諸外国における石油開発の機関と申しますか、先生が御指摘ありましたようにフランスのERA PあるいはイタリアのENI、これらは全額政府出資でございます。また相当膨大な資金をつぎ込みまして、みずから探鉱・開発、それから石油の引き取りというものが

で行つておるわけでございます。これに比較いたしますと、わが国の石油開発の推進母体と言われます石油開発公団は、民間のプロジェクトに対してそれを投融資という形で資金的に援助するというところでございまして、みずから探鉱・開発するという権限は与えられておらないわけでございます。今回の改正案によりまして一部直接利権取得という道も開かれて、公団みずから外国と交渉いたしましたので、そして探鉱をする権利の取得ができるように一部の道が開かれる、こういう改正案が出ておるわけでございます。それにいたしましても、その事業はみずから探鉱・開発することではなくて、将来民間の会社に移すということで、石油開発公団は資金的な援助をするという立場で行うわけでございます。

これにつきまして藤井先生から私に、個人として今後の自主石油開発を促進するためにいまの石油開発公団のままではいいのか、あるいはこういうENIとかERA Pのようなものをどういうふうにか考えるかというお尋ねでございますので、私の意見を申し上げますと、私は、やはり自主開発を今後進めていくためには、石油開発公団がさらにもう一步脱皮いたしまして、ENI、ERA Pのごとき形態に発展すべきものというのが理想である、こういうふうに思つております。

ただ、現実の石油開発公団が直ちにENI、ERA Pのような活動ができるかどうか。これは相当な資金量と、それからまたこれは政府機関ですが、相当自由に活動させるといふことでございませんと、せっかく政府機関がございしても、予算で縛られあらゆる活動が抑えられたんでは、これはむしろそれだけの活動ができない形になっていくと思つております。ENIとかERA Pが相当海外各地で活発に活躍しておるわけですが、おそらく自由活動として、それに対して相当大幅な資金的援助をその国が、政府が行つておるというところでございまして、これらの問題を含めましてやはり形態は検討いたさなければならぬと思つておりますが、先生から私の意見というところでせつかくお尋

ねでございますので、率直に御返事いたしますと、やっぱ石油開発公団をさらにもう一歩進めるべきだというのが私のお答えでございます。

○藤井恒男君 率直に認めてもらいたいです、論議ができませんで済むようなわけですが、全く私と同じ考えという事になれば、もう質問しなくてもいいようなことなだけだ。私は先ほど来ずっと論議してお聞きしておいたのは、まさにそこに結論を導こうとしておいたわけで、そのため諮問なども行つて抜本的に現在の公団を洗い直すなければ、このように小手先で譲渡を前提にする利権取得の権限を業務範囲に加えるというふうなままのやり方では、現在の石油事情、エネルギー事情に間に合ふというのが私の根拠です。長官、大いに応援しますからがんばってほしいと思います。

もう言うまでもないことですが、いま例に出しましたERA Pなどの場合は、一九六九年末までに、日本が保有する利権の五倍強に相当する百二十七万平方キロメートルの利権を現に持つておるし、なお、一九六九年年間約二千七百万トンの原油を確保しておる。これとわが国と比較するとき余りにも、大臣はまあ一生懸命やるんだと言われるもの、機構が全然なっていないというふうには私は思うわけです。そういった意味で、重なる形にある程度なるかもわかりませんが、石油開発公団が出してあるこの「石油の開発」という一九七一年六月に出した書物の中の「石油会社の機構」を私は非常に興味を持って読ましていただいたわけですが、公団におられる方たちがみずからいまいかな公団ではどうしようもないんだということとをこれは切々と訴えておるわけです。まあ公団の方が訴えておるわけですから、文字に書いた形では表に出ておるませんが、外国の例などを引用して述べておる裏は、いまいかなことではだめだ、もうちょっと拡充した、諸外国に見られるような機構体制を持つてもらいたいということを私は訴えておるものと思ひます。

要するにここで言っておるのは、「主要国際石油

会社と言われるものは、「原油を生産し、輸送し、精製し、製品販売を行なう一貫操業の会社」というのが国際的な通念である。そういう中であつて、わが国の中核的石油公団は、これはまさに資金のパイプ役にはかきすぎない。しかも、そのもとに置かれておる各企業は、何と云つてもこの石油開発企業それ自体が単数のこれは企業であつて、「それぞれ独立の経営陣、意志決定機構を持ち、互いに経営的には独立している。技術的な情報はそれぞれ互いに秘密にされ、それぞれごく少数の技術者と経営者の能力の範囲内で意志決定が行なわれるし、互いに独立で計画が進められる。」「全体として総合的な戦略、全体計画の調整が行なわれる体制にない」。

片方で資金が遊んでいても片方では資金が枯渇する。あるいは片方でプロジェクトを立てて機械を借りても、その順番を待たなければその次のプロジェクトは機械が借りられない。まあそういった上に公団が乗つて、そして公団が資金融通をつくれるという形において、あたかも親会社の存在の姿に見えかけておるけど、「公団が自ら主体となつて事業を行なうことはできず、結果して、「建前としては民間企業が意志決定の主体である。これはまさに絵にかけばビラミッドになつておるけど、実際は逆さになつたビラミッドである、こういうことをこれは言つておると私は思う。

この辺のところは、やっぱ現在わが国が自由競争経済体制にあるということが大きいのか、かかっておることと思うけど、同じ体制の中にあるイタリアのENIにしても、フランスのERA Pにしても、果敢に石油という基礎的なエネルギーに關しては、大胆なドラスタチックな方法をとつておるわけだから、思い切つて私は検討を加えてもらいたいというふうに思ひます。

そこでお聞きするわけだけど、現在、やや中間的な立場として統括会社というものが、グループ別に石油開発企業として置かれておるわけですが、この統括会社、現在八社だと思ひますが、この八社の統括会社たる条件、あるいはその統括

会社設立に当たつて通産省がどのように指導を行つておるのか、その点を聞かせてもらいたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 石油の開発公団が、従来プロジェクト別の会社であつたわけですが、この数年間いわゆる統括会社というものが設立されておりました、これが現在八社になっております。それで、これは商社あるいは銀行のグループ別に設立されましたものでございますが、この統括会社が資金の調達を引き受ける。そして、いわゆるそのプロジェクト会社をその系列下に置きまして、効率的に資金あるいは技術者の異動を行つていくというところで、先ほど先生から問題点として指摘されましたものを、完全な形ではございませんが、従来の石油開発体制に對します反省からこういうものが生じてきたわけでございます。それで、通産省といつても、石油開発を行うのに必要であるというところで考えております。しかしながら、それに至ります段階として、現在のような統括会社というところで資金を分担し、また、系列下にプロジェクト別の会社を置いて、できるだけ機動的に石油開発ができるようにするというのが今の石油開発を推進していきなすための一つの前進であるというふうに考えておりました、こういうものの設立が行われますときには、それを指導したり、また推進するというところでやつておるわけでございます。

ただ、統括会社につきましても、欠点を申し上げますと、確かに資金調達力には相当効果を發揮するわけでございますが、しかし、その会社がなかなか技術者を多く持つことができない、また、海外とのいろいろな交渉につきましても、経験が少ないうえです。それから交渉力も弱いというところで、統括会社が資金調達と、先ほど言いましたように、若干の各プロジェクト会社間の円滑な相互の技術者の派遣とかそういうことに役立ててはおりますが、私どもが考えております、いわゆる中核的な強力な石油開発会社というまでには至つておらな

い、こういうことでございます。

最近の傾向といつしましては、統括会社の一つであります三井石油開発が、昨年、帝国石油との間で業務提携を行つたわけでございますが、これも一つの前進であるというふうに私どもは考えています。と申しますのは、三井石油開発の資金調達力と帝国石油の技術、それから従来の経験、これが結び合つて石油開発に乗り出すということも、これも一つの前進であると思つております。

ただ、今後はこれらの統括会社から強力な中核企業というものが育つていくことが必要だ、こういうふうに考えております。

○藤井恒男君 この石油開発公団の探鉱投資実績という数値を、私、きょういただいたわけですが、五十年三月までの累計で見ますと、海外については二十九社、千五百三十億、本邦周辺大陸は、四社、七十五億、トータルで三十三社、千六百五億ということになっておるわけです。対象事業会社の開発状況別投資割合を見てみますと、開発中が三社で四八・八%、開発準備中が七社で一四・六%、探鉱中が十六社で三二・一%、鉱区放棄が七社で五・五%、こういった数字になつておるわけです。

そこでお伺いするわけですが、この成功したプロジェクト、ここでは開発中ということになっておるわけですが、これらが四八・八%を占めておるんですけど、この原油がどのぐらいの量、いつごろ入ってくる目安になるのか、わかつておつたら知らしてもらいたい。

○政府委員(増田実君) いま先生から言われました、石油開発公団が投資を行ないます対象企業の中で、すでに開発中になっておりますものの原油の引き取り数量というものが幾らになつておるかということでございますが、四十九年度におきましてこの三社の原油の引き取り実績は、全部で千五百二十二万キロリットルになっております。この中で非常に大きいのはジャバ石油開発、アブダビ沖でやつておりました、いわゆるADMAのすでに開発しております国際的な会社にファミリーイン

いたしまして、それから石油を引き取っておるわけでございます。これが八百八十七万キロリッター入っておりますから、それを合計いたしましたので、全部で千五百五十二万キロリッターになっております。

これが今後どういうようになるかということでございますが、五十年度につきましては若干この数字が減りまして、九百二十七万ということでございます。これはアブダビのこのシャバン石油の引き取り数量につきまして、契約上の四十九年の引き取り数量がふえるような形になっておりますが、大体いま申し上げましたように、この三社で千百万キロリッターというものが平年度ベースであるということ、これが五十二年、五十二年若干ふえていくというふうに考えております。

○藤井恒男君 この鉱区放棄が全部で七社、投資費累計の五・五％で、公団の投資費の残高が六十九億円。おそらくこれは全部損金勘定に入っていくと思うわけですが、この種の探鉱開発というものはリスクを伴うもので比率としてはこんなものかとも思うわけですが、この放棄した鉱区をまず認定するに当たって、公団は当初どのような判断のもとに出資を行ったか、あるいは大体この種の投資費を行うに当たっての判定基準というものはどのようなことになっておるか、その辺のところを聞かせてください。

○政府委員(増田実君) 石油開発公団が投資費を行いますときの判定基準でございますが、いろいろの石油開発プロジェクトがございますので、これにつきまして、契約条件とか、それからその鉱区の地質状況、これは地質図その他で調べるわけでございますが、地質状況、それからすでにここで若干の探査を行っておりましたときの資料その他で評価を行う。それからまた、そのプロジェクトの収益性がどうかという計算をしまして、これを経理的に審査するというところでやっておりますわけでございます。

いずれにしても、石油開発公団が投資費を決定いたします前には、技術面、予算面その他が

ら相当な厳格な審査を行っております。これがいけるということと妥協と認めた場合に初めて投資が行われるわけでございます。それにもかかわらず、先ほど御指摘ありましたように、相当の件数が鉱区放棄になってこの計画が失敗に終わっておりますわけでございますが、やはり石油開発企業というものが相当リスクを伴うわけでございます。これは相当きつい事前の審査を行って、結果的にはこういう失敗プロジェクトが出ておるといふのが現状でございます。

○藤井恒男君 先ほど対馬さんも言っておられたように、パーセンテージはこのぐらいのものか、わからないうけど、出資の実行に当たってはやはり厳格に達成見込みなどを検討し、同時に広域的な地質構造調査などもあわせて行い、これらの分析結果によって厳格に行うよう今後努めてもらいたいと思うわけですが。

次に、海外投資損失準備金制度というのがあるわけですが、この制度は石油開発を促進する税制上の優遇措置ということになっておいて、海外石油探鉱開発事業に対する出資者にその出資額の二分の一を準備金に繰り入れ、五年間損金に算入して減税の恩恵を与えようというものと承知しております。この場合、条件となっておる点について私はお聞きするわけですが、認定の対象となるためには、海外石油開発事業会社が探鉱開発または採取の事業を直接行ったり、あるいは今度の国会の改正点である融資買収の場合にのみに限られておる。このために、現在この恩恵を受けられない会社数が幾つかあるように私は聞いておるんです。

その理由は、石油の精製業もあわせて行っておるからだということですね。この辺は、先ほどわが国の石油会社が構造的な欠陥として世界的、国際的に認められておるような一貫操業の体制をとっていない、どちらかといえば一貫操業の体制をとることがより国際的な石油会社の機構を兼ね備えたものであるというふうに私は申し上げ、長官も、いまはともかく、将来そういう理想に近づきたい

んだというふうにおっしゃったわけですが、探鉱開発、そして精製業をあわせて持つておるがゆえにこの恩恵を受けられないということであれば、この税制上の恩恵措置というものは非一貫性を持つておるところにスポットを当てておるように見受けられるわけですが。総合エネルギー調査会の中間答申にもいま申したい一貫体制の確立を強調しておるわけですから、この辺一貫体制を阻害するような海外投資損失準備金制度というのは矛盾した政策じゃないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(増田実君) 先生が御指摘ありましたように、海外投資損失準備金制度につきましては、この対象になりますのは石油の探鉱開発事業を行うということ、精製を同時に営んでおる場合にはこの恩恵が受けられないという形になっております。その意味で、今後開発部門と精製販売部門と一貫した会社が開発に乗り出すという場合には、この制度は非常に不完全と申しますか、それに合わない制度になっております。ただ、現在までのところでは、この精製を行っていただくためにこの制度が受けられなかった開発会社というのは、これは現実には出ておらないわけでございます。

現在石油開発事業に従事しております会社の中で、六社がこの海外投資損失準備金制度の適用を受けておりませんが、この六社いずれもがこの制度ができません前からすでに設立されておりました、その後増資もしてないとかいろいろの理由がありまして、それでこの対象となっておらないわけでございます。精製を兼ねておるためにこの制度を断られたという実績は出ておらないわけでございます。

ただ、今後石油の一貫会社が石油開発に乗り出す形というものが、外国はほとんどすべてそういう形でやっておるわけでございますが、そういうような状態に今後持っていくためには、この準備金制度の適用対象をやはり変えていかなければならないと思っておりますが、現在までのところはその問題は起こっておりませんので、一応石油の探鉱・

開発を行う事業を対象とするということで制度ができ上がっております。先生の御指摘になりました趣旨に基づきまして、将来この精製の一貫という問題が出てきたときには、この制度の改善には努力していきたいというふうに思っております。

○藤井恒男君 現在四十九社ある海外石油開発事業のうち六社がこの制度を受けていないということ、いま言ったような、精製業も営んでおるがゆえに受けていないと解すべきじゃないわけですか。そうじゃないんですか。

○政府委員(増田実君) ないんです。

○藤井恒男君 わかりました。それじゃその点ひとつよろしくお願いいたします。

ほぼ時間が参りましたので、最後に、大臣と長官に備書に對して一括してお伺いして、私の質問を終わりたいと思うわけですが、備書については私は三つの要素があると思うのです。一つは、申すまでもないことですが、安定供給の確保、これは価格問題も含むわけですが、これが絶対に必要である。そのためには、いま表に出た論議として、大宗を占める石油について述べられておるわけですが、同時に天然ガス、それからここでは述べられませんが石炭、それからウランの開発、さらにオイルサンド、オイルシェール——これは今度入ったわけですが、これらの代替エネルギーの開発が必要であらうと思うわけですが。しかも、これらの開発が資源ナショナルリズムという状況の中で進められていくことになる。そういう意味では、角度が変わった状態もわかりませんが、まじめな正しい意味での国際協調というものが必要であらうと思っております。

二番目の問題としては、今度は逆に供給面のタクトに備えて需要問題というのを考えなければならぬ。そうした場合には、省エネルギー対策としての産業構造の転換策というものが必要であらう。同時に、電力などの二次エネルギー及び石炭対策が当然表に上がってこなければならぬ。とりわけ電気の供給予備率は、このまま推移すれば

ば五十二年、五十三年はゼロあるいはマイナスというものが予想されておるわけで、これまでも電源開発調整審議会が新規着工が認められたものは、開発目標に対して昭和四十七年三二%、四十八年四四%、こういう状況でございますので、この辺の総合的対策を立てなければならぬ。

同時に三番目の問題は、広義における環境保全——環境問題が必要である。立地公害、輸送を含めた広義の環境問題。これは原子力発電所などの電源立地あるいは製油所、パイプライン等の立地、さらには石油備蓄それ自体の備蓄基地の立地などに対する制約が現にあるわけですから、こういった意味の環境保全との競合をどうするか。

総じてこう一、二、三の問題は、広い意味の国民的コンセンサスを求めていかなければこの前進があり得ないわけでございまして、このような点について総括して、私の申し上げた趣旨に照らして大臣、長官からの答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(増田実君) いま藤井先生から、石油のみならずエネルギーの総合的な今後の政策の方向につきましてお示しがあったわけでござい

ます。私もエネルギーの安定供給の確保それからタイに備えて、需要の問題、産業構造の転換、あるいは電力をいかに持っていくかという問題その他、それからこのエネルギーに伴いますいろいろな環境保全その他の問題、ことに、いま立地公害その他の問題につきまして、これは総合エネルギー政策を立てるときに、やはりこの三点というものを常に重要な柱として今後進めていかなければならないものと思っております。

先生がおっしゃいましたように、この総合エネルギー政策というものは、国民のコンセンサスを得ながら進めていくということで、今後のエネルギー政策を私どもも国民のコンセンサスを得ながら推進していきたい、こういうふうと考えております。

○国務大臣(河本敏夫君) いま御指摘になりました

た問題点は、備蓄、節約、まあ省エネルギー産業への転換を含むわけでありまして、それから新しい開発、ウラン、石炭等を中心とする代替エネルギーの問題、それからさらに、こういう政策を進めていく上において保安関係、環境の保全、こういう問題が特に重要である、こういう御指摘がございました。政府の方でも全く同意見でございます。そういう諸問題につきましては、先般来、総合エネルギー対策関係会議を開きまして目下いろいろ準備を進めておりますが、近く第三回の会合も開かれる予定になっております。あと二回ばかり開きまして、大体的結論、方向づけができる予定でございますが、いま御指摘になりました諸問題をいずれも総合エネルギー対策関係会議におきまして十分検討いたしまして、わが国のエネルギー政策を間違いないように持っていきたい、かように考えます。

○藤井恒男君 結構です。
○委員長(林田修紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時五十二分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(第三七四五号)
一、中小業者の危機打開緊急施策に関する請願(第三八三〇号)

第三七四五号 昭和五十年四月十五日受理
中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議長 文室定次郎
紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第二四五四号と同じである。

第三八三〇号 昭和五十年四月十五日受理
中小業者の危機打開緊急施策に関する請願
請願者 大阪府八尾市志紀町二ノ一八五志紀センター内 岩田耕治外四十五名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公団法の一部を改正する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律案
石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一一条中「探鉱」を「探鉱等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第八一条中「七人」を「八人」に改める。
第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「海外」の下に「及び本邦周辺の海域」を、「石油等」の下に「(オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。)」を加え、「及び資金の貸付け」を削り、同項第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得(公団以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、通商産業省令で定める期間内における公団以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。
第十九条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取(これに附属する精製を含む。以下同じ。)に必要な資金を供給するための資金の貸付け(石油等の採取に必要な資金を供給する金

金の貸付け(石油等の採取に必要な資金を供給するための資金の貸付けにあつては、外国の政府機関(これに準ずる法人を含む。))で石油等の探鉱及び採取の事業を自国内で行うものに対する当該資金の貸付けであつて、石油等の探鉱に必要な資金を供給するための資金の貸付けと併せて行うことが必要なものに限る。)を行うこと。
第十九条第二項中「前項第七号」を「前項第九号」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十五条第一号中「第二十條第一項」を「第十九條第二項、第二十條第一項」に改め、同条第二号中「第二十條第二項」を「第十九條第一項第七号、第二十條第二項」に改める。
第三十八條第三号中「及び附則第九條の二第一項」を、「附則第九條の二第一項及び附則第九條の三第一項」に、「行なう」を「行つた」に改める。

附則第九條の二の次に次の一条を加える。
第九條の三 公団は、当分の間、第十九條第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強を図るために必要な施設の設置(二以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。
第三十五條の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
五月八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十八日)
一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願（第四三九七号）

第四三九七号 昭和五十年五月八日受理

中小企業事業分野を確保する法律の制定に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議會議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第二四五四号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地熱資源開発促進法制定に関する請願（第五三六二号）（第五三六三号）（第五三六四号）（第五三六五号）（第五六〇二号）

第五三六二号 昭和五十年五月十九日受理

地熱資源開発促進法制定に関する請願（二二二通）

請願者 鹿児島県川内市平佐町四、七二二藤田典正外二十名

紹介議員 井上 吉夫君

国産エネルギー資源の確保及び多様化という観点から地熱資源を秩序よく効果的に開発するため、乱開発の防止、開発リスクの軽減、既存権益との調整、環境保全、地熱発電以外の地域開発に役立つ利用等を骨子とした「地熱資源開発促進法」を今国会において制定するよう強く要望する。

理由

わが国は国内で消費するエネルギーの大部分を海外からの輸入に依存しており、今日ほど国産エネルギー資源の確保が強調されている時代はない。このような中で、地熱資源は世界でも有数の火山国であるわが国に豊富に賦存している低廉かつ安定したエネルギー資源であり、国産エネルギーの確保及び多様化という観点から積極的に開発を推進する必要がある。しかしながら、開発には多額

の先行投資が必要であることからリスクが大きく、また既存権益との調整が必要であることなどが開発上の障害となつてゐる。

第五三六三号 昭和五十年五月十九日受理

地熱資源開発促進法制定に関する請願（一八通）

請願者 鹿児島市武町一八 橋口俊二 十七名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。

第五三六四号 昭和五十年五月十九日受理

地熱資源開発促進法制定に関する請願（九通）

請願者 熊本市新大江二ノ二八ノ一三 青木忠信外八名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。

第五三六五号 昭和五十年五月十九日受理

地熱資源開発促進法制定に関する請願（三三通）

請願者 富山県滑川市音妻町三四二 太田秀雄外二十九名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。

第五六〇二号 昭和五十年五月二十日受理

地熱資源開発促進法制定に関する請願（二二通）

請願者 滋賀県近江八幡市上田町一、四二九 小西光子外二名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。

五月二十六日左の議案は撤回された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第七十四回国会案）（議員外一名賛成）（継続案件）

る法律の一部を改正する法律案（第七十四回国会案）（議員外一名賛成）（継続案件）

五月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（議員外一名賛成）

目次中「第三章 事業者団体」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を「第一章 総則」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

「第二章 公正な取引方法」を「第三章 事業者団体」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

公正取引委員会は、前項の通知をした後、利害関係人に対し当該計画書の内容について異議を申し立て、又は意見を述べる機会を与えなければならない。

公正取引委員会は、前項の手続を経た後、計画書を確定するものとする。

公正取引委員会は、計画書を確定したときは、計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知するとともに、当該事業者に対し、審決をもつて、その実施を命じなければならない。

第六項及び前項の利害関係人に対する通知は、公告をもつて代えることができる。

前各項に定めるもののほか、市場支配力の排除に關し必要な事項は、命令で定める。

第十條第一項中「国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」を「直接たると間接たるとを問はず、国内の一又は二以上の会社の株式を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなるおそれがある場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」に改め、同條第二項中「営む国内の会社」を「営み、かつ、大規模総合商社（輸出入取引及び国内における多品種の商品の取引を主たる業務とし、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一十億円を超える会社であつて公正取引委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に該当しない国内の会社」に改め、「（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）を削り、「こえる」を「超える」に改め、第十一條第一項中「金融業を営む会社」の下に「及び大規模総合商社」を加え、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「左の」を「次の」に改め、同條第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「たゞし」を「但し」に改め、同條第四項中「但し」を「たゞし書」に、「但し」を「たゞし」に改め、同條第二十條中「の差止」を「の差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改め、第五章の次に次の二章を加える。

第五節の二 価格引下げ措置
第二十條の二 第七條、第八條の二又は第二十條の規定による措置には、第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為で対価の引上げ（対価の維持を含む。以下同じ。）に係るものとしたものに対し、当該商品又は役務（以下「商品等」という。）につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、公正取引委員会が認定する価格（以下「認定競争価格」という。）を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為（法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。）で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員会は、そのものに対し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前（生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する（対価の維持に係る共同行為等）にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が減少する）に至る時）の対価を基準とし、その時以後の物価、当該商品等の需給状況等を勘案して認定するものとする。

第二項の措置を命ずるについては、第八章第二節の規定を準用する。

第二十條の三 公正取引委員会は、共同行為等をした者の販売する商品等の当該行為に基づく対価の引上げがなくなつた後において、なお、その引上げに基づいて他の事業者が販売する商品等の対価が引き上げられていると認めるときは、その事業者に対し、その引上げを排除するために必要な措置を命ずることができる。

第二十條の四 都道府県知事は、前條に規定するその引上げを排除するために必要な指示をすることができ、

第二十條の五 都道府県知事は、前條の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対して講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十條の六 都道府県知事は、第二十條の四の規定による指示又は前條第一項の規定による請求を行うために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、販売価格に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十條の七 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について

て、都道府県知事を指揮監督することができる。

第五章の三 課徴金

第二十條の八 公正取引委員会は、第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為をしたものが当該行為に基づいて商品等の対価の引上げをした場合において、当該対価に当該販売数量を乗じて得た額が当該行為がなかつたと仮定した場合の当該商品等の対価に同様の仮定をした場合の販売数量を乗じて得た額を超えるときは、そのものに対し、その超える額に相当する額の課徴金を国庫に納付すべきことを命じなければならない。

前項の規定の適用については、当該行為に係る対価の引上げがなされる直前の対価と当該行為に係る対価との差額に当該行為がなされた期間の当該商品等の販売数量を乗じて得た額（当該行為がなされた期間において、公正取引委員会規則の定めるところにより、物価、当該商品等の需給状況等に變動があるときは、その期間を当該變動に應ずる数期間に区分し、その区分された期間ごとに当該直前の対価を当該經濟變動を勘案して修正し、その修正額と当該行為に係る対価との差額にその区分された期間内の当該商品等の販売数量を乗じて得た額の合算額）をもつて、その納付すべき課徴金の額と推定する。

第二十條の九 公正取引委員会は、前條の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第二十四条の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が行う再販売価格維持行為のうち、正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及び著作物を販売する事業者がする行為にあつてはその著作物を発行する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

第二十四条の二第五項中「第一項又は」を削り、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、「第二項に規定する商品又は」を削り、「第四項」を「同項」に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十四条の三第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、「価格が」の下に「長期にわたり」を加え、「かつ」を「かつ」に、「困難となるに至るおそれがあること」を「著しく困難となること」に改め、同条第四項中「かつ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「これを」を「超え」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において当該申請を認可し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可の処分をしたときは、当該共同行為がやむをえないものであることを証明するのに必要な限度で、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当該事業の経理内容を公表しなければならない。

第二十四条の四第三項中「かつ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、同条第四項中「但し」を「ただし」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第六章の二 管理価格の規制
第二十四条の五 公正取引委員会は、事業者が市場支配力を有しており、その販売する商品等に

つき不当に高い対価を決定し、その対価が長期にわたつて維持され、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するときは、当該事業者に対し、当該不当に高い対価を排除するための措置として必要と認められる限度で、当該商品等の価格構成及び当該事業の経理内容について、公正取引委員会へ報告し及び公表すべき旨を命ずることができる。

公正取引委員会は、前項の措置を講じてもお当該不当に高い対価が排除されないとき認められる場合において、公正取引委員会規則の定めるところにより当該事業者の利益が他の事業者の標準的利益率を著しく超えていると認めるときは、その定める一定期日から二年を超えない範囲内においてその定める期間、対価についてその認可を受けなければ当該商品等を販売してはならない旨を命ずることができる。当該期間が経過した後もなお当該不当に高い対価が継続すると認めるときも、また同様とする。

公正取引委員会は、当該不当に高い対価が排除されたとき認めるときは、前項の命令を取り消すものとする。

公正取引委員会は、事業者の申請に係る対価が適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないときは、第二項の認可をしなければならない。

公正取引委員会は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第二十四条の六 公正取引委員会は、前条第一項又は第二項の規定による措置をとらうとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

第三十五条の二中「左の三部」を「次の四部」に、「審査部」を「審査部」に改める。

第三十五条の四の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

第三十五条の五の次に次の二条を加える。
第三十五条の五の二 寡占企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 市場支配力の排除に関すること。
二 管理価格の規制に関すること。

第三十五条の五の三 公正取引委員会に、附属機関として、公正取引調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、公正取引委員会の諮問に応じ、公正かつ自由な競争を確保するために必要な施策その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に関し、公正取引委員会に建議することができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するために必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

調査会は、委員二十人以内で組織する。
調査会の委員は、学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、公正取引委員会が任命する。

前各項に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「違反する事実」の下に「共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。」を加え、「適当な措置」を「告発その他の適正な措置」に改め、同条第二項中「しななければならない」を「し、その調査の結果、措置をとつたかとなかつたかをその者に通知し、その求めに係る措置をとらなかつた場合において、その者の請求があるときは、その理由を通知しなければならない」に改める。

第六十六条第二項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により、第二十条の二第三項の規定により認定された認定競争価格が妥当性を欠くに至つたと認めるときは、審決をもつてその認定競争価格を当該変動に応じ変更することができる。その変更した後、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により変更した認定競争価格が妥当性を欠くに至つた場合も、また同様とする。

第六十七条中「緊急の」を「一般消費者及び関連事業者に対する著しい損失を避け、その他公益上の」に、「疑い」を「疑い」に改め、同条第一項中「ある行為」の下に「共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。」を加える。

第七十条の二中「この節」の下に「（第八条の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十八条中「訴え」の下に「又は第八条の三第九項、第二十條の三、第二十條の八第一項若しくは第二十四条の五第一項若しくは第二項の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第八十九条中「左の」を「次の」に、「三年」を「十年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十条中「左の」を「次の」に、「二年」を「七年」に、「三十万円」を「三百万円」に、同条第三号中「第四十八條第三項」を「第八條の三第九項、第四十八條第三項」に改め、「第五十四條第一項」の下に「（第八條の三第九項を除き、これらの規定を第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の五第一項又は第二項の規定による命令に従わない者

第九十一条中「左の」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同条第一号から同

第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第六條第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八條第一項第五号の規定に違反して事業者が再販売価格維持行為をさせたもの

第九十一條に次の二号を加える。

九 第九十條の規定に違反して再販売価格維持行為をした者

十 第六十七條第一項又は第二項（これらの規定を第八條の第三項及び第二十條の第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一條の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九十條を同条第十十條とし、同条第八十條の次に次の一号を加える。

九 第二十條の三の規定による命令に従わない者

第九十三條を削る。

第九十四條中「第五十一條の二」の下に「（これらの規定を第八條の第三項及び第二十條の第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月」を「一年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条を第九十三條とする。

第九十三條の次に次の一條を加える。

第九十四條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四條の二中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「十万円」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から同条第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十條の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第九十四條の二第一号中「第四十條」の下に「（第八條の第三項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号、第三号及び第四号中「第五十一條の二」の下に「（これらの規定を第八條の第三項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第五十三條の二」の下に「（第八條の第三項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十五條第一項中「第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第五号まで若しくは第七号から第十号まで」に、「第九十四條」を「第九十三條」に改め、同条第二項中「第一号若しくは第五号」を「第一号から第三号まで、第七号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五條の二を次のように改める。

第九十五條の二 前条第一項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその法人の理事その他の役員、その人又はその事業者団体の構成事業者も行為者として罰する。

前条第二項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその団体の理事その他の役員又は管理人も行為者として罰する。

前二項の規定は、これらの規定に掲げる法人その他の団体の代表者若しくは管理人又は事業者団体の構成事業者が法人その他の団体である場合においては、その法人その他の団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十七條中「第五十四條第一項」の下に「（これらの規定を第八條の第三項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、

「五十万円」を「十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八條中「第二項」の下に「（これらの規定を第八條の第三項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「三万円」を「五万円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第一百一條の次に次の一條を加える。

第一百一條の二 政府は、この法律の規定の適用を除外し又は制限する規定を廃止する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第十條及び第十一條の改正規定は公布の日から起算して六月を経過した日から、附則第六條の規定は公布の日から施行する。（公正取引委員会の拡充等）

第二條 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機軸の拡充及び職員の定員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならない。

（従前の行為に対する罰則の適用関係）

第三條 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置）

第四條 法第十一條の改正規定の施行の際国内にある会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有している金融業（法第十條第二項に規定する金融業をいう。）を営む会社又は大規模総合商社（法第十條第二項に規定する大規模総合商社をいう。）については、法第十一條第一項ただし書中「あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合」とあるのは「私的独占

の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）

によるこの条の改正規定の施行の日から起算して六十日以内に公正取引委員会に認可を申請した場合において、認可又は却下の処分があるまでの間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

（合併の制限に関する規定の適用関係）

第五條 この法律の施行の日前にした法第十五條第二項の規定による届出に係る合併については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（不況に対処するための共同行為に関する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に存する共同行為に係る改正前の法第二十四條の第三項又は第三項の認可は、この法律の施行の日以後はその効力を有しない。

2 この法律の施行の際現に改正前の法第二十四條の第三項又は第三項の認可を受けている事業者又は事業者団体で、この法律の施行の日以後も引き続き当該認可を受けようとするものは、この法律の施行の日前に公正取引委員会に当該認可の申請をしなければならない。この場合において、そのものがその期間内に当該認可の申請をしたときは、認可又は却下の処分があるまでの間、当該認可を受けたものとみなす。

3 公正取引委員会は前項の規定による認可の申請に対しては、この法律の施行の日前であつても、改正後の法第二十四條の三の規定の例により認可又は却下の処分をすることができ。ただし、当該処分は、この法律の施行の日前にあってはその効力を生じないものとする。

第七條 改正後の法第二十四條の三第六項の規定は、この法律の施行の日前にした同条第二項又は第三項の認可の申請に係るこの法律の施行の日以後の処分についても適用があるものとする。（従前の行為に対する課徴金に関する規定の適

用関係)

第八条 改正後の法第二十條の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為については適用しない。

(物品税法の一部改正)

第九条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四條の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由により」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

この法律施行に要する経費は、平年度約十億円の見込みである。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された
一、石炭資源活用法案(対馬孝且君外四名発議)

石炭資源活用法案
石炭資源活用法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 石炭資源活用委員会(第四條—第十九條)

第三章 石炭資源活用計画(第二十條—第二十三條)

第四章 石炭資源の開発

第一節 開発地域の指定等(第二十四條—第三十二條)

第二節 施業案の認可等の制限(第三十三條—第三十五條)

第三節 鉱区の調整(第三十六條—第四十二條)

第五章 需給の安定(第四十三條—第五十條)

第六章 労働者の確保(第五十一條)

第七章 石炭公司

第一節 通則(第五十二條—第五十八條)

第二節 経営委員会(第五十九條—第六十七條)

第三節 役員及び職員(第六十八條—第七十八條)

第四節 業務(第七十九條—第八十三條)

第五節 財務及び会計(第八十四條—第九十五條)

第六節 監督(第九十六條—第九十七條)

第七節 補則(第九十八條—第九十九條)

第八章 雑則(第一百條—第一百六條)

第九章 罰則(第一百七條—第一百四十四條)

附則

的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「鉱業権」、「探掘権」又は「租鉱権」とは、第二十八條を除くほか、石炭を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「探掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、同条を除くほか、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律で「鉱業施設」とは、石炭鉱業に使用する土地、工作物、機械その他の施設であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第三条 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、探掘権の範囲内において探掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 石炭資源活用委員会

(目的及び設置)

第四条 石炭資源の活用に関する国の施策の計画的な推進と石炭資源の活用に関する行政の民主的な運営に資するため、通商産業省に石炭資源活用委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

第五条 委員会は、次の各号に掲げる事項の重要なものについて調査し、審議し、及び決定し、その決定に基づき通商産業大臣に対し意見を述べる。

一 石炭資源活用基本計画に関する事項

二 石炭資源活用実施計画に関する事項

三 開発地域の指定及び開発計画に関する事項

四 鉱区の調整に関する事項

五 石炭の需給計画に関する事項

六 石炭の価格に関する事項

七 石炭鉱業に従事する労働者に関する事項

八 石炭鉱山の保安に関する事項

九 石炭公司に関する事項

十 石炭鉱業の近代化及び安定並びに石炭鉱業を含む会社の経理の適正化に関する事項

十一 石炭資源の活用に関する施策の実施に要する経費の見積りに関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、石炭資源の活用に関する事項

(意見の尊重)

第六条 通商産業大臣は、委員会から前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(資料提出の要求等)

第七条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 通商産業大臣は、石炭資源の活用に関する施策について、随時、委員会に出席して意見を述べることができる。

(組織)

第八条 委員会は、次に掲げる委員十人で組織する。

一 石炭鉱業の事業者を代表する者

二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者

三 石炭の需要者を代表する者

四 石炭鉱業に関し学識経験を有する者

2 委員長以外の委員のうち六人以内は、非常勤

とすることが出来る。

- 3 委員会に、委員のほか、特別委員二人を置く。
- 4 特別委員は、議決に加わることができない。
- 5 特別委員は、非常勤とする。

(委員等)

第九條 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第一項第四号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員がその職務を代理する。

(委員等の任命)

第十條 委員は、両議院の同意を得て、通商産業大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することが出来る。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後承認が得られないときは、通商産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
 - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者

- 5 特別委員は、石炭鉱山所在地の地方公共団体の長のうちから、通商産業大臣が任命する。

(委員等の任期)

第十一條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることが出来る。
- 3 前二項の規定は、特別委員に準用する。

(委員の失職及び罷免)

第十二條 委員は、第十條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うも

とする。

- 2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができなかつたと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。

(会議)

第十三條 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員五人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

- 4 委員長に事故がある場合における第二項の適用については、第九條第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第十四條 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員等の職務)

- 第十五條 委員及び特別委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 第十六條 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
 - 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること
 - 二 通商産業大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

- 2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(専門委員)

第十七條 専門の事項を調査させるため、委員会に、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

- 3 専門委員は、非常勤とする。

第十八條 委員会の庶務は、資源エネルギー庁石炭部において処理する。

(政令への委任)

第十九條 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 石炭資源活用計画

(石炭資源活用基本計画)

第二十條 通商産業大臣は、昭和五十一年度以降の毎五箇年を各一期とする石炭資源活用基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標
 - 二 当該基本計画の最終年度における石炭の生産率、生産費その他石炭産業の近代化の目標

- 三 未開発炭田の開発に関する事項
- 四 掘採が休止又は廃止されている炭田の開発に関する事項
- 五 鉱業権、租鉱権、鉱業施設又は石炭の掘採の事業(以下「鉱業権等」という。)の買取りに関する事項
- 六 石炭鉱山の近代化に関する事項
- 七 石炭の需給の安定に関する事項
- 八 石炭鉱業に従事する労働者の確保に関する事項

- 九 石炭鉱山の保安に関する事項
- 十 海外における石炭の探鉱、掘採等に関する事項
- 十一 その他石炭資源の活用に関する重要事項

第二十一條 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

- 4 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第八号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

第二十一條 通商産業大臣は、毎年度、基本計画の実施を図るために必要な石炭資源活用実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第二十二條 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

- 2 第二十條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第二十三條 政府は、実施計画に定める石炭資源の活用のために、必要な資金の確保に努めるものとする。

第四章 石炭資源の開発

第一節 開発地域の指定等

(開発地域の指定)

第二十四條 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、次の各号に掲げる地域であつて、石炭資源の活用のためにはその開発を計画的に行ふ必要があると認められるものを指定することができる。

- 一 石炭資源の開発が十分に行われていない地域

- 二 石炭の掘採が休止又は廃止されている地域

第二十五條 前項の規定による指定は、告示により行う。

(土地の立入り)

第二十六條 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限り

でない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十六条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第二十七条 第二十五条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合においては、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができ、この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(掘採の制限)

第二十八条 何人も、第二十四条第二項の告示に係る地域(以下「開発地域」という。)内にある鉱区又は租鉱区においては、第三十二条の規定により通商産業大臣の承認を受けた事業計画に従つて石炭を掘採する場合のほか、第三十一条第二項に規定する開発計画の告示の日から三月を経過した日(第三十二条第一項前段の規定により事業計画について承認を申請した者にあつては、その申請に係る事業計画について承認又は承認のあつた日)以後石炭を掘採してはならない。ただし、石炭と同種の鉱床中に存する

他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者がその鉱業権又は租鉱権を行使する場合(第三十一条第二項に規定する開発計画の実施に支障を生ずる場合として政令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)

第二十九条 通商産業局長は、開発地域の全部又は一部の区域について鉱業権の設定若しくは鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつた場合において当該出願又は認可の申請をした者が石炭公団以外の者であるときは、その出願を許可し、又はその申請を認可してはならない。ただし、当該出願が第三十六条第一項の規定による協議に基づきものである場合においては、この限りでない。

(鉱業権等の買取請求)

第三十条 その鉱区又は租鉱区が開発地域内にある鉱業権者又は租鉱権者は、石炭公団に対し、当該鉱区又は租鉱区に係る鉱業権等の買取を請求することができる。

2 前項の規定により石炭公団が買い取る場合における鉱業権等の評価その他買取に関し必要な事項は、政令で定める。

(開発計画)

第三十一条 通商産業大臣は、第二十四条の規定により指定したときは、遅滞なく、当該開発地域の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画(以下「開発計画」という。)に定める事項は、次のとおりとする。

一 石炭資源の開発を行うことにより達成すべき石炭の生産数量、生産能率及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要事項

3 第二十二條第一項の規定は、開発計画に準用する。

4 第二十条第三項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(掘採の事業計画)

第三十二条 開発計画が告示されたときは、次の各号に掲げる者は、その告示の日から三月以内に当該計画に準拠して当該開発地域内にある鉱区又は租鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 石炭公団

二 第二十四条第二項の規定による告示の際当該告示に係る開発地域内にある鉱区又は租鉱区において石炭を掘採している者

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第二節 施業案の認可等の制限

(施業案の認可の制限)

第三十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者から施業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第二項又は第八十七条において準用する同項の規定により施業案の認可の申請があつた場合において、当該施業案によるときは、石炭の生産能率が通商産業省令で定める基準に達しないと認められるとき又は保安の確保若しくは環境の保全が充分でないと認められるときは、これらの規定の認可をしてはならない。

(請負夫の使用の承認)

第三十四条 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」という。)に従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その

他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第三十五条 通商産業大臣は、前条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間を超えず、かつ、その申請に係る作業に請負夫に従事させることにより基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同条の承認をしなければならない。

第三節 鉱区の調整

(採掘権の譲渡等の勧告)

第三十六条 通商産業大臣は、採掘権者が隣接する場合であつて、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違するため、若しくは鉱区相互の間の境界が複雑であるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱床の円滑な実施ができないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減を行うことによつてその鉱床の急速かつ計画的な開発を行うことができると認めるときは、当該採掘権者の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による鉱区の増減の出願に係る協議に基づき出願については、施業法第四十五条第三項の規定にかかわらず、同法第二十二條及び第二十四条から第三十五条までの規定は、適用しない。

3 第一項の規定による鉱区の増減の出願に係る協議に基づき出願は、当事者が連名でなければならない。

(決定の申請)

第三十七条 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当

事業者は、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 前項の決定を申請するには、前条第一項の規定による協議の経過を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を提出しなければならない。

(意見書の提出)

第三十八条 通商産業大臣は、前条第一項の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに、当該採掘権者及び当該採掘権に關し登録上利害關係を有する第三者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定してはならない。

(処分禁止)

第三十九条 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第三十七条第一項の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第四十一条第二項の規定による採掘権の移転若しくは変更の登録があるまで、又は第四十二条第二項において準用する鉱業法第九十九条の規定により決定がその効力を失うまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第四十条 通商産業大臣は、次に掲げる事項を定めて、採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 採掘権の所在地

二 採掘権の登録番号

三 採掘権の譲渡の場合にあつてはその譲渡の時期、採掘権相互の間の鉱区の増減の場合にあつては採掘権の変更の時期及び内容

四 対価並びにその支払の時期及び方法

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第四十一条 前条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減について協議が調つたものとみなす。

2 前項の規定により協議が調つたものとみなされた場合において、対価を支払うべき者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、その採掘権の移転又は変更の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

(鉱業法の準用)

第四十二条 鉱業法第九十七条及び第九十八条の規定は、第四十条第一項の決定による対価に準用する。

2 鉱業法第九十九条の規定は、第四十条第一項の決定に準用する。

第五章 需給の安定

(需給計画)

第四十三条 通商産業大臣は、毎年度、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

2 第二十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(生産数量等の指示)

第四十四条 通商産業大臣は、前条の需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者(石炭公団を除く。以下この章及び第八章(第百条を除く。)において同じ。)に対し、石炭の品位と数量を定め、その生産について必要な指示をするものとする。

(石炭公団による買取り)

第四十五条 鉱業権者又は租鉱権者が前条の指示に従い掘採した石炭は、石炭公団が買取るものとする。

(販売の制限)

第四十六条 石炭公団以外の者は、石炭を業として販売してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭公団に売り渡す場合

二 鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭公団の委託を受けて販売する場合

三 次条ただし書の規定による委託を受けて石炭を輸入した者がその輸入した石炭を石炭公団の委託を受けて販売する場合

四 石炭公団の指定を受けた者が小口需要に應ずるための石炭を販売する場合

(輸入又は輸出の制限)

第四十七条 石炭公団以外の者は、石炭を業として輸入し、又は輸出してはならない。ただし、石炭公団の委託を受けた場合は、この限りでない。

(価格の決定)

第四十八条 通商産業大臣は、毎年度、石炭の販売価格及び石炭公団の石炭の買取価格を定めなければならない。

2 前項の買取価格は、政令で定めるところにより、石炭の標準的な生産費を基準とし、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件を参考して定めるものとする。

3 第一項の販売価格は、同項の買取価格、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参考して定めるものとする。

4 第二十条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(石炭の価格の変更)

第四十九条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格又は買取価格を変更しなければならない。

2 第二十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要増加のための措置)

第五十条 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を講ずるものとする。

第六章 労働者の確保

第五十一条 政府は、石炭鉱業に従事する労働者の確保を図るため、次の各号に掲げる事項について、速やかに、適切な措置を講じなければならない。

一 労働時間の短縮その他労働条件の改善に関する事項

二 労働者のための住宅の建設の促進に関する事項

三 厚生施設、医療施設及び教育施設の整備に関する事項

四 労働者の年金に関する制度の拡充に関する事項

五 石炭鉱業に関する技術の修得に関する事項

第七章 石炭公団

第一節 通則

(目的)

第五十二条 石炭公団は、石炭資源の活用を図るため、石炭資源の開発、石炭の需給の安定、鉱業権等の買取り、石炭鉱業に対する資金の供給等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第五十三条 石炭公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五十四条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五十五条 公団の資本金は、一千億円とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、公団に追加して出資することができる。この場合において、公団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五十六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五十七條 公団でない者は、その名称中に石炭公団という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第五十八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、公団に準用する。

第二節 経営委員会

(設置)

第五十九條 公団に、経営委員会を置く。

(権限)

第六十條 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

一 予算、事業計画及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行

四 長期借入金及び石炭債券の償還計画

五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第六十一條 経営委員会は、次に掲げる委員七人並びに公団の総裁及び副総裁をもつて組織する。

一 石炭鉱業の事業者を代表する者 一人

二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者 一人

三 石炭の需要者を代表する者 二人

四 石炭鉱業に關し学識経験を有する者 三人

2 経営委員会に委員長を置き、前項第四号に掲げる委員のうちから、委員が選舉する。

3 委員長は、経営委員会の会務を總理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命及び任期)

第六十二條 委員は、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格事項)

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 政府職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く)

三 公団の役員又は職員

(委員の罷免)

第六十四條 通商産業大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しななければならない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の秘密保持義務)

第六十五條 第十五條の規定は、委員に準用する。

(會議)

第六十六條 経営委員会は、委員長が招集する。

2 経営委員会は、委員長、委員三人以上及び総裁又は副総裁の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

3 経営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長に事故がある場合における第二項の適用については、第六十一條第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

5 経営委員会は、理事、監事又は公団の職員をその會議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

とができる。

(公務員たる性質)

第六十七條 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 役員及び職員

(役員の種類)

第六十八條 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事九人以内及び監事三人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第六十九條 総裁は、公団を代表し、その業務を總理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第七十條 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

第七十一條 総裁及び監事は、通商産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員は、再任されることが出来る。

4 役員は、再任されることが出来る。

(役員の種類)

第七十二條 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第六十三條第一号又は第七十三條第一号に該当するときは、その役員を罷免しななければならない。

第七十三條 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第六十四條第二項各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を罷免することができる。

2 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を罷免しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の種類)

第七十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第七十五條 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第七十六條 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十七條 公団の職員は、総裁が任命する。

(準用規定)

第七十八條 第十五條及び第六十七條の規定は、役員及び職員に準用する。

二号に該当するに至つたときは、その役員を罷免しななければならない。

第七十三條 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第六十四條第二項各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を罷免することができる。

2 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を罷免しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の種類)

第七十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第七十五條 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第七十六條 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十七條 公団の職員は、総裁が任命する。

(準用規定)

第七十八條 第十五條及び第六十七條の規定は、役員及び職員に準用する。

第四節 業務

(業務の種類)

第七十九條 公団は、第五十二條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 石炭の探鉱及び掘採

二 石炭の買取り及び販売(輸入及び輸出も含む)。

三 第三十條第一項の規定による買取請求に係る鉱業権等その他の鉱業権等の買取り

四 買取りした鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償

五 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付
六 石炭鉱山の近代化に必要な資金であつて通商産業省令で定めるものの長期かつ無利子の貸付け

七 前号に掲げるもののほか、石炭の掘採の事業に必要な資金で通商産業省令で定めるものの貸付け又はその資金に係る債務の保証
八 石炭鉱山の近代化に必要な機械であつて通商産業省令で定めるものの貸付け及び譲渡
九 石炭の流通の合理化に必要な資金であつて通商産業省令で定めるものの貸付け

十 石炭の液化及びガス化の事業化の推進
十一 海外における石炭の掘採及び掘採並びにこれらに必要な権利又は施設の取得
十二 海外における石炭の掘採及び掘採の事業に必要な資金を供給するための出資若しくは資金の貸付け又はその資金に係る債務の保証

十三 前各号の業務に附帯する業務
十四 前各号に掲げるもののほか、第五十二条の目的を達成するために必要な業務
2 公団は、前項第十四号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)
第八十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を告示しなければならない。

(鉱害賠償のための積立て)
第八十一条 公団は、その買い取つた鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償に要する費用に充てるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立てをしなければならない。

(坑内骨格構造整備拡充補助金の交付)
第八十二条 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者が行う坑道の掘削又は拡大の工事であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに必要な経費について行ふものとする。

(利益の配当の制限)
第八十三条 第七十九条第一項第六号に掲げる資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金金の償還が終るまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行った後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

第五節 財務及び会計
(事業年度)
第八十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)
第八十五条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第八十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第八十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第八十八条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)
第八十九条 公団は、通商産業大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 債券の償還者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の援助)
第九十条 政府は、公団に對し、予算の範囲内において、鉱業権等の買取り及び坑内骨格構造整備補助金の交付に必要な資金の全部又は一部に充てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公団に對し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

第九十一条 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ。

(償還計画)
第九十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第九十三条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 資金運用部への預託
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

四 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
(給与及び退職手当の支給の基準)
第九十四条 公団は、その役員及び職員に對する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第九十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものは、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第九十六条 公団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第九十七条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(鉱業法の適用除外)

第九十八条 公団が買収する租鉱権については、鉱業法第七十二条の規定は、適用しない。

(大蔵大臣との協議)

第九十九条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第七十九条第二項、第八十条第一項、第八十五条、第八十九条第一項、第二項及び第六項並びに第九十二条の認可をしようとするとき。

二 第八十七条第一項及び第九十四条の承認をしようとするとき。

三 第七十九条第一項第六号から第九号まで、

第八十二条及び第九十五条の通商産業省令を定めようとするとき。

四 第九十三条第四号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 雑則

(鉱業法の適用除外)

第一百条 鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。

(業務又は経理の改善等に關する報告)

第一百一条 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に關する報告をすることができ、

2 通商産業大臣は、鉱床の一体的な開発、鉱業施設の効率的な利用その他石炭鉱業の生産又は経営の近代化を図るため、鉱業権者又は租鉱権者が相互に協力して事業活動を行い、又はその事業を一体的に運営することが特に必要であると認めるときは、当該鉱業権者又は租鉱権者に対し、必要な報告をすることができ、

(報告の徴収)

第一百二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第一百三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(不服申立ての手續における聴聞)

第一百四条 通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、公開に

よる聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服の理由の制限)

第一百五条 第四十条第一項の決定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

(権限の委任)

第一百六条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第九章 罰則

第一百七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定に違反して、石炭を掘採した者

二 第三十四条の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところにやらないで請負夫を作業に従事させた者

第一百八条 第十五条(第六十五条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の規定に違反して石炭を業として販売した者

二 第四十七条の規定に違反して石炭を業として輸入し、又は輸出した者

第一百十條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

者

二 第一百二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第一百三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百十一条 第九十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七十七条、第九十九条又は第一百十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第七十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第九十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第一百十四条 第五十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)及び電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年法律第四十四号)は、廃止する。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、

別に法律で定める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、初年度において
約二百五十億円の見込みである。

第九号中正誤

ページ 段 行 誤

二 二 終わり
九 明に 明確に

第十号中正誤

ページ 段 行 誤

二 四 終わり
二 四 琢磨 琢磨
五 二 〃 価値感 価値観
九 四 〃 持って、 持って

第十一号中正誤

ページ 段 行 誤

二 四 〇 登録、 登録
一 九 四 終わり
二 五 態容 態様

第十二号中正誤

ページ 段 行 誤

二 一 四 権査 検査
一 八 一 終わり
三 当 話
〃 〃 〃 話然 当然

昭和五十年六月十二日印刷

昭和五十年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W